平成19年11月宮崎県定例県議会

平成18年度普通会計決算特別委員会総務政策分科会会議録

平成19年11月28日~30日·12月3日~4日

場 所 第2委員会室

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成18年度決算の認定について

出席委員(9人)

主		查	中	野	廣	明
副	主	查	松	村	悟	郎
委		員	中	村	幸	_
委		員	星	原		透
委		員	黒	木	覚	市
委		員	外	Щ		衛
委		員	鳥	餇	謙	$\vec{-}$
委		員	河	野	哲	也
委		員	Ш	添		博

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総 務 部

総務 部 長 渡辺義 総務部次長 瀬 和 吉 明 (総務・職員担当) 総務部次長 宮 田 廣 志 (財務担当) 危機管理局長 佐 藤 勝 士 部参事兼人事課長 村 巖 出 部参事兼行政経営課長 米 原 隆 夫 財 政 課 長 和田雅 晴 税 務 長 後藤文雄 総務事務センター課長 柄 本 寛 髙 昭 二 危機管理室長 Ħ 押川利孝 消防保安室長

事務局職員出席者

 総務課主幹
 黒田
 渉

 議事課主任主事
 今村左千夫

○中野主査 ただいまから普通会計決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてでありますが、 お手元に資料を配付いたしております。28日か ら30日までは分科会単位での通常決算審査で、28 日が総務部、29日が総合政策本部、その他各種 委員会となっております。12月3日(月曜日) は、実際に不適正な事務処理により取得した備 品等の現物及び備品台帳を確認するとともに、 今後の再発防止に向けた取り組み状況を確認す ることといたしております。4日は、今申し上 げました委員長報告骨子案について委員協議を 予定いたしております。

日程につきましては、お手元に配付いたして いるとおりであります。

また、さきの主査会の報告をいたしますけれども、まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元に配付いたしております「分科会説明要領」により行われますが、説明については、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。100%執行の分がこれまで問題になっておりますので、そこのところはよろしく御審議ください。

また、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてでありますが、 その場合は、主査において他の分科会との時間 調整を行った上で質疑の場を設けることとする 旨、確認がされておりますので、よろしくお願いいたします。監査委員を呼ぶにはいろいろ時間調整、各課ありますから、そういうことだと思います。

次に、執行部職員の不在についてでありますが、総務部総務課の米良部参事兼課長が忌引のため欠席する旨の届け出がありましたので、御了承いただきたいと思います。そういうことですが、よろしいですか。

○黒木委員 100万円以下は説明がないと。今度一番問題になったのは、100万円以下でも重要なところは説明をきちっとさせるという……。

○中野主査 大きな金額とかはしっかり時間をかけて、100万のやつは、今まで説明は入札残とかそういうやつです。100%執行の分に限らず、しっかり疑問点があるところは。

○黒木委員 3日は、ほかの委員会はそれぞれ 出ていくようですが、うちは出ていかないのか。物品の確認だけは持ってきてするのか。

○中野主査 現物をここに持ってきます。あと、統計調査課の通帳もあります。それも回して皆さんに確認してもらいます。ただ、通帳と、備品台帳の黒塗りしておった分、それを確認するときだけは秘密会ということで考えております。よろしいですか。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時6分休憩

午前10時8分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成18年度決算につきまして、執 行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執 行部の説明がすべて終了した後にお願いいたし ます。

○渡辺総務部長 それでは、今回御審議をいた

だきます平成18年度決算につきまして、お手元 に配付いたしております「主要施策の成果に関 する報告書」及び「平成18年度決算特別委員会 資料」に基づきまして、御説明を申し上げます。

まず、平成18年度一般会計決算の概要につい てでございますが、お手元の「主要施策の成果 に関する報告書」のほうをお願いしたいと思い ます。報告書の1ページをお開きください。こ こに平成18年度の一般会計決算の概要等を記し てございますが、これに基づきまして御説明申 し上げます。まず、平成18年度の決算額でござ いますけれども、歳入総額が6,004億1,527 万6,000円、歳出総額が5,944億7,208万3,000円 となっております。歳入総額から歳出総額を差 し引きました形式収支は59億4,319万3,000円と なっております。また、この形式収支から平成19 年度へ繰り越すべき事業に充当する財源40 億1,758万4,000円を差し引きました実質収支で は、19億2,560万9,000円の黒字となっておりま す。

平成18年度決算の特徴といたしましては、表の下のほうに書いてございますとおり、1つ目といたしまして、決算規模が歳入歳出ともに前年度を下回ったこと、2つ目として、財源の確保に努める一方、徹底した経費の節減に努めたこと等によりまして、前年度並みの実質収支を確保することができたことでございます。

次に、別添の「平成18年度決算特別委員会資料」のほうをお願いしたいと思います。この資料の9ページをお開き願います。この表は、長期計画に基づいた総務部の施策の体系表でございます。右端のアンダーラインで示しております4つの主要施策の成果につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、最初の防災対策の充実についてでございます。大規模・多様

化する災害に対応できる防災体制の強化を図り ますために、総合防災訓練の実施や、24時間防 災ウオッチ・情報伝達システムの構築により初 動体制を確立しますとともに、防災教育用の視 聴覚教材の作成や防災啓発講演会を開催したと ころでございます。また、防災に関する総合情 報ネットワークを構築する各設備の更新を実施 し、国、市町村及び防災関係機関との情報の収 集、連絡体制の整備を図ったところでございま す。次に、2つ目の消防対策の充実についてで あります。まず、航空消防防災管理運営でござ いますが、防災救急ヘリ「あおぞら」による緊 急出動回数でございますが、これにつきまして は、救急、救助などで合計で82回ということに なっております。消防防災力強化促進につきま しては、市町村に対しまして、高規格の救急自 動車、消防団拠点施設等の整備を支援したとこ ろでございます。次に、3つ目の産業保安の確 保についてであります。火薬類及び高圧ガスの 取扱者等に対する保安講習や、施設の保安検査、 立入検査等を実施して、事故防止を図ったとこ ろでございます。次に、4つ目の国民保護のた めの体制の整備についてであります。宮崎県国 民保護計画を改正するとともに、市町村に対し ましても、計画作成に向けての説明会等を実施 したところでございます。

次に、10ページをお願いいたします。総務部の18年度歳出決算の状況についてであります。 総務部全体では、一番下の計の欄でございますが、歳出予算額が1,293億6,796万6,446円、支出済額が1,291億2,921万2,554円、翌年度繰越額が4,140万1,500円、不用額として1億9,735万2,392円、執行率は99.8%となっております。 なお、翌年度への繰り越しは、総合情報ネットワーク設備更新事業でございます。

次に、監査における指摘事項についてでござ います。25ページをお願いいたします。まず、 (2)の支出事務に関しまして、消防学校におき まして、「旅費について宿泊料の計算を誤り、過 払いとなっているものがあった」との指摘事項 であります。これは、宿泊料の二重計算による 算定誤りと、チェックの不備によるものであり ます。平成19年1月30日に戻入命令を行い、平 成19年2月8日に返納を受けたものでございま す。次に、(3)の契約事務に関し、小林県税事 務所におきまして、「契約額が100万円以上であ る清掃業務委託及び冷暖房運転保守管理業務委 託につきまして、完了検査後に作成が必要とな る検査調書が作成されていなかった」との指摘 事項であります。この委託契約は、業務報告書 等の提出を受け、検査員が検査を行い、毎月の 支払いを行っておりましたが、最終支払い時に 検査調書を作成していなかったもので、この指 摘を受けまして直ちに検査調書を作成したとこ ろであります。今後はこのようなことがないよ う、内部牽制の強化を図るなどして適正な事務 処理に努めてまいります。

また、お手元の「平成18年度宮崎県歳入歳出 決算審査及び基金運用状況審査意見書」におき まして、2件の意見・留意事項がございます。 これにつきましては、後ほど関係課長から御説 明させていただきます。

以上、私のほうから概要を御説明いたしましたが、各課・室ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、それぞれ関係課長、室長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。なお、本日は総務課長が忌引のため分科会を欠席いたしております。代理といたしまして、課長補佐の奥野が出席をいたしておりますので、総務課に係るものにつき

ましては、課長補佐のほうから説明をいたさせます。あわせてよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

〇和田財政課長 まず、お手元の平成18年度決算特別委員会資料の1ページをお開きください。一般会計歳入決算の状況を御説明いたします。増減額の大きなものを主に御説明いたしますと、まず一番上の県税でありますけれども、県税の18年度決算額は885億7,276万9,000円で、前年度に比べまして31億円余、3.7%の増となっております。続きまして、一番下の地方消費税清算金の平成18年度決算額は214億7,626万2,000円で、前年度に比べまして8億円余、4.2%の増となっております。これらの詳細につきましては、後ほど税務課長が御説明いたします。

2ページをお願いいたします。まず、一番上 の地方譲与税でありますが、決算額が212億1,938 万7,000円で、前年度と比べまして117億円 余、125%の増となっております。これは、地方 特例交付金の税源移譲予定特例交付金が廃止さ れ、所得譲与税に移行したこと等によるもので ございます。その次の地方特例交付金でありま すが、決算額5億3,210万5,000円で、前年度に 比べまして67億円余、92.7%の大幅な減となっ ております。これにつきましては、先ほど地方 譲与税のところで申し上げましたけれども、税 源移譲予定特例交付金が廃止されたことによる ものでございます。その次の地方交付税であり ますが、決算額が1,883億5,356万6,000円で、前 年度に比べて22億円余、1.2%の減となっており ます。これは、国の総額抑制による普通交付税 の減や、災害等特殊事情分の減による特別交付 税の減によるものでございます。分担金及び負 担金でありますが、決算額34億7,026万円で、前 年度に比べて46億円余、57.1%の減となってお ります。これは、平成17年度には国営土地改良 事業の地元負担金の繰り上げ償還分という特殊 な増要因があったわけでありますけれども、そ れがなくなったことによります減でございます。

次に、3ページをごらんください。一番上の 国庫支出金でありますが、全体では11.1%の減 となっております。これは、災害復旧費国庫負 担金につきましては15.5%の増となる一方で、 義務教育費国庫負担金が20%の減になったこと、 それから、NTT無利子貸付金償還金補助金が 皆減となったこと、選挙費等の減により総務費 委託金が79.8%の減になったこと、こういった ことによりましてトータルでは11.1%の減とい う状況でございます。寄附金でありますけれど も、決算額が2億9,251万8,000円で、前年度に 比べまして9億円余、76.1%の大幅な減となっ ております。これは、平成17年度には財団法人 宮崎21世紀戦略推進財団の残余財産の寄附が あったわけでありますけれども、そういった特 殊要因がなくなったことによる減でございます。 その次の繰入金ですけれども、決算額106億2,366 万8,000円で、前年度に比べまして36億円 余、25.8%の減となっております。これは、財 政調整積立金等の基金の取り崩しの減等による ものでございます。

4ページをお願いいたします。2番目の県債でありますけれども、決算額が828億9,163万3,000円で、前年度に比べて47億円余、5.4%の減となっております。これは、投資的経費の抑制に伴いまして農林水産業債や土木債などが減になったこと、国全体として臨時財政対策債の発行が抑制されたこと等によるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。収入未 済額の状況についてであります。18年度の収入 未済額ですけれども、左側の表の下の計に書いてございますけれども、県税や諸収入など合わせまして合計で28億6,535万3,000円となっており、調定額に対する割合は0.47%となっております。表の下の欄外に書いておりますけれども、収入未済額は、昨年度に比べまして、全体で137万6,000円増加しているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。決算に 関する主な指標を掲げてございます。まず、表 の一番上の財政力指数でありますけれど も、0.289と、前年度に比べますと0.025伸びて おりますけれども、引き続き0.3を下回るという ことでありまして、財政力の厳しい団体の一つ という状況に変わりないというところでござい ます。また、表の2番目の自主財源比率につき ましては、前年度とほぼ横ばいという状況でご ざいます。

それ以外の指標につきましては、右側の7ペー ジに過去の推移をグラフにしておりますので、 そちらによりまして御説明をさせていただきま す。まず、7ページの一番上のグラフでありま すけれども、県債発行額につきましては、ここ 数年、投資的経費の抑制により減少いたしてお りますけれども、過去の借金の償還であります 公債費が高水準になっておりまして、歳出に占 める公債費の割合も年々高くなっている、そう いう状況にございます。また、真ん中のグラフ でありますけれども、県債残高につきましては、 近年大きく増加しておりましたが、ようやく増 加傾向に歯どめがかかっているところでござい ます。逆に、基金残高につきましては、平成6 ~7年ごろをピークに減少しているところとい う状況でございます。一番最後に、下の折れ線 グラフでありますけれども、経常収支比率につ きましては、年々悪化してきておりまして、弾 力性を失いつつあるという、80%を大きく上回っている状況になっております。公債費負担比率は近年減少しているものの、財政運営の硬直性が高い状況であり、引き続き財政改革に取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

続きまして、資料が変わりまして、平成18年 度の主要施策の成果に関する報告書をお願いい たします。報告書の2ページをお開きください。 まず、2ページでありますけれども、2ページ につきましては、先ほど資料により説明いたし ましたので、省略させていただきまして、3ペー ジの歳出決算の概要について御説明をさせてい ただきたいと存じます。まず、款別についてで ありますけれども、表の一番下の欄をごらんい ただきますと、平成18年度の歳出決算額は5,944 億7,208万3,000円で、対前年度比4.1%の減と なっております。表の下の特徴のところをごら んください。重立ったものについて御説明をい たします。まず、特徴の1つ目の総務費であり ますけれども、これにつきましては、財政調整 積立金等の減等によりまして、対前年度比10.1% の減というふうになっております。2つ目の民 生費及び衛生費につきましては、障害者自立支 援法の施行に伴いまして、精神保健福祉事業が 衛生費から民生費に移行になったこと等により まして、民生費につきましては、前年度比4.3% の増、衛生費は逆に前年度比13.9%の減という ふうになっております。1つ飛ばしまして、4 つ目の農林水産業費につきましては、森林環境 税基金積立金の増はありましたものの、土地改 良事業負担金や緊急治山事業、中山間地域総合 整備事業等の公共事業の減によりまして、前年 度比10.9%の減というふうになっております。 その下の5つ目の土木費でありますけれども、

公共砂防事業等の増はあったものの、公共道路 新設改良事業等の減によりまして、前年度比で は6.5%の減というふうになっております。一番 下の公債費でありますけれども、一般単独事業 債償還額等の減によりまして、前年度比4.3%の 減という状況でございます。

次に、4ページをお開きください。次は歳出 決算の性質別の状況であります。これも表の下 の特徴のところをごらんいただきますと、まず、 1つ目の義務的経費でありますけれども、義務 的経費につきましては、人件費が退職手当の増 等によりまして、前年度比1.3%の増、公債費が 一般単独事業債償還額等の減によりまして、前 年度比4.3%の減となりまして、全体といたしま しては、前年度比1.4%の減という状況になって おります。その次の投資的経費でありますけれ ども、普通建設事業費が公共事業の減などによ りまして、前年度比12%の減、災害復旧事業費 が前年度比1%の増となりまして、全体として は前年度比で9.6%の減という状況になっており ます。最後のその他の経費でありますけれども、 積立金が、障害者自立支援対策臨時特例基金へ の積立金の増により前年度比11.8%の増になっ たものの、物件費や貸付金等の減によりまして、 全体としては前年度比2.2%の減という状況でご ざいます。

一般会計の決算の概要については以上でございます。

○後藤税務課長 県税及び地方消費税清算金に つきまして御説明申し上げます。

委員会資料の8ページをお開きください。平成18年度の県税歳入決算につきましては、表の一番上の県税計の欄であります。最終予算額884億2,000万円に対しまして、調定額が910億4,760万9,000円、収入済額が885億7,276万9,000円と

なっております。収入済額の前年度比は103.7% となっております。最終予算額に対しましての 増減額は、C-Aの欄にありますように、1 億5,276万9,000円の増収であります。不納欠損 額につきましては、2億8,392万2,000円となっ ております。収入未済額につきましては、21 億9,467万4,000円であります。徴収率は97.3%、 昨年度より0.2ポイント上昇しております。

収入済額の主な税目について御説明申し上げます。Cの欄の上のほうから4行目でございます。個人県民税は149億8,119万8,000円、前年度比112.6%。3つ飛びまして、法人事業税は218億9,521万7,000円、前年度比111.1%。その下の譲渡割地方消費税は92億5,103万1,000円、前年度比98.4%。4つ飛びまして、自動車税でございます。150億3,377万9,000円、前年度比97.6%。3つ飛びまして、軽油引取税でございます。115億3,197万5,000円、前年度比98.8%であります。今の5税目で約727億、82%を占めております。

右から2番目の収入未済額の主なものについて御説明申し上げます。上から4行目の個人県民税は10億8,907万7,000円で、未済額の49.6%を占めており、前年度より約5,340万ふえております。下から7行目になりますが、自動車税でございます。6億2,352万3,000円、全体の28.4%を占めておりまして、前年度より約9,000万円減少しております。3つ飛びまして、軽油引取税であります。1億4,492万5,000円でありますが、このうち約1億4,000万円は18年度収入となる納税の猶予分でありましたが、納付日が土日に当たったために6月4日の収入となりまして、5月末の出納閉鎖に間に合わなかったものであります。

各税目ごとの増減につきまして御説明申し上 げます。1ページをお願いいたします。増減の 欄がありますが、18年度は前年に比べて31億円 余増収になっております。主なものを御説明申 し上げます。県民税のうち個人県民税につきま しては、16億7,267万6,000円の増となっており ます。これは、税制改正等の影響によるもので ございます。次に、事業税のうち法人事業税に つきましては、21億8,807万8,000円の増となっ ております。これは、卸・小売業、運輸通信業、 サービス業などが堅調に推移したものでありま す。2つあけまして、自動車税でございます。 3億7,659万6,000円の減となっております。こ れは、登録台数減によりまして課税台数が減少 しているものと考えております。一番下の欄の 地方消費税清算金についてであります。消費税 の申告につきましては、事業者が本店等の所在 地に支店等を含めて一括して申告することに なっております。したがいまして、その申告は 地方よりも大都市に集中しておりますので、各 都道府県の消費に合わせまして地方税を配分す る必要があります。このため、各都道府県間で 清算することになります。18年度の清算金収入 は214億7,626万2,000円となります。前年度より 8億円余の増となっております。以上でござい ます。

○奥野総務課長補佐 総務課の歳出決算の状況 について御説明いたします。

総務課分は決算特別委員会資料の11ページから12ページまでとなっております。12ページのほうをごらんいただきたいと思います。総務課計は、一番下の欄にありますとおり、予算額16億570万3,000円、支出済額が15億9,273万7,245円、不用額が1,296万5,755円で、執行率99.2%となっております。同じページの上のほうの(目)財産管理費の不用額が947万7,639円となっております。その主なものは、節の欄の6番目

になりますが、委託料であります。これは、庁舎管理に要する経費等の執行残でございます。また、下のほうの(目)県有施設災害復旧費の不用額が194万5,732円となっておりますが、これは、平成18年の台風10号及び13号により被災した県有施設の災害復旧工事に係る執行残等に伴う不用額であります。

次に、資料が変わりますけれども、監査にお ける指摘・要望事項として、平成18年度宮崎県 歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書 において意見・留意事項がありました。57ペー ジをお願いします。宮崎県土地開発基金に関す る意見・留意事項であります。3の審査の結果 及び意見の(1)でありますが、「土地開発基金 については、今後の需要を十分踏まえた上で、 基金の必要性あるいは基金規模の妥当性につい ても検討するよう要望する」という意見でござ います。この土地開発基金は、公用もしくは公 共用に供する土地をあらかじめ取得することに よりまして、事業の円滑な執行を図ることを目 的に設置された基金であります。平成14年度以 降は基金を活用する事例は発生しておりません が、突発的かつ緊急的に必要となる用地取得に 対応できるのはこの基金しかないため、今後も 存続させる必要があると考えております。なお、 この基金の規模につきましては、将来の予測で きない需要に対処するものでありますことから、 その妥当性の判断が難しい面もございますけれ ども、関係部局との連携を密にしながら、研究 ・検討を行ってまいりたいと考えております。 今後とも当基金設置の趣旨を踏まえ、また基金 の規模についても検討を加えながら、適正かつ 効率的な基金の活用に努めてまいりたいと考え ております。

総務課は以上でございます。

○岡村人事課長 人事課でございます。人事課 の歳出決算の状況について御説明させていただ きます。

人事課分は決算特別委員会資料の13ページとなっております。人事課計は、同じページの一番下の欄にございますとおり、予算額55億2,031万4,000円、支出済額55億1,908万4,592円、不用額122万9,408円で、執行率は99.9%となっております。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘 ・要望事項はございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇米原行政経営課長 それでは、行政経営課の 歳出決算の状況について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。行政経営課の計は一番下の欄になりますが、左から、予算額1億3,775万3,000円、支出済額1億3,717万109円、不用額は58万2,891円、執行率は99.6%となっております。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。

〇和田財政課長 続きまして、財政課の歳出決 算の状況について御説明いたします。

財政課分は15ページから18ページとなっております。まず、財政課の合計を18ページに記載しておりますので、18ページをお願いいたします。財政課合計は、18ページの一番下の欄にありますとおり、予算額が934億343万4,377円、支出済額が932億4,168万7,637円、不用額が1億6,174万6,740円、執行率は99.8%となっております。このうち、執行残が100万円以上の目が4件、執行率90%未満の目が1件でございます。

それぞれ各費目について御説明いたします。

15ページに戻っていただきたいと存じます。15 ページの上から3段目の(目)一般管理費でご ざいます。予算額が15億7,648万4,000円、支出 済額が14億8,214万1,860円、不用額が9,434 万2,140円、執行率が94.0%となっております。 一般管理費には各課に共通した経費や財政課の 事務費を計上しております。このうち、共通経 費につきましては、例えば県税や国庫補助金等、 県で収納した歳入につきまして還付が生じた場 合などに、各課ごとに執行額を見込むことが困 難でありますので、そういった経費につきまし て、財政課で予算を一括計上し、支出が必要に なった都度、分任して対応することにいたして おります。この経費は、税の還付やその他科目 の不足に備えて年度末まで計上していく必要が ありますので、結果として不用額が生じたもの でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。16ページの1段目の(目)財政管理費でございます。予算額が548万2,000円、支出済額が477万1,206円、不用額が71万794円、執行率が87.0%となっております。財政管理費は、財政課の業務執行に係る事務費を計上いたしておりますけれども、消耗品等の購入につきまして節約いたしましたところ、需用費につきまして58万6,959円の執行残が発生し、その結果、執行率が87.0%になったものでございます。

次に、同じページの下から3段目の(目)財産管理費でございます。予算額が34億5,143万円、支出済額が34億4,712万3,824円、不用額が430万6,176円、執行率が99.9%となっております。これは、財政課所管4基金への積立金でございますけれども、予算額に対しまして積立額が下回ったことによる執行残でございます。

次に、17ページの上から5段目の(目)利子でございます。予算額が164億8,565万6,000円、支出済額が164億6,660万5,542円、不用額が1,905万458円、執行率が99.9%となっております。これは、銀行等引受債につきまして、金融機関との金利交渉の結果、利子支払いが少なくなったことから不用額が生じたものでございます。

18ページをお願いいたします。18ページの下から3番目の(目)予備費でございます。これは、年度途中における不測の事態により予想外の支出が生じた場合などに対処する経費であります。当初予算額で1億円を計上いたしまして、このうち5,685万6,623円を充用いたしました。この結果、予算現額が4,314万3,377円となりまして、これが不用額というふうになっております。充用した主な内訳につきましては、説明欄に記載してありますけれども、県有車両による交通事故などの損害賠償金、管理運営瑕疵事故等の損害賠償金、訴訟等に伴う弁護士に対する着手金及び謝金、その他行政運営経費等への充用でございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘 ・要望事項はございませんでした。以上でござ います。

○後藤税務課長 税務課の歳出決算の状況につきまして御説明申し上げます。

税務課分は19ページから20ページとなっておりまして、総務費と諸支出金でございます。税務課計は20ページの一番下の欄でございます。予算額270億3,604万4,069円、支出済額270億3,495万5,988円、不用額108万8,081円で、執行率は99.9%となっております。このうち、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

次に、歳入歳出決算審査意見書で審査の意見

がありますので、御説明申し上げます。別冊の 決算審査意見書の 7ページをお開きいただきた いと思います。 7ページの4、収入の確保につ いてでございます。(1) 県税収入の確保につい てであります。「地方交付税や国庫支出金などの 依存財源が年々減少する中、自主財源である県 税の収入増を図ることが求められる」。 2行飛び まして、「なお、自主財源の根幹をなす県税収入 については、多様な徴収手法を取り入れるなど 積極的な取り組みにより、前年度に比べ調定額 に対する収入率も改善しているが、なお多額の 収入未済があるので、税務行政運営指針に基づ き、課税・徴収一体となった徴税体制の確立を 図り、収入未済の縮減へのさらなる努力が望ま れる。県税収入未済額の約半分を占める個人県 民税については、三位一体改革により地方自治 体への税源移譲が進み増収が見込まれることか ら、各市町村の実情に即した支援策を進めるな ど、より一層市町村と連携を密にして、効果的 な徴収対策を講じるよう要望する」との御意見 でありました。個人県民税につきましては、徴 収対策会議や徴収実務研修など従来の取り組み に加えまして、今年度は新たに税務職員の併任 人事交流制度を創設いたしまして、県税職員の 市町村派遣など、市町村と一体となった徴収対 策を実施しているところであります。今後とも 滞納整理のさらなる徹底など、収入未済額の縮 減に努めてまいりたいと考えております。

8ページをお開きいただきたいと思いますが、 収入未済額の県税の状況が一番上の欄にありま す。説明は先ほど申し上げましたので、省略さ せていただきます。

19ページでございますが、県税及び地方消費 税清算金の決算状況について説明がございます ので、これは省略させていただきます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センター課長 総務事務センターの歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料のほうをお願いいたした いと思います。総務事務センター分は、決算特 別委員会資料の21ページから22ページまでと なっております。総務事務センターの計は22ペー ジの一番下の欄にございます。予算額7億5,229 万5,000円、支出済額7億4,070万3,770円、不用 額は1,159万1,230円、執行率は98.5%となって おります。目の執行率が90%未満のものについ てはございませんが、人事管理費について執行 残が926万8,918円となっております。このう ち、789万円余は県職員互助会への補助金の執行 残でございます。これは、互助会が実施する各 種事業のうち、県が設置しております独身寮の 寮母に係る人件費の執行残、それと人間ドック 事業等におきまして、鳥インフルエンザへの対 応等によりまして、第4・四半期においてキャ ンセル等が発生したことなどによる執行残でご ざいます。人間ドックの参加者が減ったという ことでございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。 〇日高危機管理室長 続きまして、危機管理局 についてお願いいたします。危機管理局の歳出 決算の状況について御説明いたします。

危機管理局分は、決算特別委員会資料の23ページから24ページまでとなっております。危機管理局の計は24ページの一番下の欄にございます。予算額でありますが、9億1,242万3,000円、支出済額8億6,287万3,213円、翌年度繰越額4,140万1,500円、不用額は814万8,287円で、執行率は94.6%となっております。

繰越額についてでございますが、23ページに 戻っていただきまして、(目) 防災総務費の工事 請負費の4,140万1,500円についてであります。 これは、総合情報ネットワーク設備更新事業に 係る工事でありまして、この事業は、気象情報 等を関係機関に一斉に送信するファクス蓄積装 置の更新を行ったものでありますが、情報提供 元である気象台が年度途中において提供システムの変更を行ったことから、工事中断を余儀な くされたものでございます。気象台の新システムの完成を待って工事を行う必要があったこと から、19年7月末に工事完成となったところで あります。

次に、不用額でございますが、(目) 防災総務 費の不用額が575万円余となっておりますが、主 なものは需用費の144万円余でございまして、無 線設備の維持管理に要する維持補修費に係る執 行残でございます。ほかに役務費の176万円余で ありまして、災害ボランティア活動支援事業の ボランティア保険の執行残等でございます。

次に、24ページをお願いいたします。(目)消防連絡調整費の不用額が156万円余となっておりますが、主なものは報償費の76万円余でございまして、これは消防学校における講師謝金の執行残でございます。次に、(目)銃砲火薬ガス等取締費の執行率が88.8%となっておりますが、主なものは火薬類取締事務の旅費等の執行残でございます。

次に、平成18年度の主要施策の成果についてでございます。なお、私と消防保安室長から御説明しますが、説明項目に前後するものがありますので、よろしくお願いします。「主要施策の成果に関する報告書」の23ページをお願いいたします。1の災害や事故に強い社会、1)危機管理体制の強化についてであります。まず、(1)

の施策、防災対策の充実につきまして、主な事 業としまして、総合防災訓練に取り組みまして、 昨年5月28日に西臼杵の3町で56機関、約1,650 人の参加で訓練を実施したところであります。 次に、新規事業の24時間防災ウオッチ・情報伝 達システム構築に取り組みました。県庁内にお いて24時間災害監視体制の確立を図るとともに、 県民に対してメールにて防災情報や気象情報、 防犯情報を提供するサービスを始めたところで あります。次に、同じく新規事業の産学公・住 民連携による総合防災対策についての取り組み であります。防災啓発講演会を開催するととも に、小中学生向けの防災教育用視聴覚教材の作 成や、大規模地震減災計画の策定を行っており ます。次に、総合情報ネットワーク設備更新の 取り組みです。行政無線設備の一部システムを 計画変更し、国・市町村及び防災関係機関との 災害連絡体制確保を維持しております。

次に、24ページをお願いいたします。施策の評価についてでありますが、③の県民への防災啓発については、各種広報媒体の活用や講演会の開催などにより県民への意識啓発を図ったところでありますが、県民に十分浸透しているとは言えなく、引き続き努力していきたいと考えているところであります。なお、成果指標の自主防災組織率につきましては、平成17年の61.6%から平成18年には56.2%に数字が下がっておりますが、これは、市町村合併の影響によりまして、組織結成の基準を統一したことから低下したものであります。

次に、27ページをお願いいたします。(4)の施策、国民保護のための体制の整備についてであります。

次の28ページをお願いいたします。主な事業 としまして、国民保護計画の作成に取り組みま して、宮崎県国民保護計画の所要の変更を行うとともに、市町村の計画作成に向けて市町村担当者説明会を開催したところであります。施策の評価でありますが、県の国民保護計画につきましては、所要の改正を行うとともに、市町村の計画につきましては、予定どおり18年度中にすべての市町村で作成されたところであります。おおむね順調に進んでいると考えております。

私からは以上であります。

○押川消防保安室長 消防保安室でございます。 よろしくお願いします。

主要施策の成果に関する報告書の25ページに お戻りいただきたいと存じます。(2)の施策、 消防対策の充実についてでございます。まず、 航空消防防災管理運営でありますが、17年2月 から運航開始しました防災救急へリコプター「あ おぞら」の18年度中の緊急運航出動件数は、右 の欄にありますように、救急43件、救助29件な ど計82件となっております。続きまして、消防 指導であります。消防団員の確保や活性化を図 るため、ふるさと消防団パワフル21事業としま して、ラッパ隊フェスティバルや消防団員意見 発表会などを内容とします消防大会や、宮崎県 消防操法大会を開催するとともに、新聞等を活 用した県民への広報啓発を行ったところでござ います。また、救急業務の高度化や増大する救 急需要に対応するため、救急救命士の計画的な 養成に取り組んでおりまして、18年度末現在に おける救急救命士の総数は194人となっておりま す。

次に、26ページをお開きください。消防防災力強化促進につきましては、市町村が実施します高規格救急自動車、消防団拠点施設及び自主防災組織資機材等の整備に対しまして、補助を実施したところであります。次に、施策の評価

でありますが、2の市町村消防防災施設等整備につきましては、補助を行い、整備促進を図ったところでございますが、まだ十分な整備状況にないため、今後も引き続き整備促進に努めてまいりたいと考えております。また、③では、消防団の活性化のため、消防大会を初めとする各種大会、出初め式等への参加や、消防団員の資質向上に向けてのさまざまな訓練研修等を実施してきたところであります。

次に、(3)の施策、産業保安の確保について でありますが、27ページをごらんください。主 な事業、予防指導につきまして、火災による災 害や危険物の事故の未然防止を図るため、消防 設備士及び危険物取扱者に対して新しい知識や 技能の習得のための講習を行うとともに、消防 設備等の適切な維持管理を図るため、防火対象 物を保有する関係者に対しまして、消防設備等 の点検報告制度の啓発を行ったところでござい ます。次の火薬類取り締まり、高圧ガス取り締 まり及び電気保安対策につきましては、施設の 保安・完成検査、立入検査などを行いますとと もに、保安講習の実施により資質の向上など災 害の防止に努めたところでございます。施策の 評価につきましては、残念ながら18年度も6件 の事故が発生しておりまして、なかなか無事故 とはいきませんが、県民の安全性の確保のため、 今後も指導監督、研修等を通じまして産業保安 の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。 〇中野主査 以上、執行部の説明が終了いたしました。

10分間休憩いたします。 午前11時1分休憩 午前11時13分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

総務課、人事課についての質疑を行います。 私のほうから人事課長にお尋ねしますけれど も、4年前か、5年前か、行財政改革で職員等 含めた計画がありましたね。あれは18年度につ いてはどうなっているんですか。

○岡村人事課長 定数削減自体は行政経営課で やっています。

〇中野主査 わかりました。

○鳥飼委員 関連してお尋ねしますけれども、 行政経営課ができて2年ですか、人事課にあり ました対策監とかそういう仕事が向こうに行っ たということだろうと思うんですが、すみ分け といいますか、人事課としてもなかなかやりに くい点とかが出てきているんじゃないかと思っ ているんですけれども、支障がないのかどうか、 その辺お尋ねしたいと思うんです。

○岡村人事課長 今、御指摘のとおり、前、人事課にございました定数の管理とか、また行政効率化、行政改革、いろんな職員提案、そういうものについては行政経営課でやっております。今のところ、確かに定数と人事異動というのは密接に関係するんですけれども、そこは常時、密接な連携が図られておりますので、特段、現状のところでは支障ということはないのではないかと思っております。前任者からもそういうことで聞いております。

○鳥飼委員 そうであればよろしいんですけれども、なかなかそうでもないような話も漏れ伝わってくるものですから、人事課が力を持てばいいということではないんですけれども、適正な人事配置をするということと、業務をしっかりと見直していくということ、そういうことがしっかりとやられておればいいというふうに

思っています。ただ、せんだっての委員会でお 聞きをいたしたときに、例えば市町村合併で福 祉事務所の生活保護の関係の業務とかが減少し てくるというのが北諸とか東臼杵で起きている わけです。ようやく私どもがしっかりつくり上 げてきたといいますか、意見を出してきて、松 形知事の最後のときになりますけれども、児童 相談所を改築していただいたと。それまでは、 預けのところでもいろいろ出てまいりましたけ れども、雨漏りの中で子供を預かるというよう なところで、金をどうするのかというような議 論もしてきました。ようやくミニ体育館をつくっ たりとか、そういう意味では、児童相談体制が 施設面では整備をされてきたかなと思っておっ たんですけれども、この間の答弁では、そうい うことも考えながら、児童相談所を改築したん だというような、私はそれまでそういうことを 聞いたことがなかったものですから、その辺の 連携なりが十分やられているのかなと。例えば 都城児童相談所で壁をぶち抜いてつくり直さな くちゃならないというようなことはないだろう とは思うんですけれども、そんな話も聞くもの ですから、そこをうまいぐあいに連携をとって いただくということが大事だというふうに思っ ておりますので、そこをよろしくお願いしてお きたいと思います。

○黒木委員 人事課のほうですが、退職を前年 度どれぐらいされたのか、予算的には職員手当 の中がそうですか。内容を詳しく教えてくださ い。

○岡村人事課長 13ページの下の段に人事管理 費がございますけれども、その中の職員手当等 というのがございます。これが44億57万1,556円 ということになっております。これが退職手当 額でございまして、183名でございます。そのう ち、定年退職が105名でございますけれども、183 名についての退職手当額がこの額となっており ます。

○黒木委員 ちなみに、割った金額を教えてください、平均。

○岡村人事課長 定年退職とか希望退職、また 普通退職とか、いろいろありますけれども、単 純に割りますと、約2,400万でございます。

○黒木委員 確かに平均、割ったらこれだけに なりますけれども、普通退職と定年退職、これ はかなり差があると思うんです。どれぐらいお られますか。何か分けてないですか。

○岡村人事課長 18年度の知事部局で見ますと、 定年退職105名ですけれども、1人当たり平均 が2,810万8,000円でございます。普通退職は、17 名おりますけれども、普通退職が216万2,000円 となっております。

○黒木委員 これで最高額はどれぐらいもらっているんですか。

○岡村人事課長 今、手元にございませんが、 ほぼ3,000万程度ということでございます。

○黒木委員 最終給与の何カ月とかありますね。 率がだんだん下がってきているというふうに言 われていますが、今、何カ月ぐらいになってい るんですか。

○岡村人事課長 制度が何月というのとは少し 違ってきておりますけれども、月数に直します と約59月ということでございます。

○黒木委員 退職債という形で恐らくこれは 賄っていくんですが、18年度も結構多かったと 思うんですけれども、今後まだふえ続けるのか。 団塊の世代というのが来ますね。 1~2年まだ 続きますが、ここあたりのピーク時期とか、こ ういうのはどうなっていくんですか。

○岡村人事課長 18年度は、先ほど申し上げま

した105人が定年でございました。定年以外につきましては、推定でしかできないんですが、定年の見込みを言いますと、19年度が知事部局で154名、一挙に50名程度ふえる。20年度が147名、21年度が143名でございます。ここまでがピークでございまして、22年度は90名ということで、これから先は90から100程度になっていくという状況にございます。

○和田財政課長 1点だけ補足をさせていただきますと、今、人事課長からお答えがあったのはあくまでも知事部局だけの分でございまして、このほかに県警と教育委員会がありまして、これを仮にトータルすると、現在の見込みでは、退職者のピークは平成26年度ごろということで、若干団塊の世代と違うときにピークが来まして、予算上の退職手当のピークは、知事部局はこれからピークなんですけれども、全体をトータルするともう少し後になるという見込みになっております。

○黒木委員 せっかく財政課長がおられるわけですから、知事部局と警察、それに学校関係、ここを入れて総額的にはどれぐらいになるんですか。概算にして、今、45億ぐらいですか、これがすべて入れたら100億ぐらいになるんですか。

〇和田財政課長 平成18年度の退職手当、全部 含めまして129億5,700万円程度という状況に なっております。

○黒木委員 約3倍ですね。

〇和田財政課長 教職員が多いものですから当 然そうなるという状況です。

○星原委員 教えてほしいんですが、総務課の ほうは報償費というのを30万組んで30万使って いませんね。人事課のほうでは報償費が400万弱 で約400万使っているような感じになっています が、報償費というのはどういう形で計上しているんですか。

○奥野総務課長補佐 この報償費は、各部に認めている政策調査研究費300万というのがあるんですが、各部の政策課題とか新たな政策を検討するために各部連絡調整課において予算計上するのがあるんです。16年度から始まったんですが、その分の報償費でございまして、18年度はこれを危機管理局で使いました。竜巻被害のアンケート調査をしたんですが、そのときに、講師を呼んだりする場合もあるかなということで30万、予算化していたんですけれども、結果的にそれをしなかったものですから、30万残ったということでございます。

〇星原委員 人事課はどうなんですか。

○岡村人事課長 人事課の報償費については、 予算が409万5,000円で支出済額が399万1,080円 ですけれども、内容といたしましては、自治学 院での研修への講師謝金が254万8,350円と最も 大きゅうございます。自主研究グループへの補 助というものとか、職員表彰に絡む記念品代と か、そういうものでございます。

○星原委員 報償費というのが政策調査とかい ろんな形で16年からできて、そうすると、その 部分で調査研究とか、あるいは講演を聞いてと か、政策に生かすための分野のことを各課がやっ ている。部という形じゃなくて課ごとにそうい うことをやっているというふうに受けとめれば いいんですか。ほかの課もそういうのが報償費 で出てくるものですから、その辺はどういうと らえ方をすればいいですか。

〇和田財政課長 総務課の補佐からも御説明が ありましたけれども、平成16年度に総合政策本 部には1,000万円、それ以外の各部と教育委員会 には300万円、それぞれ連絡調整課に予算をとり まして、予算計上している以外の、例えば突発的な先ほどの竜巻災害とか、そういった突然調査研究したいような事故が出てきたときにそれに自由に使っていいというお金を連絡調整課に、本部は1,000万円、それ以外の課は300万円ずつ措置していまして、それのうち一部が30万円報償費で入っている、そういう形になっているところです。あくまで措置されているのは各部の連絡調整課だけですので、総務部であれば総務課だけですし、地域生活部であれば生活・文化課に、それぞれ連絡調整課に300万円ずつそういう予算が措置されている、そういう状況になっております。

○星原委員 財政課長からそういう話はあるんだけれども、各課で講演とか、そういう形になるものなのか。そういうことの政策とか何とかということになれば、部クラスでまとめていくのかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうとらえているんですか。

〇和田財政課長 恐らく多くの部では、連絡調整課が音頭を取って、各課に特に研究したい課題はないですかというアンケートをとりまして、いろんな玉が上がってきて、それを連絡調整課で精査して幾つか選んで、選ばれたものにその300万円を充当している、そういう形になっていると聞いています。

○星原委員 18年度で使われて、中身が細かい ことはわからないんですが、講演を聞いたりと か、19年度に向けてそういう中から生まれたよ うなものとか、成果的なものは何か出てきてい るんですか、18年度の部分で。

〇和田財政課長 後ほど一覧表をお持ちして細かいところは御説明させていただきたいと思います。

〇中野主査 ほかにありませんか。

○黒木委員 退職金で刑事事件とか何か、どの 段階で退職金が出なくなるのか、規定にありま すね。昨年ちょうど知事の関係もありまして、 いろいろありましたが、どの時点では退職金が 出ないとか、規定はどういうふうになっている んですか。

○岡村人事課長 いろいろな刑事事件とかあって、疑わしい場合について一時的に保留をするという制度になっております。内容が確定した段階ではその退職金については支払うことができるということでございます。

○黒木委員 疑わしいという、確かにそれは保留されているかもしれませんが、刑事事件で実刑とかいろいろ段階がありますね。その辺はどうなんですか。

○岡村人事課長 例えば逮捕されているとか、 その辺が具体的にそうじゃないといけないとい うことでは制度上はないようでございます。こ ちらのほうで内容を十分に把握して、その可能 性が強いという場合については保留することが できるという制度になっております。

○黒木委員 例えば出さないとか出すとか、微妙なところも確かにあると思うんです。その権限というのは知事が持っているんですか。

○岡村人事課長 その判断の権限は、知事が判 断をしていくということになります。

○黒木委員 前年度は今言うように知事が逮捕 されたものだから、非常にその辺が苦労された と思うんです。知事だけじゃなくて、じゃ、副 知事なのか、今、出納長いませんが、上がなっ た場合には下になっていくのか、その辺はどう なんですか。

○渡辺総務部長 補足させていただきますと、 例えば昨年に官製談合事件があって、ボーナス が支給されたということがございまして、逮捕

された時点でボーナス支給を差しとめるとか、 そういったことは条例でうたっております。退 職手当については、例えば懲戒免職処分を受け たという場合には支給しないという取り扱い、 これは大方、県民の皆さんも御理解いただける と思います。逮捕された場合にどうするのかと いうところもあると思いますけれども、その辺 は個別の事情をよく見てみないとわかりません けれども、ただ単に当局側が裁量的に、これに ついては退職金を支給しないとか、そういった ことはなかなか許されるものではありませんの で、そこにはおのずと客観的に合理的な説明が 退職金を支給しないということについてできる 理由がないといけないと思います。その辺は厳 格に管理しているということで、自由裁量で勝 手にやってとか、そういったことは一切ござい ません。

○黒木委員 部長が言うのはわからんでもないんですが、昨年度はそういう事件があって、職員まで逮捕される。そういう案件の中で、例えば職員の場合には全員支給したとか、その辺はどうなんですか。

○渡辺総務部長 昨年、官製談合に関しまして、職員が逮捕され、最終的には不起訴処分になったわけでありますけれども、こちらのほうで知事において停職処分を3名、その他の職員も含めていたしましたが、停職3名が自発的に退職の申し出がございましたので、これらの職員については、退職手当は規定に基づいて支給しているということでございます。

○黒木委員 逮捕されたから支給しないという ことじゃなくて、内部でいろいろ、不起訴とか そういう段階になれば支給はしていくというこ とですね。有罪になったらだめだと、その辺の 分け方が、何か聞き取りにくいものだから、はっ きり言ってもらうとわかるんだけれども。

○岡村人事課長 申しわけございません。禁錮 以上の刑が確定しましたら支給できないという ことでございます。それまでについては内容を 十分把握して、客観的に見て疑いのある場合に ついては保留をしておく、そして禁錮刑以上が 確定したら支給しないという手続にするという ことでございます。

○黒木委員 職員はそれでわかりました。前知事の場合にはまだ係争中ですね。まだ保留している、出さない、どっちなんですか。

○岡村人事課長 刑が確定した段階でそれは決 定されるということで、今、保留中ということ になります。

〇黒木委員 わかりました。

○鳥飼委員 資料があればということで、先ほど人事課長に退職者の説明をいただいたんですが、183名で、定年退職が105名、その他が78名ということになるようなんですけれども、その他の方で、年代ごとで結構ですけれども、その説明と、職種別は看護師、行政、現業職、わかれば教えていただきたいと思います。

○岡村人事課長 後でまとめまして御説明させていただきますが、よろしいでしょうか。今、 手元にはございません。

○鳥飼委員 私がこれをお聞きしましたのは、 定年前に退職されている方が78名ですから、4 割ぐらいはおられるというふうに思っているん です。推定では50代の方が多いのかなという感 じはいたしますけれども、それ以外でも、人事 の発令書を見ますと、主事の方とかが時々やめ ておられますし、せっかく金をかけてというと 語弊がありますけれども、しっかり行政の仕事 を経験してきた人間が──育ててきたわけです から、簡単にやめてもらっては困るというのが 一つあるわけで、その辺がどうなっているのかというのをお聞きしたいというのが一つございます。数字は別として、そういう傾向について分析なり、人事課としての見方といいますか、考え方があればお尋ねしたいと思います。

○岡村人事課長 定年退職が105人で、希望が51 名でございます。普通退職が17名、普通退職と いうのが若い人も含まれてくるということでご ざいます。亡くなられた退職が7名ということ でございます。その他として3名、これは監査 委員とかで御退任の場合とかそういうのも含ま れるものですから、その他が出てきております。 先ほどの定年退職105名と、希望退職51名につい ては50代後半でございますので、全体から言い ますと、普通退職の17名の方が若い方もいれば40 代ぐらいの方もいるというような年代階層に なっているんじゃないかと思います。

〇鳥飼委員 その理由とか把握しておられると ころはないですか。

○岡村人事課長 希望退職については、定年を前にほかの職業にかわられるという方もおられますし、普通退職についてはそれぞれ、若い方で新しい職にかわりたいというような方も相当数おられると思います。普通退職の場合は、若い方については大体新たなものにかわられるという場合が多いと思いますし、希望退職については、1~2年早目におやめになって、ゆっくりされるという方もおられますし、またほかの仕事を探すという方もおられます。

○鳥飼委員 総括質疑の中でも昨日も出ましたけれども、なかなか看護師不足ですね。これがひどいといいますか、せっかく看護大で養成しても、きのうのお話では4対6が5対5にまでなって、県外に行かれる、そういうことですし、県病院の実態は、病院局になるとは思いますけ

れども、看護師さんを確保ができないような状況、これで何のために看護大つくっているのかというのもありますし、人事課としてもそういう中途の退職者の理由の把握とか、しっかりした人材を確保するということが大事だと思いますので、その辺の御配慮をよろしくお願いしておきたいと思います。

○星原委員 委託料というのが総務課と人事課、 両方、計上されているんです。中身を教えてい ただくとありがたいんですが。

○奥野総務課長補佐 委員の言われた文書費の委託料4,600万のほうは、主なものは、今、文書管理システムというのをやっていますが、これが3,200万ほどあります。印刷の委託を970万とか、こういったものが主なものです。同じ委託料で、12ページのほうの財産管理費でも委託料がございますが、3億7,600万、これは庁舎の清掃とか警備とかの委託で、庁舎管理の分の委託がございます。もう一つ委託料がありまして、災害復旧費の委託料が63万とありますが、これは設計の委託です。

〇岡村人事課長 人事課が、委託料が1億2,288 万1,575円ございますけれども、最も大きなもの につきましては、人事給与システム再構築事業 への委託が8,233万9,000円でございます。これ は、人事関係のシステムを新たにつくるという ことで今年度からやっております委託でござい ます。もう一つ、同じシステム関係ですけれど も、人事給与オンラインシステムの保守業務委 託というものでございます。これは既に稼働し ておりますけれども、オンラインシステムの保 守業務をやろうということで、この委託料 が1,743万9,996円でございます。人事給与オン ラインシステムを改修するというものが、これ は、今回、総務事務センターができまして、総 務事務センターで給与関係をやることになったものですから、その関係で従来のシステムの一部手直しが必要になったということで、その委託料が693万円でございます。以上がシステムの関係ですけれども、それ以外は、自治学院に関係するものでございまして、職員研修についての外部への委託というのが1,175万6,962円、自治学院での清掃とか警備とかの委託が317万2,050円ということで、合計が1億2,000万余となっております。

○星原委員 システム関係で使っているという ことなんですが、これは随契みたいな形でやっ ているものなんですか。それとも毎年、入札み たいな形で業者を決めているんですか。

○岡村人事課長 まず、人事給与のオンラインシステム再構築事業が一番大きいんですけれども、これにつきましては、企画コンペをして選定しております。企画コンペによって選んだところと契約をしているという形でございます。オンラインシステムの保守業務委託とか改修につきましては、従来からのシステムの修正等ということでございますので、従来からの開発業者との随意契約ということでやっております。新しく始めた分については企画コンペをした上で決めたということでございます。

○奥野総務課長補佐 総務課の分は、先ほど言われました文書管理システムのほうも、これは18年4月から導入したんですが、その前に入札で決定しております。それから、財産管理費のほうの委託料も、庁舎管理の分ですが、金額の大きなものについてはすべて一般競争入札でやっております。

○星原委員 企画コンペという形で決めたものと、あと、随契できているという話なんですが、昔、1円入札とかいろんな話がありましたが、

どこかでとって、そういう形でシステムが決まっ てそれを使っていく形になると、毎年こういう 形で継続で、1,000万、2,000万、3,000万、それ ぞれあるんでしょうけれども、そういう形で流 れていくのかなと。企画の段階では安くしてお いても、保守とか後の流れでずっととりさえす れば自分のところのシステムを使っていくとい うことになるのかなと。皆さん方が後は使われ て、それになれてしまえば、そのほうがやりや すいというのもあるでしょうし、逆に途中で使 い勝手なんかについては多分いじったりとか、 調整したりするんでしょうけれども、その辺で の感覚的なものでしか我々はわからんわけです が、そういう形で継続で流れていくほうがより 使いやすい、より効果があるというふうに受け とめればいいということなんですか。

○岡村人事課長 確かに非常に大きなシステムでございますので、まず開発の段階では十分競争していただいて、すばらしいところに決めるということが非常に大事なことだと思います。ただ、一度開発した後についての、後は微修正等になるものですから、それについてまた全く新しいところに競争入札をしてやるというのについては現実的には非効率な面があるものですから、こういう形でやっておりまして、これについては特段の支障はないといいますか、円滑にいっていると認識しております。

○中野主査 関連して、昔、電算課と言っていたけれども、情報政策課、あそことの絡みはどうなるんですか、人事課がやっているようなシステムの場合は。

〇和田財政課長 人事課に限らず、いろんなシステムを当然各部各課で構築しているんですけれども、情報政策課におきまして、民間のIT 関係の企業の方に主幹で来ていただいておりま して、こういったシステムを構築するとか、保守管理、そういったものについて、非常に専門性が高いものですから、そこでチェックをかけていただいて、できるだけ安く上がるようにいろんな助言とかアドバイスをもらってやっていまして、そこである一定の歯どめというか、チェック機能が働いているという状況になっているところでございます。

○中野主査 県職員では安いとか高いとかいう 判断ができんのです、防衛庁と一緒で。結局そ ういう専門家を入れてもコストまではわからん わけで、恐らく昔からいろ絡みがあったり するけれども、今、情報政策課に入って人事課 の関係でやっている業者の人たちがどれぐらい 変わったかなというとよくわからんけれども、 ここ辺はしっかり、宮崎が最先端を走っている というわけじゃないんでしょうから、よそのや つを見ながら、単価については安い高い、コン ペしたって値段はどうかわからんですものね。 ぜひしっかりこれは今後の課題として対応して いただきたいと思います。

○鳥飼委員 情報システム課にかなり詳しい方 を3年ぐらい前ですか、採用したことがあるん ですが、その方の活用とかはどんなふうになっ ていますか。

〇和田財政課長 まさにその方が、こういう各部各課でつくるようなシステムの契約について積算が適正かどうかとか、そういったチェックをしていただいているという状況にございます。

○鳥飼委員 そうしたら、そんなふうに答えん と人もわからんですわね。そのことを聞いてい るわけですから、しっかり算定がしてあるかと いうことを聞いているわけですから、そこはよ ろしくお願いします。

総務課に要望だけしておきたいと思いますが、

庁舎管理ということで委託費で717万5,000円の不用額が出ているんですけれども、6月の本会議でも総務部長にお尋ねをしたんですが、新聞等でも話題になって、一般競争入札をしたらかなりお金が浮いたと、万歳という話が載っていましたけれども、内容次第では、県が率先してワーキングプアをつくっていくということにもなりかねませんので、その対策をどうやっていくのかということで、最低制限価格制度も導入できるというふうに自治法が変わっておりますから、十分検討を今後していっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。答弁要りません。

〇中野主査 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中野主査 それでは、以上をもちまして午前 中の分を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時2分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

あります。委員の皆さんの質疑をお願いします。 **〇星原委員** さっきと同じことで聞きたいんで すが、報償費ですが、税務課を見ると 2 億9,000 万円と掲げてあります。財政課は報償費はない んですね。これ、政策のためのという話であり ましたが、税務の報償費の 2 億9,000万円という のはどういうふうにとらえたらいいんですか。 さっきの説明の中身と同じような形で見られる んですか。

今回は行政経営課、財政課、税務課の3課で

○後藤税務課長 19ページの報償費 2 億9,190万 円余となっておりますが、軽油引取税というの がございます。この軽油引取税は、軽油の元売 から特別徴収義務者が小売店に、スタンドに卸しますが、そのときに申告は、卸をする特別徴収義務者になっておりますので、そこが納入することになっております。したがいまして、納期内に納められた軽油引取税の2.5%を報償費として特別徴収義務者に交付しております。

○星原委員 先ほど話を聞いたものと今の軽油 引取税、その辺、計上の仕方をもうちょっとわ かりやすい費目の中にしてもらうといいと思う んです。同じようにとらえることになりますか。 私がちょっと理解できないところかな。

〇中野主査 今の税務課長の答弁、意味がわかりましたか。

○星原委員 先ほどの報償費と同じで理解して 一違うでしょう。報償費とばっと掲げられて、 課ごとでの報償費が違うというのもわかりかね るので、さっき言われたような人事課と総務課 の部分ではいろんな政策が云々という話で、調 査研究というような感じで説明受けたものです から、その認識で考えたとき、やけに税務で多 いなと思ったものですから、そういう聞き方を したんです。報償費のすみ分けというか、費目 の分け方あたりを何か検討してもらわないと、 最初の感覚で考えて私はそういうふうに受けと めたんですが、その辺についてはどうなんです か。

○中村委員 関連で、今、説明があった報償費は軽油引取税の2.5%を渡す、これは報償費でいいと思うんです。さっきの課の説明では、報償費じゃなくて連絡調整とか──変えないと、ぴんとこないな。

〇和田財政課長 もう一度整理いたしますと、 まず、款項目節の節の給料とか報償費とか、それが一体どういうものに充てられるかというのは、基本的に地方自治法等に基づいて決められ ていまして、それに基づいてこういう分類をさ せていただいているところであります。先ほど30 万円、総務課に報償費がありましたけれども、 まず、総務課に300万円、政策調整研究費として 渡していまして、その300万円を旅費とか需用費 とか役務費とか委託料、いろんなものに割り振っ て一応300万円措置していまして、そのうち、た またま報償費が30万円残ったということでして、 報償費の使途としては、政策調整研究費のうち、 例えば講師を呼んできたりするときに払う報償 として報償費が措置されて、たまたまそれを使 わなかったということであります。報償費とし ての性質は、講師に払う報償であったり、先ほ ど御説明ありました軽油引取税を早く納めた人 に対する報償であったりするというだけで、必 ずしも報償費だから政策調整とかそういうわけ ではございませんので。

○中村委員 その報償費というのは自治法で定められている――ありますか。

〇和田財政課長 報償費にせよ、旅費にせよ、 需用費にせよ、それぞれどういうものがそれに 分類されるかというものにつきましては、法令 で定められていまして、それに従ってそれぞれ 節に分類をされている、そういう状況でござい ます。

〇中野主査 税務課長、さっきの報償費は石油 の小売店から上がってくるわけですか。

○後藤税務課長 特別徴収義務者という中に立 つ人がおりまして、元売、原油精製業、日石と かから持ってきてスタンドに入れます。

〇中野主査 例えばシェルだったら植松が宮崎 は多いでしょう。

○後藤税務課長 今おっしゃいました植松石油 が特別徴収義務者、特約業者ということになり ますが、そこがスタンドに軽油を卸していきま す。例えば植松石油は各県をまたがってということになりますと、大分のスタンドで入れた分は大分の申告、宮崎で入れた分は宮崎県に申告するというふうになります。したがいまして、植松石油が申告、納入するということになりますので、納期内に入った軽油引取税の額に対する2.5%を報償費として交付しているということになります。

〇中野主査 関連。今みたいな場合は、申告して、それが正しいかどうかというのは、いつの時点か調査というか、そういうのはあるわけですか。

○後藤税務課長 調査はしております。帳簿とかをチェックして調査いたします。

〇中野主査 そのパーセントも当然決まっているわけですね。

○後藤税務課長 これは全国的に2.5%ということになっております。

〇中野主査 わかりました。

○星原委員 税務課長の言われる報償費はそういう法令で決まっているから、それが正しいと思うんですが、先ほどの講演をしたりとか、そんな勉強、調査した、そういうのまでうたってないでしょう。今のほうは当たり前かなと。

○和田財政課長 一応法令上は、報償費につきましては、一つには講演会とか講習会とか、そういったものの講師等に対する謝礼金のような役務の提供に対する反対給付、こういったものもありますし、市政功労者に対する記念品代とか、それに加えて今ありました税の納期前納付のようなものに対する奨励金、そういったものを含めて報償費という節に分類しているというのが法律上の取り扱いになっております。

〇星原委員 報償費に対する分け方があって、 そういう範囲で報償費を決めているというのは 理解できます。軽油引取税のはわかるんですが、 講演とか謝礼とかいう形の話をされましたね。 各課でそういう形の講演をしてもらったりと か、300万と言われましたが、そういう形の予算 を組んでいるわけですか。

〇和田財政課長 報償費は一つには、さっき の300万とは別に、それぞれ各部、例えばシンポ ジウムをするような予算があれば当然シンポジ ウムに伴って講師を呼ぶのでそういう報償費が ありますけれども、さっきの300万はそれと全く 別に、各部の連絡調整課に政策研究の経費とし て300万円を計上していまして、それは報償費だ けに限ったものではなくて、旅費とか需用費と か、あるいはシンクタンクに委託する委託料、 そういったものをトータルして300万円とりあえ ず計上しているという形で、その中にたまたま 報償費もあるという形でして、シンクタンクに 委託するのであればその300万円を全部委託料で 使うこともあるでしょうし、講師を呼んでくる 場合があれば報償費に使ったり、そういういろ んなケースがある、そういうことでございます。

○鳥飼委員 財政課長にお尋ねいたしますが、 いろんな資料をここに準備をして、県債発行額、 公債費の推移とか準備していただいております けれども、本会議でもございましたけれども、 本県の財政状況、どんなふうに分析しておられ るのかをお尋ねします。

○和田財政課長 まず、基本的な財政力といいますか、財政の脆弱さとか強さの点で見ますと、当然財政力指数を見ていただければと思いますけれども、0.3を切っている、いわゆる財政窮乏県の一つということで、自主財源比率の低い、基本的には財政の基礎力というのは非常に厳しい団体というふうに認識しております。ただ、それ以外の、例えば実質公債費比率等につきま

しては、全国でも低い水準ではありますので、 そういった意味では、県債等の管理につきまし ては、比較的堅実に運営してきたと言ってもい いのかなというふうに思っています。ただ一方 で、毎年基金を取り崩して予算を組んでいると いう状況でありますので、持続性という観点か らは、そういった財政構造を基金の取り崩しに 頼らないものに変えていくということが必要 じゃないかというふうに考えているところでご ざいます。

○鳥飼委員 県債残高、基金残高という評価、 7ページにございますけれども、基金の残高を 見ますと、平成4年がピークで1,500億ぐらいに なっている。思い起こすと、バブルが崩壊をす る前後かなというようなことなんですけれども、 そういう状況の中で、人件費比率とかいろんな ことを見てみますと、現在の宮崎県の財政がそ れなりのものを持っているというのは、当時の 人たちがそういう努力をしたということが一つ あるんじゃないかと思います。それは財政課長 といいますか、総務部を含めてですね。当然、 事業量が増大する、人が要るとか、いろんなも のがある中で、その増大にこたえなくて、いわ ば貯金に回してきたということでは、非常に先 見の明があるんだなというふうなことで、先人 に感謝を申し上げたいと思うんですが、そうい う状況の中でだんだんと減ってきているという ことなんです。財政力指数を見ると、確かに0.3 以下ですから、Dグループになって、10県ぐら いあるんですか、そういうグループに分類され る。これは何とも言いようのないことで、どう にもならんだろうというふうに思っているんで すが、その中でも、しっかりと運営をされてき たのではないかというふうに思っております。

実質公債費比率についても、県債の残高

が9,000億ぐらいなんですけれども、実質公債費 比率を見ますと11.8ですから、全国的に見ると 7位か8位というようなことで、非常に優秀な 県だというようなことにもなってくるのかなと 思っているんです。宮崎県の財政としては堅実 な財政運営をやってきた。ところが、堅実な財 政を壊してきたのが三位一体改革であって、こ れをどうやって戻していくのかというのが地方 にとっては大事だというふうに思っておるんで すけれども、そんな私の見方なんですが、財政 課長、どうですか。御意見をお聞かせいただき たいと思います。

○和田財政課長 今、委員からもお話がありまして、私も申し上げましたとおり、比較的堅実な運営をしてきたことは言えるだろうというふうに思っております。しかしながら、まさに三位一体の改革でこの3年間で交付税が350億円以上カットされていまして、堅実な運営を上回る非常に厳しい周辺の状況がありまして、現在としては非常に苦しいと言っていいのかなというふうに考えているところでございます。

○鳥飼委員 ですから、今までも議論しましたけれども、ふるさと納税制度で東国原知事が行って対談をしましたけれども、非常に問題の本質を見にくくすることではないかと、私はそんなふうに思っているんです。総務省といいますか、財務省といいますか、どちらかといったら財務省ですね、そこの土俵の上に乗ってしまってはログループに属する都道府県はたまったものじゃないと。地方同士、大都市との争いになってしまったら問題の本質を見にくくするということで、私、そんなふうに思っているんですけれども、どうでしょうか。その辺の御意見をお尋ねします。

〇和田財政課長 現在、税財源の偏在問題で、

いわゆる財務省案と言われているものとしては、 法人 2 税を都市と地方間でやりとりして地方の 足りない部分を都市から持ってくる、そういう 案がささやかれています。それにつきましては、 まさに御指摘のとおり、地方間の厳しい対立を 招くものでありまして、乗ってはいけないもの というふうに理解しています。基本的には地方 交付税が減った分を復元してもらいまして、国 と地方の垂直の調整をするのがまず第一かなと いうふうに理解をしております。

○鳥飼委員 知事の意向もあったんでしょうけ れども、宮崎県にとっては何が大事なのかとい うことを知事は考えていただかないといけない と私は思っているんです。あのときにテレビが わっと取り上げる、というのは、知事のネーム バリューというか、そういう状況の中に乗って いったんです。財務省といいますか、向こうも うまいぐあいに利用されたというふうに私は 思っているんです。確かにふるさとを大事にし たいという気持ちはみんなあるわけなんですけ れども、そこの裏に込められたものというのは、 地方財政の置かれている本質を見にくくするも のだというふうに思っていまして、適切な助言 といいますか、それをやっていただきたいと。 とりわけ地方財政については詳しくないわけで すから、財政課長に言ってもしようがないけれ ども、ぜひ総務部長、総務部長が宮崎県財政と いいますか、宮崎県の地元の職員のトップです から、ぜひそこは、答弁要りませんけれども、 必要に応じてどしどし助言といいますか、進言 をしていただきたいということをお願いしてお きたいと思います。

○河野委員 小さいことですけれども、16ページの需用費、不用額58万という説明の中で、このときだったでしょうか、消耗品節約等でなっ

たということですが、今回の預け等、原因追及 ということでいろいろ発言がありましたが、節 約云々という流れの中で結局こういうものが使 いにくくなっているという、節約ということが 重要視されて使いにくくなっているという分析 にはならないんですか。

○和田財政課長 基本的なスタンスといたしましては、今回の問題が起こる以前から、基本的に節約には努めるということで毎年年度当初から財政課としては各課に申しておりまして、当課としても節約をした結果、たまたま余ったという状況であります。これは必ずしもその問題があったから節約したとか、なかったから節約しない、そういうことではないというふうに考えています。

○河野委員 わかりました。

参考にというか、答えられるのかわからない んですが、18ページの訴訟に伴う弁護士に対す る着手金というのが3件発生していますけれど も、これは具体的な内容というのは。

〇和田財政課長 細かいところまでは持ち合わせておらないんですけれども、担当課だけを申しますと、1件が県土整備部の管理課、もう1件が人事課、もう1件が県警本部という状況になっております。詳細につきましては、手元にありませんので。

○河野委員 全国的には行政に対して訴訟がふえる傾向にあるとよく聞くんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

○米原行政経営課長 うちの課に法制がございますので、お答えいたしますが、うちの県の場合の傾向としては、減ってきているというふうに考えております。ずっと古いデータからはわかりかねますが、ここ1~2年では減ってきています。

○河野委員 私も先日、危機管理講座に名古屋 まで行って勉強してきたんですけれども、訴訟 がふえる傾向の中で、危機管理に関しては県が しっかり対応しているのかなということでこの 件数の内容等聞かせてもらいました。

○黒木委員 県のほうには顧問弁護士というのは何名いらっしゃるんですか。

○米原行政経営課長 顧問弁護士という形では お呼びしていないんですが、ずっと以前から1 名の弁護士の方に、県としていろんな行政判断 するときとか、あるいは先ほどのような訴訟関 係で動きがあるときの下準備とか、いろんな御 相談とか、例えば情報開示請求があったときの 対応についての考え方をこれでいいだろうかと か、いろんな形で御相談している方が1名いらっ しゃいます。

○黒木委員 弁護士さんもいろんな考え方が違う人もおるわけです。ですから、1名でいいんですかね。そういう相談される方は例えば複数いて――テレビでいろいろやっていますが、意見が分かれるじゃないですか。ああいうのを見ていると、1人でいいのかなと。相談をしていく人は複数いたほうがいいんじゃないか。そこはどうですか。

○米原行政経営課長 先ほどお話がありましたような、例えば具体的な訴訟になったときとか、これはその先生にお願いする場合もありますし、それ以外の方あたりにお願いしているケースも多くございますので、難しいケースになったときに、そのお願いしている方だけということではないというふうに考えています。

○中野主査 関連で、入り口のところでちょっと相談したりは、月決めの顧問料を払っているわけですか。

〇米原行政経営課長 年間で100万程度お願いを

しております。そのかわり電話等で細かい点を やる場合もあるということでございます。

〇中村委員 地方消費税清算金、本店があると ころに行くわけですね。そのやりとりをせんと いかんわけですね。宮崎県は清算金のランクは どのくらいの位置にあるんですか。

○後藤税務課長 全国のシェアを申し上げます と、消費税のシェアは全国で40番目でございま す。全国の0.36%であります。

○中村委員 47都道府県のうちで40番目という ことは、一番下のほうに位置するわけですね。 ちなみに、東京あたり。

〇米原行政経営課長 東京にほとんど集まって おりまして、全国で2兆6,000億ございます。そ のうちの7,400億が東京ということで、18年度 は28.3%を占めております。

○鳥飼委員 税務課長にお尋ねしますが、委員 会で中野委員長の計画でいろいろと夏に視察に 行ってまいりまして、茨城県庁にお伺いをいた しまして、茨城県の租税債権管理機構というと ころに行ってまいりました。これは地方税の滞 納増ということで、宮崎県のも5ページに収入 未済額なりいろんなものが書いてありますけれ ども、市町村を含めたらかなりの額になってく るのかなということであります。これまでも委 員会の中で、経験年数はどうですかということ を私はしつこく聞いて、税務職員が約200人ぐら い、その中で税務畑といいますか、どちらかと いうと税務が長い人がやっていただいたほうが、 かなり専門的で国税にもかかわるというような ことで、そういうお願いもしてきましたけれど も、なかなか人事管理上難しいというのもござ いまして、そういうお答えであったわけです。

そこで、先ほど申し上げたところに行ってま いりましたけれども、これは一部事務組合で7 年前に発足いたしました。市町村職員と県職員 の出向者で一部事務組合をつくったんですが、 この6年、徴収実績が累計で200億円、そしてこ こ3年間は毎年10億円を超える実績ということ になっておるようでした。徴収技術も飛躍的に 向上してということで御説明をいただいたわけ ですし、また市町村職員の研修もここでやって いるということで、そういうことでございまし た。収入未済額なり、税の滞納とか、いろんな 問題が出てきておるわけですけれども、今申し 上げたことだけではわかりにくいかもしれませ んけれども、税務課長が聞いておられる範囲で 結構ですが、そういうところが全国的にも何県 か出てきているということで、そういうことも 検討していったらどうかというふうに考えるん ですけれども、御意見をいただきたいと思いま す。

○後藤税務課長 今ありました、一部事務組合 による滞納整理ということだと思いますけれど も、2~3年前、県のほうでも県税事務所の職 員を選抜で集めまして研究したことがございま す。事務組合、どうだろうかということだった のでありますが、最初のほうは各市町村の滞納 案件が一部事務組合に上がってきて、ある程度 進捗が進むということでありますが、ある一定 期間過ぎますと頭打ちになって、なかなか実績 が上がってこないという意見も聞いております。 また、市町村みずから徴収をする努力が少しな えるような感じで、一部事務組合にお願いすれ ばいいじゃないかというようなことで当該市町 村の徴収率がなかなか上がらないという話も聞 いております。したがいまして、本県につきま しては、現在、個人県民税の対策といたしまし ては、今年度から市町村に相互併任人事交流制 度を創設いたしまして、県職員が市町村に行っ て市町村の滞納整理を行う、また市町村の希望 があれば市町村の職員を県の県税事務所のほう に来ていただいて、一緒に滞納整理に行って勉 強してもらう、そういう取り組みをしておりま す。

○鳥飼委員 わかりました。それなりに成果を上げているということだろうと思うんですが、収入未済額を見てみますと、まあまあかなというようなことで、ふえてないので、いいんですけれども、県税事務所で大変な御苦労いただいて、800億、900億をたたき出していただいているわけですから、感謝しなくちゃならないんですけれども、せんだってお伺いしたところでは、そういうところでかなり実績を上げておられるということでしたので、今後もまた検討していただければと思います。

○中野主査 関連ですけれども、税務課長、滞納者ですが、私、思うんだけれども、生活保護を受けている人もそうですけれども、生活保護を受けている人がパチンコに行ったりとか、そんな人がいる。滞納者の中でも、生活を切り詰めてでも払えんという人がおると思う。中には遊びまくっている人、それは個人情報だから出せんにしても、ある程度そういう仕分け、仕分けと言ったら悪いかな、区分というか、そういう滞納者の納税、上げるための基本的な考え方は一律にはいかんと思うんです。そういう事情の人もおるし、その辺の戦略というのはどうなんですか。オークションとかあんなので頑張っている姿は見えるんだけれども、かなりまた今度もふえているという話で。

○後藤税務課長 実際、滞納処分する財産、差 し押さえする財産があれば差し押さえすること になっておりますが、基本的には、本人が働い ておれば給与とか、それから、預金については 全部調査をいたします。預金口座はありまして も、その口座にお金がないというのがほとんど でありまして、滞納処分する財産がないという ことと、行方不明とか、滞納処分することによっ て生活が困窮するということになりますと執行 停止ということで、一定期間、滞納処分執行を 停止するという措置をとっております。 安易に そういうことをやっているわけではありません が、財産調査につきましては、本人の家に行っ たり、いろんな周りからの情報等も集めまして、 極力財産を把握するように努めております。

○中野主査 今その収税というのか、各事務所 で職員、大体滞納者の割合とったら、1人当た りどれぐらいなるものですか。

○後藤税務課長 自動車税で申し上げますと、 最初の滞納が出たときは、納税職員は1人2,000 件を持っておりまして、最終的にはそれが100件 ぐらいになるということです。

○黒木委員 収入未済額ですが、今年度は28億、これはことしいっぱいで取れる分もありますね。 その年度の分は減っていくじゃないですか。最 終的に不納欠損が出てくる場合、これはどこに 出てくるんですか。

○後藤税務課長 不納欠損についてということでございましょうか。8ページの右から4つ目の欄に不納欠損というDの欄がございます。この額が不納欠損ということで、個人県民税が9,900万ということでありまして、下のほうから7番目の自動車税が1億4,000万ということでございます。

○黒木委員 自動車税がこんなになるというのがなかなか我々も見えんのは――特に自動車は車検があるじゃないですか。車検があれば、車検のときには必ず納めないと通らないでしょう。ということは、車を途中で乗り捨てか何かしな

いと、こういうふうな形で車の不納欠損という のが1億4,000万も上がるのかなと思うんです が、そこはどうなんでしょう。

○後藤税務課長 自動車の車検で納税がされますが、車検を受けて2年間乗れますので、その期間の2年間乗り捨てというものが多いということでございます。

○黒木委員 確かに受けて2年間ぐらいありますから、その間に倒産したりいろんな事例はありますが、車の1億4,000万の不納欠損というのはちょっと多いなと思います。途中でしっかり取る方法はないんですか。

○後藤税務課長 その前に車検の件ですけれど も、18年度課税されたもので11月現在で残って いる車の台数が3,476台あります。このうちの999 件、28.7%が車検があると。残りの2,477件、71% が車検が切れているということになっておりま す。自動車税につきましても、本人のところに 行ったり、いろいろ財産の調査は必ず行ってお りまして、どうしても行方不明とかいうことで 本人と接触ができないとか、財産がないとかい うものについて執行停止をいたしまして、執行 停止が切れて3年たちますと不納欠損というこ とになりますが、財産等が見つかれば執行停止 を取り消して差し押さえするとかいうことにし ております。差し押さえすれば時効が中断いた しますので、その期間ずっと時効が中断して、 それを解除すれば時効が最初からやり直しとい うことになりますので、できるだけ財産を把握 いたしまして、差し押さえなどして税の回収を 図るということにしております。

○黒木委員 もう一点の個人県民税、約1億近くですが、これも結構多いんですが、これは内容的にはどうなんですか。自己破産とか倒産とか、そういう内容が多いんですか。

○後藤税務課長 個人県民税につきましては、 市町村で住民税として賦課徴収することになっ ておりますが、内容的には同じような倒産とか、 あとは行方不明とか、そういうものが多いと思っ ております。

〇中野主査 ほかにありませんか。

○松村副主査 1カ所、交際費というのがありましたね。これは12万あって、2万円使われているんですけれども、ここの課だけ交際費があるんですけれども、どういう使われ方をされたんですか。財政課でしたかね。

〇和田財政課長 交際費につきましては、基本 的に部長の部長交際費、そういうものでござい ます。使途は当然ルールがございまして、例え ば慶弔費とか、そういうものに充当するという ことになっております。

〇中野主査 ちなみに、部長の交際費は何ぼあるんですか。

〇和田財政課長 各部長12万円になっております。年額でございます。

○松村副主査 予備費のその他の行政運営経費 ということで8件、4,900万というのがあるんで すけれども、中身はどうですか。

○和田財政課長 一番大きいものは知事選挙がありましたので、知事選挙に充当した分が2,400万円程度、これが大きなものになっております。それから、建設業者が倒産したことに伴いまして、工事を継続するためにかかる経費、こういったものが3件で700万少しぐらい、あとは鳥インフルエンザ対策に要する費用でありますとか、各種交付金とか、そういったものに充当しているような状況でございます。

○松村副主査 臨時職員というのは賃金でよろ しいんですね。今、臨時職員というのは何名ぐ らいいらっしゃるんでしょうか。 ○米原行政経営課長 ちょっと資料を探します。 ○中野主査 管轄は人事課、行政経営課どっち。 ○米原行政経営課長 一応両課で一緒に協議し たりしていますが、相談とかそれぞれ来たり、 あるいは私どものほうで、ただ、今、各課に臨 時職員どれぐらいというのは全体としては私ど ものほうでやっております。通常4カ月で2回 分けて8カ月行っていますので、月数で出して おりますが、18年度で全体で知事部局2,932月人 です。

○松村副主査 臨時職員は、18年度ですけれど も、その前の年度からするとどんどん人数的に は減っているんですか。

○米原行政経営課長 傾向としては減っております。

〇中野主査 それでは、以上で3課、終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時49分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

総務事務センター、危機管理室、消防保安室 についての質疑、お願いいたします。

○河野委員 報告書の25ページの救急救命士の 総数194ということで目標値を超えているんです が、もし報告できれば、消防本部ごとに何人い らっしゃるかという内訳を教えていただくとあ りがたいんですが。

○押川消防保安室長 まず、宮崎市でございますが、49名、都城市が29名、延岡市が23名、日向市が16名、西都市が10名、東児湯が19名、日南市が15名、串間市が13名、西諸広域が20名、そのほかに高千穂町のほうに2名、計196名となっています。

○河野委員 平成21年に216という目標値がある んですが、このまま推移すれば十分クリアでき るという計画で。

○押川消防保安室長 計画では毎年10名程度ず つ養成していこうというふうに考えてございま すので、21年には目標値に到達するのではと思っ ております。

○鳥飼委員 消防防災へりの、防災費のところ になるんでしょうか、内訳、委託料になるんで すか、御説明いただきたいと思うんですけれど も。

○押川消防保安室長 平成18年度で運航委託経費が5,300万、保険料が1,800万、燃料費等が2,300万、備品等で2,200万というふうな内訳になってございます。

○鳥飼委員 防災ヘリを導入して今3年目になるんですか。委託先を教えてください。

○押川消防保安室長 17年から運航開始しておりますが、西日本空輸という会社でございます。

○鳥飼委員 9,200万ぐらいですか、合計で。

○押川消防保安室長 ヘリコプターの運航経費委託そのものは、18年度の場合で4,168万6,000円となっています。1年点検分等含めてです。

〇鳥飼委員 もうちょっと詳しく説明していた だけないでしょうか。

○押川消防保安室長 まず、大きいものから申 し上げますと、今申し上げましたヘリコプター の運航委託経費、1年点検経費、合わせまし て4,168万6,000円となっておりまして、次に大 きいものが航空保険料等の保険料、これが1,993 万1,000円、緊急部品等の需用費、燃料、そうい うものを含めまして4,200万円弱となっていま す。

○鳥飼委員 防災ヘリを飛ばしますね。当然燃料費も要るわけですし、西日本空輸に委託する

わけですけれども、要員も向こうが雇うという ことになっているだろうと思うんですが、その 辺ひっくるめた経費ということで、そこをお尋 ねしたところでした。

○押川消防保安室長 18年度までの運航委託料は、委託料そのものは2,000万円です。それに1年点検経費を入れますので、4,168万6,000円となっています。

○鳥飼委員 あそこに防災へりの事務所があって、消防の要員の人たちが、各消防本部から8名だったと思いますが、行っているわけですね。要員として乗るのはそういう人たちが乗っていくわけですけれども、ヘリコプターを運転する人――操縦士、それからヘリコプターは買っているんですね。そういう実際の運航する経費ということで2,000万と4,100万ということなんですか。

○押川消防保安室長 運航委託料としまして、 運航委託料と1年点検経費を合わせて4,168 万6,000円です。

○鳥飼委員 燃料費とかは県の経常経費なり、その予算でやっているということですね。25ページ、報告書のほうに航空消防管理運営(県単)ということで上がっております1億2,700万、これは、委託料と各消防本部から出向で来ている消防士の人たちの人件費とか、そういうことが入っていると思うんです。出動件数が82件ということなんですけれども、救急43件、救助29件、ここをもう少し詳しくといいますか、救急43件で人員を幾ら搬送したのかとか、幾つか参考になるようなことがあればお聞かせいただくとありがたいんですけれども、救助の29件というのは、海岸で水泳中の人たちを救助したということが新聞で時々報告されますので、そこらを御説明いただきたいと思います。

○押川消防保安室長 申しわけありませんが、 要救助者の実数というのは、数字をとらえておりませんが、基本的には件数イコール人員だと 思っております。また詳細については後ほど御報告をしたいと思います。

○鳥飼委員 そういうことでよろしいですけれども、せっかく導入をした防災へリですから、しっかり活動していただいていると思うんですけれども、要員もやや不十分かなというような、各消防本部から派遣をしていただいているんですけれども、そんな感じもいたしますので、そこをよろしくお願いしたいと思います。これ、3年契約ですね。西日本空輸との契約の年限とか、そういうのはどういうふうになっていたんですか。

○押川消防保安室長 当初は一般競争入札をしたわけですが、その後はずっと随契を行っているところです。したがいまして、今のところ、他府県の防災ヘリと比べまして、一般的にベル412型ですと8,000万から1億程度で他府県は契約をいたしておりますが、本県の場合は今年度で言いますと、4,000万という契約額になっていまして、非常に廉価だと思っています。

○鳥飼委員 これは最初から1年更新の契約ということで、当初は一般競争で2社だったと思うんですけれども、該当するようなところが余りないから、その後は随契だということですけれども、果たしてそのままでいいのかどうかというのが一つありますので、御検討いただいたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。よろしくお願いします。

○中野主査 関連で、委託費というのは中身は 何が入っているんですか。

○押川消防保安室長 運航委託に係るすべてで ございます。ヘリコプターを運航する、パイロッ トも整備士もすべて含んでおります。

○外山委員 23ページの24時間防災ウオッチ・情報伝達システム構築、これは人員の配置とかもっと詳しく教えてもらいたいんですが、どういう形態で取り組まれるのか。

〇日高危機管理室長 これは昨年の5月1日から開始いたしております。運用開始のときは、職員は所属長以上が1名、自衛隊OBの嘱託職員が1名の2名で、夜間、休みの日も入れて、執務時間は危機管理局がありますので、24時間体制ということで実施いたしております。

○外山委員 1人は泊まり込んでいるわけですね。

〇日高危機管理室長 そうです。1人は勤務は 夕方からです。職員のほうは深夜まで、仮眠を とって、朝は勤務を8時半まで行うということ でしております。

〇中野主査 関連で、泊まり込んだりした場合 の手当はどうなっているんですか。

○日高危機管理室長 宿日直手当ということになりますが、職員は1回当たり4,200円、これで支給をしております。嘱託職員にあっては昼間が1日7,580円、夜間が1万6,250円ということで4名が交代でしておるということになります。 ○星原委員 関連で、メールにより情報提供しているとなっていますが、県民の中で申し込み

〇日髙危機管理室長 ことしの11月1日時点で7,189名が登録を県下でしております。

数はどれぐらいあるんですか。

参考までですけれども、それに附随しまして、 宮崎市ほか7つの市町で気象情報含めた同じよ うなメールサービスを行っております。この件 数が、県で今、把握しておるのが、登録者が1 万2,431名、県と宮崎市あるいは延岡市というと ころでダブりの人がおるかもしれませんけれど も、現在このメールサービスを利用しておられる方が2万人ぐらいということになるかと思います。

○黒木委員 成果表の25ページ、危機管理局が 消防団員の加入啓発、こういうのをやっておる ようですが、なかなか今消防団員が集まらん。 消防団員の加入は全県的にも苦労しているんで す。啓発はどういう形で何回ぐらいやっている んですか。

〇押川消防保安室長 委員の御指摘のとおりで して、なかなか本県も消防団員が集まらないと いうような現状にありますが、本県の場合は、 今、消防団員が1万5,366名ということで、減り 方は緩やかでございます。しかし、そう言いな がらも、片一方で平均年齢も35.7歳と上がって おります。そういう中で本県としましても、新 聞や県庁のホームページを活用した啓発活動、 団員活動の紹介、そういうことをやっておりま す。また、消防大会ですとか、操法大会とか、 そういうものをやって啓発に努めているところ でございます。また、あわせまして、20年度か らは事業者のほう、雇用する側の優遇制度―― 県土整備部で所掌しています入札参加資格に地 域貢献ポイントあたりを盛り込んでいただいて、 消防団員に任命されている者を雇用している事 業者のメリットが図られるような、そういうこ ともやる予定にいたしております。

○黒木委員 今言われますように、雇用者側、 ここがなかなか許してくれない。入札とかそう いうことがあれば、そういう点数加算というの があればいいんですが、団員も入りたいけれど も、会社がなかなか許してくれないとかあるん ですよ。だから、どうやって雇用者側とうまく その辺がいけるのか、研究してほしいなと思う んです。事情はよくわかるんですけれども、ぜ ひ頑張っていただきたいと思います。

○中野主査 関連ですけれども、国富町なんか 消防団どんどん減っています。消防団も町から、 手当じゃないけれども、ちょっと飲み代ぐらい とかあるらしいんだけれども、県からは消防団 に対する支援というのは何もないんですか。

○押川消防保安室長 消防団直接には県は行っておりませんが、消防協会あたりに対して委託料を出すとか、補助をするとか、そういう形で支援を行っているところです。

〇中野主査 消防協会といったら東諸消防協会 とかなるんですか。

○押川消防保安室長 いえ、県の全体の協会に 対して行っております。

〇中野主査 その金額はどれぐらい。

○押川消防保安室長 運営補助金といたしまして、18年度で300万の補助を行っております。

○黒木委員 消防団は高校を卒業したら入れますね。35.7歳ということを考えてみると、50ぐらいの人もおりますね。非常に幅が広くて、お父さんと子供が入っているとか、そういうこともあるんです。特に山間部に行きますと、まだ消防団に入っているのかというような感じの方もおられる。親子で入っているとか、それぐらいないと団員がいないとか、それもあるんでしょうけれども、その辺の幅とか、例えば10年とか15年とか長く務めますと何ぼか報償金も出たりしますけれども、最長何年ぐらいまで入っているんですか。

○押川消防保安室長 地域によって年齢差は当然ございますが、消防団上がりが、早いところはおっしゃるように34~35歳で上がるところもありますし、山間部あたり行きますと、50歳になってもなかなか消防団をやめられないといいますか、そういうところも多々あります。今の

消防協会の会長あたりは70歳ですが、40年ぐらいはされております。そういう方々は年配の方々になりますと結構いらっしゃいます。

○中野主査 今、地域は人口減少というか、消防団もそうです。綾町なんか役場の職員が大半占めています。そういう中で、県庁職員も若い人で地域に住んでいる人が多いわけで、昼はこっちに出てきているから間に合わないけれども、夜は結構間に合うわけです。率先して消防団に入るような、夜は自宅におるわけで、そういうのを考えていいんじゃないかなと思うけれども、どうですか。

○押川消防保安室長 県庁も数字としては、正確には現在24名の団員がおりますが、通勤が延岡でしたり、日南でしたり、本庁におりましても夜遅くまで残業したり、そういうこともあるでしょうし、また片一方では、地域に根づいてないということも事実だと思っていますので、県庁職員に対してもそこあたりの啓発に努めたいと思います。

○星原委員 23ページに総合情報ネットワーク 設備更新事業ということで、18年度末で613の無 線局の数(局)ということになっているんです が、県内の希望というのは、これで何%ぐらい なのか、それともこれぐらいで大体終わりなん ですか。まだ局を設けるつもり。

○押川消防保安室長 委員御指摘のとおり、本 県下には総合情報ネットワークでつながってい る局が613局あります。主なところですが、大き いものはダム関係のテレメーターあたりが数が 多うございますので、そんな数字になっている んですけれども、メーンとするところは県と市 町村、県と消防庁ですとか国、それとか消防本 部、県の出先であります総合庁舎、そういうと ころがメーンのシステムとなっています。 **○星原委員** まだほかに整備されていない部分 がどれぐらいあるのか。大体これぐらいの数で 県内が網羅されているのか。

○押川消防保安室長 ここ近年この数字から動いておりませんので、後は、さっき言いましたダムあたりのテレメーターが若干ふえる程度かなと思っていまして、局数はこれ以上ふえないだろうと思っております。

〇中野主査 ほかにありませんか。

〇川添委員 委員会資料の21ページ、総務事務 センターの使用料及び賃借料の8,200万と負担金 ・補助及び交付金の5,900万についてお尋ねしま す。

〇柄本総務事務センター課長 21ページの使用 料及び賃借料で支出済額が8,228万円余ございま す。企業局の裏に職員健康プラザ、体育館を設 置しておりますが、平成11年度に地方職員共済 組合で建設をしまして、約9億5,000万ほど、こ れを県が一定の利率をつけまして15年償還で買 い取るというのが平成11年度から始まりまして、 平成26年度までの計画的な償還をやっておりま す。その分の使用料及び賃借料として8,228万円 というのが大半でございます。

それから、もう一つ、負担金・補助及び交付金の5,961万4,000円は、先ほど互助会に対する補助を申し上げましたけれども、互助会の各種事業、人間ドック等、もう一つは独身寮の運営費、人件費、これに対する補助金でございます。

○川添委員 総務事務センターは本年度から発 足したということで、今、正職員の方と臨時職 員の方と何人ぐらいの体制でやっていらっしゃ るんですか。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターができまして、現在、正職員としましては59名ということでございます。嘱託等の職員が、

保健師が1名、看護師が1名、職員相談員というのがも51人ございます。それが非常勤職員になろうかと思います。あと22条職員が随時入れかわり3名程度ございます。したがいまして、 $65\sim66$ 名程度で運営しているというのが実態です。

○川添委員 総務事務センターの目的といいますか、福利厚生と物品関係ということなんですけれども、特に物品のいろんなやり方の状況とかその辺を。

〇柄本総務事務センター課長 総務事務センターは、今申し上げました59名の体制の中で、大きくは、旅費・給与の支給認定、福利厚生事業、物品調達事業をやっておりますが、今回、不適正な事務処理の反省も受けまして、物品調達事務につきましては、見直しをやっていきたいというふうに考えております。大きくは出先機関のほうが、今回組織を見直す中で、効率よい、また不適正な事務が発生しないようなやり方を検討中ですが、本庁におきましても、さらに徹底した見直しができるものについては検討していきたいということで、今のところ考えております。

○川添委員 適正な事務処理をやっていくというのが一つと、事務の効率化とかも目的の一つにあるんですか。

○柄本総務事務センター課長 川添委員がおっしゃったとおりでございまして、チェック体制を確立するということは、いろんな人の目で見たり、いろんな部署を通ったり、そういう介在する部分が多くなれば、それなりにクリアできる部分もあるかと思うんですが、反面、また効率化の面でその辺が阻害されてもいけませんので、その辺の調整を図りながら、うまくやっていけるような体制をとっていきたいというふう

に考えております。

○川添委員 事務の全庁的な効率化とか考えていったときに、概算といいますか、所要人員のどれぐらい――例えば物品とか福利厚生、庶務の事務がセンターのほうに移行されてくれば、今後どれぐらいの人数を節約していけるのか。行政経営課のほうなんでしょうけれども。

○柄本総務事務センター課長 行政経営課のほうで組織改正は持っておりまして、そのあたりで組織のつくり方をやっているんですが、今回、行政経営課のほうでやっているのは出先機関を中心としたところでやっていますので、ちょっと私のほうではわからないところがあるんですが、今回、総務事務センターは、4月の立ち上げのときは本庁事務を一元化したわけでございまして、主にその辺で経費の削減ができたというのは人件費の面じゃないかというふうに思っております。詳細な検証はまだやっておりませんけれども、私どもとしましては、13名ぐらい人が浮きまして、予算的には年間1億という試算を聞いております。。

○川添委員 今後やはり行政経営課とも連携しながら、本庁から出先まで全庁的にそういった形で、適正な事務と同時に効率化も目標に置いてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○黒木委員 海外研修ですが、議員のほうも今回は取りやめたんですけれども、職員の海外研修、これはどういうことになっておりましたか。 ○岡村人事課長 職員の海外派遣研修でございますけれども、人事課で対応しております自主企画とか団体での研修というのが従前はありまして、18年度はこれは休止しておりますけれども、16年度からの経緯を申し上げますと、人事課の実施しているもの、また各部で対応してい

る海外研修含めまして、16年度は24人ございま

した。17年度は21人ございましたけれども、ただ、18年度にそれらを見直しまして、人事課の研修も18年度は全面的に休止いたしまして、18年度については2人の海外研修となっております。ただ、19年度になりましては、人事課の研修のうち、自分で全部自主企画をするというのがあるんですけれども、その分については職員の育成という観点からいけば必要ではないかということで復活させていただきまして、19年度は6名行く予定でございます。そのほかには、福祉保健部であと1名ございまして、19年度については7名の海外研修の予定でございます。

○黒木委員 行き先はどこあたりに行っておるんですか。

○岡村人事課長 18年度については1カ所が韓国、1カ所がヨーロッパでございました。それ以前については、全般的にヨーロッパが多うございまして、あとはインドネシアとかオセアニア――オーストラリアあたりだと思いますけれども、そのあたりがございます。米国もございます。

○黒木委員 私ども議会もことしは見送りましたけれども、議員も自分で勉強したいことはたくさんあるわけですから、きちっとそういう報告をして、議員がやめてしまうと職員も行きにくくなるだろうし、議会のほうも少しは希望者とかとって出さねばいかん。答弁は要りません。

○外山委員 関連で、私は、どんどん海外に出るべきと思います。県職の方も田舎者ばかりにならんように、東京を見たり、大阪を見たり、むしろ海外を見て、多彩な人が集まったほうがいいですから、機会を見てはぜひ派遣を心がけてもらいたいと思いますね。

○中野主査 ぜひそういうことでどんどん知識を深めて、今、グローバル化社会ですから。

今、例えば海外研修じゃなくて、国の外郭団 体に出ている職員は何人ぐらいおりますか。

〇岡村人事課長 国への派遣でございますけれども、国等への派遣が19年4月現在で11名ございます。これは、総務省とか経済産業省とか外務省とか、さまざまなところにわたっております。あと民間企業の派遣が5名、これは髙島屋、三菱総研、ソニー、自治体国際化協会といいまして国際化に携わる協会ですけれども、それと西日本高速道路株式会社等でございます。海外については、19年4月現在で言いますと、フィリピン大使館とかヒューストン総領事館、また県の上海事務所等に3名行っております。

○中野主査 以上3課についての質問、よろしいですか。

それでは、部長、次長に最終的に何かありま すか。よろしいですか。

財政課と人事課、ありましたね。

○岡村人事課長 先ほど鳥飼委員のほうから御質問があった件でお答えできなかった件がございまして、資料によって御説明させていただきます。平成18年度の退職者の内訳でございます。お手元にありますでしょうか。

定年は105人ということですが、希望退職、普通退職、死亡退職についての年代とそれぞれの職種を示してほしいということでございまして、御説明させていただきます。まず、希望退職51名のうち、職種からいきますと、行政職が29、研究職が2、医療職(二)が2、この医療職(二)というのは薬剤師とか臨床検査技師とかその辺でございます。医療職(三)、これは看護師とか保健師ですけれども、これが10名、現業職が8名でございます。

普通退職につきましては、若い人ですけれど も、行政職6、研究職1、医療(一)、これは医 者ですけれども、2名、医療職(二)が1名、 医療職(三)が1名、教育職(一)が6名、教 育職(一)というのは大学でございまして、県 の場合は看護大でございます。

死亡につきましては、7名のうち行政職が5、医療(三)が1、現業職が1の75でございます。

その他の3名につきましては、副知事と常任 監査委員の2名ということでございます。

年齢別は、そこにありますとおりで、20代が 合計で言いますと7名、30代が10名、40代が5 名、50代が53名ということでございます。

普通退職の中での退職理由というのは、一身上の理由ということしかわからないものもございますけれども、概略申し上げますと、結婚とか育児ということを理由にされている方が7名おられました。転職という方が5名おられました。医者の2名については、自治医大の義務が明けてやめられたという方が2名ということです。そのほかの方は一身上の理由ということしかはっきりわかりません。

説明につきましては以上でございます。

○鳥飼委員 今、人事課長に御説明いただいたことについて要望と質問といいますか、お聞きをしたいと思いますが、今度の議案に上がっていると思うんですけれども、中途の方の研修といいますか、グレードアップといいますか、例えば看護師さんでしたら、助産婦の資格を取りたいということで休職をしたいという人もおられて、現状は退職するんですけれども、今度、退職しないで済むような制度の条例改正の提案がされます。来年の4月1日施行ということですけれども、同時に、そういうことをやられる方もいると思いますので、せっかく看護師不足が言われておりますから、適用を弾力的にやっていただいて、該当するような人にはちゃんと

説明していただいて、十分な対応をお願いした いということが一つでございます。

それから、この表の中の死亡というところに 7名おられるんですが、この中では自死という 方はおられませんね。確認をしたいんです。

○岡村人事課長 **自殺という方は18年度はおられません。

○鳥飼委員 総務事務センター課長にお尋ねしますけれども、ほとんどが疾病ということになるだろうと思うんですが、健康管理、ここはしっかりやっていただかないといけないと思うんですけれども、現状での推移、柄本課長のほうで把握しておられなければ、人事課長でお願いしたいと思うんです。以前にもこういう質問をしたことがありますが、職員の健康管理面でこの数字というのはどうなんでしょうか。通年といいますか、何年間か比較をするなりして、通常これぐらいの人たちが亡くなられているというふうな理解でよろしいんでしょうか。

○岡村人事課長 少し時間をお願いします。

○鳥飼委員 柄本課長のほうにその間お尋ねしますが、職員の健康管理について、今、決算のほうでもいろんな数字の中で上がっていたと思いますし、互助会の補助金の中にもそういうものも含まれていたと思うんですけれども、概略、御説明いただけないでしょうか。

○柄本総務事務センター課長 宮崎県が行っている健康管理事業の概略といいますか、共済事業も多少入りますが、労働安全衛生法が基本になるかと思うんですけれども、法律に基づきまして、健康診断は全員受けるようにしておりまして、よほどの理由がない限りということで100%近い方が第1次健診を受けております。それでひっかかったといいますか、異常があっ

※35ページに訂正発言あり

た人につきましては、第2次健康診断を実施しているところでございます。

それとはまた別に、ドック事業がございます。 人間ドック事業につきましては、地共済と互助 会と県が共同しまして、人間ドック事業を効率 よくやりたいということで、できるだけたくさ んの方をドック事業に促しているところでござ います。従前は、多少財政的にも余裕があった ということもありまして、泊まりドックが中心 だったかと思うんですけれども、そうなります と5,600人の県職員全員に平たくというのはなか なか難しいという状況になってきましたもので すから、最近では日帰りドックという形をとり まして、それをとったことによって単価が約2 分の1とかぐらいに下がりますので、そうしま したことで今まで5歳刻みであったところを3 歳刻みにするとかいうことで対応したりしてお ります。

また、県庁独自の業務形態に合わせまして、 特殊健康診断、これは法令に基づくもの、それ から規定に基づくもの、そういうものがござい まして、今、11種類の健康診断もやっていると ころです。例えば溶接業務とか放射線業務、食 肉、屠畜、振動工具使用者、有機溶剤、こうい うものの健康診断を実施しているというのが今 までのメーンでございましたが、とりわけ最近、 休職者、病休者の中にメンタル面の傾向が強まっ ているということを十分認識しているところで ございまして、順次その辺の充実をやっていき たいということで考えております。

ちなみに、18年度につきましては、従来から の臨床心理士、精神科医等の健康相談、それに あわせまして、民間病院を3つ指定しまして、 無料で相談できる体制をとっておりまして、今 年度からその3病院を7病院にふやしています。 さらにまた、来年におきましては、メンタル対 策にどういう手だてがいいか検討して、そちら のほうに取り組んでいきたいと思っているとこ ろでございます。

○鳥飼委員 年齢的にも40歳以降とか、いろいろ健康管理上特に注意をしなくてはならない年代というのがあると思いますので、そこもしっかり対策を打っていただきたいということと、もう一つ、今、課長もおっしゃられましたけれども、メンタル面でかなりの方がといいますか、これはどこの職場も一緒だと思うんですが、深刻に今なっていますので、しっかりとした対応をお願いしておきたいと思います。

○岡村人事課長 先ほど18年度について1つ誤りがございました。18年度についても自殺者が 1人だけおりました。申しわけございません。

死亡退職者の過去の時系列的推移を申し上げます。18年度が7名でございますけれども、17年度が2名でございます。16年度が4名、15年度が9名というような状況で推移しております。主なものはやはりがん等の病気ということでございます。

○鳥飼委員 自死の例もこの間ありました。しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思っておりますし、鳥インフルエンザで先頭に立って頑張っていただいた方が亡くなられた例もございましたので、ぜひ健康管理には細心の注意、対策を打っていただきたいということをお願いしておきます。

〇和田財政課長 先ほどの議論ともダブるんですけれども、政策調整研究費の主な例とその成果ですけれども、例えば地域生活部で申し上げますと、平成17年度に関東航路が急になくなりましたので、関東航路をどうしていくかという対策の研究にその費用を充てまして、翌年度以

降の、例えばRORO船とか、あるいはそういったものに対する補助事業、そういったものに生かされている例もございます。18年度では、県立劇場に対するネーミングライツ導入の可能性調査、こういったものを調査研究して、今年度のネーミングライツの実施に使っているとか、そういったふうに各年度それぞれの課題を研究して、翌年度の新規事業ないし事業の実施に生かしている、そういったような状況になっております。

〇中野主査 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして総務部を終わります。どうもお疲れさまでした。

本日の分科会を終了いたします。

午後2時42分散会

午前10時1分再開

出席委員(9人)

中 野 廣 明 主 査 主 副 査 松村悟 郎 委 員 中 村 幸 委 員 星 原 诱 委 員 黒 木 覚 市 委 員 外 山 衛 委 員 鳥 飼 謙 委 員 河 野 哲 也 委 員 川添 博

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長 村 社 秀 継 邊亮 総合政策本部次長 渡 総合政策課長 土 持 正 弘 秘書広報課長 緒方 哲 統計調査課長 井 黒 学 広報 企画 監 高 藤 和 洋

会計管理局

会計管理者 甲斐景早文会計管理局次長 美濃田 健会計 課長 森山美隆

人事委員会事務局

事 務 局 長 大 野 俊 郎 務 総 課 長 福 村英 明 長 職 員 課 吉 田 親 志

監査事務局

事務局長長友秀隆監査第一課長福島順二監査第二課長川越長敏

議会事務局

事 務 局 長 石野田 幸 蔵 事務局次長 弓 削 孝 幸 総 務 課 長 馬 原 日出人 事 課 四本 孝 議 長 政策調査課長 富 永 博 章

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田 渉議事課主任主事 今村左千夫

〇中野主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成18年度決算について執行部の 説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の 説明がすべて終了した後にお願いをいたします。 〇村社総合政策本部長 それでは、平成18年度 の決算につきまして、お手元の資料「平成18年 度決算特別委員会資料」に基づきまして御説明 をさせていただきたいと思います。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。この表は、前の総合長期計画に基づく総合政策本部の施策を、左側の網かけしておりますけれども、4つの柱ごとに整理したものでございます。一番右側に個別施策を整理しておりますので、その主なものの概要を説明させていただきたいと思います。まず、上から2番目の「二酸化炭素等排出削減行動の推進」でございます。そこに事業名は記載しておりませんけれども、後ほど課長から説明いたします。これは、

省エネルギー化による地球温暖化防止あるいは 光熱水費の削減等を図るためのESCO事業を 県立宮崎病院へ導入することといたしまして、 その事業導入に向けた手続を進めたところでご ざいます。次に、1つ飛んで、「新たなサービス 業の創出」についてでございます。厳しい景気 ・雇用情勢が続く中で、地域の経済を活性化し、 継続的な雇用を創出する方法の一つとしまして、 また住民が主体的に地域の課題を解決する新た な手段として、コミュニティビジネスの創造支 援に取り組んだところでございます。次に、「地 域の宝を生かした元気のいい地域づくりの推進」 につきましては、国が進めております構造改革 特区あるいは地域再生計画の取り組みを推進い たしました。18年度は、例えば「英会話科」で すとか「地域学」の新設など、教育課程の弾力 化による学力向上と地域に貢献する人材育成に 取り組む「地域の特性を生かした多様な一貫教 育特区」など、3件の特区認定を受けたところ でございます。施策体系については以上でござ います。

次に、決算の状況について御説明したいと思います。資料、3ページでございます。平成18年度の総合政策本部に係ります一般会計及び開発事業特別資金特別会計を合わせました決算の状況でございますが、一番下の合計欄にありますように、総合政策課を初め3課合わせまして、予算額16億5,088万4,000円に対しまして、支出額16億3,875万4,805円、不用額1,212万9,195円となっておりまして、執行率は99.3%でございます。なお、翌年度への繰り越しはございません。以上が決算の概要でございます。

次に、監査における指摘事項でございます。 資料の一番最後でございますが、16ページに記載しておりますけれども、このうち、1の東京 事務所の収入事務に関する指摘に対する改善の 状況についてでございます。東京事務所におき まして、業務チェック表を作成しまして、業務 内容の再確認を行うなど、職員相互のチェック 体制を強化することによりまして、これは調定 事務がおくれておったという事案でございます けれども、今後、調定事務のおくれが生じるこ とのないよう改善を図ったところでございます。 なお、2の統計調査課における不適正な事務処 理に関する指摘につきましては、説明は今回は 省略させていただきたいと思います。

以上、概要について説明いたしましたけれど も、詳細につきましては、この後、担当課長か ら説明をさせていただきます。私からは以上で ございます。御審議のほどよろしくお願いをい たします。

〇土持総合政策課長 総合政策課の決算概要に ついて御説明をいたします。

資料は、同じく平成18年度決算特別委員会資料でございます。5ページをお開きいただきたいと思います。総合政策課の一般会計の決算額につきましては、5ページから9ページにかけて掲載をしております。9ページのほうをごらんいただきたいと思います。一番下の行、一般会計の計でございますが、総合政策課の平成18年度の一般会計の決算額は、予算額7億1,303万3,000円に対しまして、支出済額が7億955万3,935円、不用額347万9,065円で、執行率は99.5%となっております。

このうち、7ページに戻っていただきまして、計画調査費でございますが、不用額が198万円余となっております。主な理由でございますけれども、地域ビジネス創造事業の補助金の残でございます。これは、事業の実績内容を精査いたしましたところ、補助対象経費が減額になりま

したので、これに伴いまして補助金の減額を行ったことによるものでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思い ます。開発事業特別資金特別会計の決算につい てでございます。この特別会計は、企業局の電 気事業会計からの繰入金を主な財源としており ます。18年度の決算につきましては、下から2 段目の特別会計の計の欄でございますけれども、 予算額4,262万2,000円に対しまして、支出済額 が4,258万8,736円、不用額3万3,264円で、執行 率は99.9%となっております。この結果、総合 政策課の決算合計といたしましては、一番下の 総合政策課計でございますが、一般会計と特別 会計合わせまして、予算額7億5,565万5,000円 に対しまして、支出済額が7億5,214万2,671円、 不用額351万2,329円で、執行率は99.5%となっ ております。なお、翌年度への繰り越しはござ いません。

次に、主要施策の成果についてでございます。 厚い資料になります。主要施策の成果の記載内 容と前計画との関係、そして政策評価との関係 につきましては、さきの総務部のほうで御説明 を申し上げたと思います。さきの閉会中の当委 員会のほうで御報告いたしましたとおり、今回 の主要施策の成果に関する報告書につきまして は、私どもの政策評価における施策評価シート から引用して作成をしたものでございます。説 明に入ります。7ページをごらんいただきたい と思います。1の(1)の施策、地域に開かれ た魅力ある高等教育環境の創出についてでござ います。県内高等教育機関のより一層の魅力向 上と機能充実を図りますために、県内すべての 高等教育機関の連携組織であります「高等教育 コンソーシアム宮崎」の活動への支援を行った ところでございます。具体的には、一番下の施 策の成果、数値目標等の表にありますとおり、 公開講座、インターンシップ、そういったもの が実施されたところでございます。今後とも「高 等教育コンソーシアム宮崎」と連携しながら、 県内の高等教育全体の魅力の向上、高等教育機 関の有しております知的資源の活用による地域 の活性化、そういったものを図ってまいりたい というふうに考えております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。1の(1)の施策、先ほど本部長のほうからも説明申し上げましたが、二酸化炭素等排出削減行動の推進についてでございます。省エネルギー化による地球温暖化防止対策、光熱水費の削減等を図るESCO事業を県立宮崎病院へ導入することといたしまして、その導入に向けた手続を進めたところでございます。今後ともこのESCO事業の導入に積極的に取り組む必要があるというふうに考えております。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。1の(1)の施策、地域科学技術の振興についてでございます。県内の産業界のニーズに対応いたしました基礎研究や、本県特有の課題の解決に向けた基礎研究を支援財団と連携をいたしまして、3件の共同研究を採択いたしますとともに、国の大型の産学官共同研究プロジェクトとして採択をされております地域結集型共同研究事業、これらへの支援など、科学技術に関する共同研究の活発化を促したところでございます。今後とも国の大型プロジェクトの獲得に向けて産学公の連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、11ページでございますが、2の(1) の施策、新たなサービス業の創出についてでご ざいます。厳しい景気・雇用情勢が続く中、地 域の経済を活性化し、継続的な雇用を創出する 方策の一つといたしまして、コミュニティビジネスなど、より地域や住民に近いところでの新たなビジネスの発掘、創造に取り組んだところでございます。昨年度は、新しい地域ビジネスのアイデアを募集いたしまして、調査事業4件、新規事業7件の合計11件の事業プランを支援いたしますとともに、経営アドバイザーを派遣いたしまして、専門的なアドバイスを行ったところでございます。今後は、インターネットを活用した情報発信、販売システムの構築等に取り組み、コミュニティビジネスの定着を図っていく必要があるというふうに考えております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思い ます。1の(1)の施策、地域の宝を生かした 元気のいい地域づくりの推進についてでござい ます。まず、構造改革特区につきましては、「英 会話科」や「地域学」の新設など、教育課程の 弾力化による学力向上等に取り組みます「地域 の特性を生かした多様な一貫教育特区」、それか ら、農家民宿等によりますどぶろく製造により、 新たな観光資源づくりに取り組みます「神原邑 くにとみどぶろく特区」、それから、公立保育所 における給食の外部搬入容認によりまして、調 理業務の効率化を図りますとともに、食育や地 産地消を推進する「綾町すこやか食育教育給食 特区」の3件の認定を受けたところでございま す。また、地域再生につきましては、18年度の 認定はございませんでしたが、17年度に認定を 受けた地域再生計画に基づき、県や市町村が取 り組みます道路整備、汚水処理施設整備、港湾 整備事業に対する地域再生基盤交付金について、 国との調整等を行ったところでございます。今 後とも、制度の周知や計画策定等への支援を行 いまして、地域の知恵や資源を生かした地域づ くりに努めてまいりたいというふうに考えております。

次に。13ページをごらんいただきたいと思います。2)の(1)のところでございますが、 県境を越えた広域的な取り組みの推進についてでございます。全国知事会、九州地方知事会などを通じまして、国に対する要望活動等を実施したところでございます。今後とも九州知事会等を中心に各県との連携を深め、県境を越えた広域的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

その下になりますけれども、(2)の施策、地域連携軸の形成についてでございます。14ページをお開きいただきたいと思います。東九州軸構想や南九州広域交流圏構想等の推進のために、関係します各県と共同で国への要望活動等を行ったところでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思い ます。1の(1)の施策、県計画の総合的推進 についてでございます。前総合長期計画「元気 みやざき創造計画」の着実な推進を図りますた めに、計画に掲げた数値目標の達成度などに基 づきます政策評価を実施いたしまして、成果の 検証を行ったところでございます。また、新知 事の就任を受けまして、県政の刷新、さらなる 発展を目指して新たな総合計画の策定作業に着 手したところでございます。また、分野横断プ ロジェクトにつきましては、プロジェクト推進 のため、全庁的な進行管理を行いますとともに、 地域団体活性化指針や二地域居住等モデルプラ ンの策定等に取り組んだところでございます。 また、元気みやざき県民運動につきましては、 各種広報活動等に取り組みまして、サポーター が1万3,000人を超えるなど、一定の成果を得る ことができたところでございます。今後は、こ

うした前計画との継続性に十分留意しながら、 新たな総合計画の着実な推進を図っていく必要 があるというふうに考えております。主要施策 の成果に関する報告書につきましては、以上で ございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

総合政策課は以上でございます。よろしくお 願いいたします。

○緒方秘書広報課長 秘書広報課の18年度決算 概要について御説明いたします。

再度、特別決算委員会資料にお戻りいただきまして、私どもの課は11ページから12ページにかけてでございます。秘書広報課の一般会計の決算額は、12ページの一番下の欄にございます。予算額5億1,475万3,000円、支出済額5億742万6,746円、不用額732万6,254円、執行率98.6%となっております。

それでは、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。11ページにお返りいただきまして、(目)一般管理費であります。不用額が458万7,116円となっております。これは主に前知事の期末手当を保留していることに伴います職員手当等の執行残、それから副知事が年度途中で交代いたしましたことに伴います給料、共済費の執行残等でございます。

続きまして、12ページでございます。(目) 広報費であります。不用額273万9,138円でございます。これも同様に、前知事の年度途中の辞任と現知事の就任に伴いまして、県内外での広報活動につきまして一部見直しを行ったことによります執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。冊子のほうの主要施策の成果に関する報告書、17ページをごらんいただきたいと思っ

ております。その他(県政一般)のうち、2) 県民本位の県政の推進でございますが、表にあ ります広聴活動の主な実績を申し上げます。「知 事と気軽にトーク」は、知事が、県内で活動し ておりますさまざまなグループや施設を訪問し、 出席者との意見交換などを通じて県民の幅広い 意見を県政に反映させるために行うもので、地 域づくりグループや障がい者支援グループ等を 対象に、7回、実施いたしました。次の「県民 の声」事業は、専用電話やファクス、電子メー ル等で寄せられました県民の生の声を直接知事 に届け、県政に反映させるために行っているも のでございまして、18年度は3,913件の意見が寄 せられております。次の「みやざきわくわく体 験ツアー」でございますが、県民をバス等で県 有施設等に案内いたしまして、県政に対する理 解を深めていただくということ、あわせて県民 の意見等を県政に反映させるために行ったもの でございまして、11回実施いたしております。 次の「みやざき県政出前トーク」は、知事や職 員が地域に出向きまして、県政の重点施策や県 の取り組む事業等につきまして直接県民の方々 に説明を行うことにより、県政に対する理解を 得るとともに、県民との協働による県政運営を 図るものでございまして、出前県庁が5回、出 前講座46回実施したところでございます。これ らの活動を通しまして、下の施策の評価のとこ ろに記載しておりますが、県民のさまざまな意 見を県政に反映させることができたと考えてお ります。今後とも、幅広い県民の意見等を県政 に反映させるため、広聴事業の充実を図ってい きたいと考えております。

次に、18ページ、各種媒体を通じました県政 の広報活動の主な実績でございます。まず、印 刷広報といたしまして、県民向けの「県広報み やざき」の発行、主に県外への情報発信を目的といたしました県外情報発信マガジン「Jaja」の発行、新聞広報といたしまして、県の行事等をお知らせする「県政けいじばん」の新聞掲載、さらには、テレビ・ラジオ等による県政番組の放送、県ホームページの情報発信などであります。広報回数等は表に記載のとおりでございます。これらの広報活動によりまして、施策の評価のところに記載しておりますが、広く県民に対する情報提供を行ったところでございます。今後とも、県民の県政に対する理解を促進し、県民と県政との信頼関係を形成するため、積極的に広報活動を行っていきたいと考えております。主要施策の成果に関する報告については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

秘書広報課は以上でございます。

〇井黒統計調査課長 統計調査課の決算概要に つきまして御説明申し上げます。

統計調査課につきましては、平成18年度決算特別委員会資料の13ページから15ページでありますが、15ページの一番下の統計調査課合計欄をごらんください。統計調査課の平成18年度における決算につきましては、予算額3億8,047万6,000円に対しまして、支出済額3億7,918万5,388円、不用額129万612円、執行率99.7%であります。なお、翌年度への繰り越しはありません。目の執行残が100万円を超えるもの及び執行率が90%を下回るものについては該当ありません。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。主要施策の成果に関する報告書の19ページをお開きください。各種行政施策の実施及び計画立案等に必要な基礎資料を得るため、各種

調査を行っております。表に主な事業3つを掲 げておりますが、まず1つ目の事業所・企業統 計調査でございます。この調査は、総務省の指 定統計として5年周期で実施されるものであり ます。すべての事業所が対象となり、本県では 県内の5万8,127事業所を対象に、平成18年10月 1日を調査日として実施しました。この調査に より、事業所や企業の産業規模、従業者規模な どの基本構造を明らかにするとともに、各種統 計調査等の母体となる事業所名簿を作成するこ とができました。次に、社会生活基本調査でご ざいます。この調査も総務省の指定統計としま して5年周期で実施されるものであります。総 務大臣が指定する調査区の中から抽出された世 帯が対象となり、本県では県内の1,476世帯 の3,211人を対象に、平成18年10月20日を調査日 として実施しました。この調査により、国民の 生活時間の配分や自由時間における主な活動な ど、国民の社会生活の実態を明らかにするとと もに、各種政策の企画や立案のための基礎資料 を得ることができました。3つ目の「データで みる宮崎のあゆみとすがた」作成でございます。 この事業は、主要統計データを時系列等で分析 し、各年代の宮崎の特徴や現在の宮崎の動き等 をわかりやすく掲載した統計書を作成したもの で、県庁ホームページでも公開しております。 当事業の実施により、広く県民の方々へ情報を 提供するとともに、各種行政施策の計画立案等 に役立てているところであります。主要施策の 成果に関しましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はありません。よろしく御 審議のほどお願いいたします。

〇中野主査 以上で執行部の説明がすべて終了 いたしました。これより質疑を行います。 ○鳥飼委員 まず最初に、主要施策の成果に関する報告書の9ページのESCO事業のところをお尋ねしたいと思います。県立宮崎病院のESCO事業アドバイザリー業務委託というふうになっておりますけれども、19年度、今、実施しているんですね。業務委託ということなんですけれども、具体的な内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○土持総合政策課長 ESCO事業を導入いた しますために、その導入に伴いまして、いろん な専門的な検討を加える必要がございます。そ れにつきましてのコンサルティングといいます か、業者を選定いたしまして、そこが今年度か ら事業を実施しておりますけれども、その実施 に入ります意味でのいろんなアドバイスをやる、 事業者の選定のアドバイスといいますか、やり 方、そういったものを行ったということになり ます。

○鳥飼委員 当然、見積もりといいますか、実際にESCO事業を実施すればどの程度見込まれるのかという積算とか出てくると思うんですけれども、そういうところも委託をしたということになるんでしょうか。

○土持総合政策課長 全体の事業費から、どういう事業を行った場合にどれくらいの――宮崎病院の場合には毎年約7,000万程度の効果が出るというところ、そういう算定も当然やったところでございます。

○鳥飼委員 今は明電舎とかそういうグループ でコンペでやられたということなんですけれど も、その事業所とこの委託先と、今回実際に事 業をやっているところというのは全然別という ふうに思っていいんですか。

○土持総合政策課長 そうでございます。やっている事業、今回これは病院局のほうで実施い

たしておりますけれども、11社によるコンペが 行われたということでございますが、全く別の 業者でございます。

○鳥飼委員 大勢の人たちが利用するということで光熱水費とかそういうことが、利便性といいますか、節約の部分になるわけですが、今後、今始まったばかりですからなかなかなんですけれども、対象事業所ということになれば、もちろん病院は考えられるでしょうけれども、どのようなところが考えられて、想定をしているところがあればお願いしたいと思います。

○土持総合政策課長 今、委員おっしゃったように、効果としては、一番延岡病院あたりがあるという調査結果は出ております。他のところ、芸術劇場なり美術館等も調査をやっておりますけれども、効果としてはそう大きいものは出てこないというようなものがございます。ただ、この事業を実施いたしますときに、単独でやりますと、やはりまた全体の経費もかかりますので、いろんな設備のちょうど更新時期といいますか、宮崎病院の場合にはそういうタイミングでちょうどよかったわけですけれども、それぞれこの事業を実施する場合に、そことの兼ね合いというのも十分に検討していかなければならないんじゃないかというふうには考えております。

○鳥飼委員 私どもの委員会で埼玉県のリハビ リセンターを視察して、ESCO事業を実際やっ ておられて、見せていただいたんですけれども、 光熱水費等の軽減を図るということでいろんな 大きな意義もあるようですので、ぜひ十分検討 していっていただきたいと思います。

続けてお願いしますが、11ページの地域ビジネス創造、11件の事業プランを支援、調査事業が4件、新規創業が7件ということですけれど

も、特徴的なものをそれぞれ1件ずつ御紹介、 御報告いただきたいと思います。

○土持総合政策課長 調査事業で言いますと、 これは商工会議所でございますが、今話題の「み やざき検定」、宮崎のいろんな知識、観光とか歴 史とかそういったものを評価するといいますか、 そういったものを行う、ことし何か動いておる ようですけれども、その調査事業が調査ではご ざいました。創業関係では、主に農産物の直売 等、高齢者とか障がい者の方々が実施いたしま すそういった直売所の運営、そういったものが 出ております。

〇鳥飼委員 農産物の直売、もうちょっと具体 的に御説明いただきたいと思います。

○土持総合政策課長 これは、あるNPO法人でございますけれども、障がい者と高齢者が町なかの空き店舗を活用いたしまして、そこに産直野菜、そういったものの直売所を設けて営業しているというのがございます。都城市です。

○鳥飼委員 わかりました。12ページですけれども、元気のいい地域づくりの下のほうの施策の評価のところに、構造改革特区とかいろいろあるんですが、どぶろく特区とか、それぞれ書いてあります。その中で特にお聞きしたいのは、公立保育所における給食の外部搬入容認により、調理業務の効率化を図るとともに、食育や地産地消推進をするということで特区が認定を受けたということで、成果として挙がっているんですけれども、ここを御説明いただけますか。

○土持総合政策課長 保育所の給食につきましては、直が原則でございまして、外部からの持ち込みが認められていないということであったようでございます。これは事実が先行したというふうに聞いておりますけれども、綾町で実際に、効率的運営を行いますために、外部から給

食について導入するということにつきまして、 正式に特区認定をいただいて実施をしたという ことでございます。

○鳥飼委員 保育所における給食というものの 位置づけが不明確になるんではないかというふ うに思っているんです。給食というのは、子供、 特に幼児、小学生を含めて、小さいときには成 長発達の上で大事だと私は思うんですけれども、 例えばキュウリとかお米とか、それぞれ調理を しますけれども、このキュウリが例えばだれだ れさんところのキュウリですよと、このお米は 私がつくったお米ですよということで、農業と 食とを結びつけていくという努力をしていると ころもあるわけです。安易に外部委託――確か に経費は安くなると思うんですけれども、なぜ 施設内、保育所内で給食をつくっていくのかと いうことについて大きな意味があるんです。と りわけ今のように家で食事をしない子供といい ますか、できない子供もでてきている状況の中 で、食事をつくる――食事というのはスーパー に売っているものじゃなくて、こうやって包丁 でたたいてつくるんですよと、そういう意味が あると私は思っているんです。特区、綾町がつ くられたと思うんですけれども、果たしていか がなものかなというふうに思っておりまして、 そこら辺の御意見をお伺いしたいと思います。

○土持総合政策課長 説明が足りませんで大変 申しわけなかったと思いますけれども、綾町の 場合は、公立の保育所が3カ所ございまして、 調理を1カ所でやって、残り2カ所に搬送する ということでございます。もちろん委員おっしゃ いましたように、その目的の中には、食育の考 え方と地産地消の考え方、十分取り入れた形で 給食を提供するということがまず目標の一つで ございまして、効率的な給食の整備体制を整え るということでございますので、民間のほうに 委託したのではないかというふうにとられたか もしれませんけれども、綾町の場合には、そう いう1カ所に調理業務を集約したというところ に特徴があるというふうに御理解いただきたい と思います。

○鳥飼委員 余り言いませんけれども、どちらにしても外部でつくるわけですから、公立でやっていくというのが評価をすべきだというふうに思っているんですけれども、子供にとっての食事というものは、持ってきて、ただ温めて食べればいいというものではないと私は思うんです。おなかが大きくなればいいというものではないということを小さいときから学んでいってもらうということが大事だというふうに思っておりますので、これ以上申し上げませんけれども、そういう面での考え方もぜひ機会がありましたら取り入れていただきたいというふうに思います。

次に、元気みやざき県民運動、15ページですけれども、®で1万3,357人サポーターがいるということなんですが、これの例えば職種とか、どういう人たちが入っているのか、会社員とか公務員とか、その内訳とかあれば教えていただきたいと思います。

○土持総合政策課長 参加されている方のそれ ぞれの職業等までの把握はいたしておりません。 ○鳥飼委員 これは前のですから、余り申し上 げたくないんですが、県庁職員も無理やり入ら されたというようなことも聞いておりまして、 その辺でお尋ねしたんですけれども、把握をしておられないということなら結構であります。

〇中野主査 みやざき県民運動の関連質問ありますか。

〇松村副主査 サポーター制度、これは単年度

でしたね。単年で終わりましたけれども、サポーターの皆さんが1万3,357名という実績と、それぞれの地区で環境とかそれぞれに分けてやりましたね、フォーラムじゃないけど、小さな。そういう実績があったと思うんですけれども、このサポーターの方は、その後、ただサポーターになっただけで、サポーターとして1,000万かけて集めた人数がどのように活用されたのかということをお伺いしたいんです。

〇土持総合政策課長 どのように活用されたか といいますか、この元気みやざき県民運動を展 開していきます上におきまして、それぞれの運 動体として、大きく県民運動を3つに縛ってお りましたけれども、それぞれにおいて各地域で 活動を展開していただくために、行政としてそ れを支援していく、バックアップしていくとい う意味での、行政の役割としましてはそういう 役割でございましたので、これを行政としてど ういうふうに活用するかということについては、 またその考え方、見方が違ってくるんではない かというふうに思っております。ただ、そうい う活動をそれぞれの地域で展開していただくこ とによりまして、県全体のある意味、地域の活 性化につながる部分もございますし、環境面と か、県民の皆様の健康面とか、そういったとこ ろで行政とは違う意味からの目標を達成してい ただくというところに効果があったのではない かというふうに考えております。

○松村副主査 これは県のほうが主導して、市町村に向けて3つの項目に分けてサポーターを募って、それぞれにサポーター証みたいなのを出して、県民の皆さんに元気な県づくりをやっていきましょうと、それぞれの分野で県民一丸となってやりましょうという、それまでの新ひむか運動にかわった新たな運動なのかなという

けれども、サポーターを集めて、環境とかそう いうボランティアづくりの一つの発信なのかな というふうに思ったんです。1回何か案内が来 てそれっきりというか、その後、この事業は終 わりましたといって何か出たので、そもそも単 年度でそうやって集めてこの事業終わりました といったら、この1,011万5,000円というのは余 り効果のある決算ではないんじゃないか、効果 があったのかなと私はそのとき思ったんです。 やはり行政は継続性だったので、当初の目的は 何だったのかというところがよく見えなかった んですけれども、そのメンバーの資料とかそう いうのはここに残って、各課で何か河川のサポー ターとかそういうのにつながっているんですか。 **〇土持総合政策課長** それぞれに登録いただき ました皆様に対しまして、今、委員が言われま した終了のお知らせといいますか、それにつき ましては、サポーター制度を打ち切りといいま すか、そういう御案内を申し上げたところでご ざいます。これまでそうやって培われました、 いわゆる県民運動、こういったものをベースに いたしまして、今まさに県民総力戦ということ で――ただいま申し上げましたように行政がい ろんな形で県民運動を支えてきたわけですけれ ども、そういう行政関与型から少し住民の自発 的な意思、そういったものでの展開というもの をお願いしていく、そういう中において、元気 みやざき県民運動の中でサポーターとして登録 されました1万3,000人の方々が地域で主体的な 役割を担っていただいて、新たな県民総力戦と いうテーマでそれぞれの地域で同じように頑 張っていただきたいという思いを込めて連絡は 差し上げたところでございます。サポーターの 個人情報の管理につきましては、うちのほうで

ことで、私は継続していくのかと思ったんです

総括的に管理をしておりますが、これにつきま しては、一定のところで外部流出が起こらない ような何か対応、処理というものを考えていか なければならないというふうに考えております。 ○松村副主査 サポーターに集まった人たちは、 もちろん県の職員の方もたくさん登録されたと 思うんですけれども、それぞれの市町村が、そ の地区のまちづくりとか、婦人の集まりとか、 河川を何かやっていらっしゃる方とか、そんな 方に一生懸命呼びかけて、それぞれ地域で元気 づくりをやっていらっしゃる方の組織を一緒に 集めて、これからの県民元気づくりにもう少し 系統的に頑張っていきましょうということで呼 びかけられてつくられたと私は解釈しているん です。ことし、来年、再来年と、県政というの は継続ですから、その中で一緒にやってもらう というところが――皆さんの努力とか県民の努 力というのが1年で解散ということは、無駄だっ たというか、多分サポーター制度をつくるとし ても18年度でつくっただけじゃなくて、その前 からこの準備をして、18年度予算でこういう形 をやっていこうとしたことが、今度知事がかわっ たことで、ひむか運動から元気みやざきから県 民総力戦と変わったということだけれども、そ の過程の物事はやはり効果的に有効に活用して いって県民の皆さんと継続していかないと、は い、これで終わりましたというあれでは、集まっ た人たちがこれは何だったんだというお話なん かもあったんです。その辺は、18年度こういう 事業をやったことの大事さをまた次の年にしっ かり活用していかないと、効果としては、予算 執行に対しては無駄な金だったなというしかな いんじゃないかと思いますね。

○渡邊総合政策本部次長 今のお話はもっとも だと思うんです。行政の継続性という意味では、 例えば元気づくり運動は3つの側面から、健康 づくり、環境、地域見守り――この運動という のは、例えば健康づくりであれば、福祉保健部 の健康増進課がそういう運動をやっているんで す。環境づくりは、御存じのように環境森林部 のほうでやっていますし、地域見守りは、自治 会活動で、あるいは警察本部が自治会を動かし ながら、私たちも参加しましたけれども、実は そういう運動はずっとやっておりまして、今回、 運動をやめたということじゃなくて、サポーター 制度を使ったやり方というのはもうやめるべき ではないかと。要するに、サポーターとは何か という定義もいろいろあるわけでございますが、 もうちょっと輪を広げて県民一人一人が主体的 に参加していく、そういう運動展開を今後やる べきではないかということで、ことしからはそ ういう県民運動と銘打ってやるやり方はやめた ということでございます。このサポーターが何 だったのかということは――17年度におきまし て、3つの側面からの取り組みにつきまして活 動事例集とかつくったんですね。そういうのを お配りして、こういう取り組みをやってくださ いと、そういうこともやっておりまして、当然 そういうものは生きていると我々思っています。 それから、そういう活動の中身はそれぞれの課 が、今、御紹介しました健康増進課とかいろん な課がありますけれども、そういうところで引 き継がれていく。それから、もう一つ我々が留 意したのは、サポーターについては、積極的に 登録された方も多いわけでございます。そうい う人はできるだけ今やっているところでいろん な活動をやるときの一つの参考といいますか、 これは個人情報でございますので、外側には公 表できませんが、そういうものに活用していく、 そういうこともお願いしているところでござい ます。そういう意味では、無駄というのは、い ろいろ評価の仕方があると思いますけれども、 我々としてはそういう継続の含みで今のような 形になっているというふうに思っておりますの で、よろしくお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 いろいろ次長がおっしゃられましたけれども、結局、県が旗を振ったわけなんです。それはもちろん、それぞれやっておったところにこれを持ってきて特徴づけてやってきたわけで、それをやめたわけですから、批判はして受けとめてもらわないと困るんです。 今それが生きていますというような言い方は、こういう運動を展開してきた人たちに対して、県は何だったんだということになってくるところなんです。知事のところでやってくるところなんですけれども、知事がかわったから運動も変わったけれども、次長は特に県庁を引っ張っていかないかんところだから、やはりその辺はちゃんと受けとめてもらわないといけないと思います。

○渡邊総合政策本部次長 批判という意味で、 県全体がかかわった元気づくり運動ということ で、標榜した運動として、そういう形は当然御 批判があるかもしれません。我々としましては、 そういうこともありまして、それぞれサポーター に、ことしになりまして、なぜ運動をこういう 形にしたのかという趣旨等を踏まえたはがきを 全員にお配りしまして、我々の考え方を御理解 いただくようなやり方をやったということは事 実でございます。そのあたり、はがきでそうい うサポーター全員にお配りしたところでござい ます。

○鳥飼委員 前々知事からいろんな県民運動を 県庁が旗を振ってきたというのがあるわけです。 しかし、それはやめようということになったと いうことなんですけれども、具体的に、これは18 年度の末と19年度にちょっと入ってまいりますけれども、それまでやってきた新ひむかづくり運動なり県民運動に一切関与しない形で、地域でやってくださいよというふうに変えていったということなんですね。なぜそういうふうに変えていったのかということを、そしてどうやってその精神というものが引き継がれているのかというのを御説明いただきたいと思います。

○渡邊総合政策本部次長 地域でやっていった ということじゃなくて、それぞれの所管課で、 例えば環境づくりであれば環境森林部が取り組 んでおりますし、健康づくりであれば福祉保健 部が取り組んでいるんです。だから、地域でや りなさい、県はノータッチですよということではないと私は思っているんです。それぞれの所 管部でそういう運動のやり方を、実質的な実施 主体というのは市町村がどうしても中心になる と思いますけれども、そういうやり方をやって いるということでございますので、全然県はノータッチですよということではないということで す。

○鳥飼委員 例えば平松知事がやった一村一品運動、これは県民運動ですね。勝手にやってくださいとは言いながら、やはり県がまとめていきながら、「ウメ・クリ植えてハワイへ行こう」という大山町の成功事例もあるし、あそこの農協はまだ合併しないんですね、役場の単位では合併しても。そういう成果というものがあって、我々も影響を受けてきたわけなんですけれども、今度の総合計画になりますけれども、そういう意味での関与はやらないということになっているわけでしょう。それは各課でそれぞれやります。もちろん当然ですから。そういうふうに変わっていったのはなぜなのかということにもつ

ながってくると思うんです。ですから、副主査が言うように、一生懸命やっていこうと言っていたのにぱっと行く先の旗がなくなってしまってというふうな感じを県民が受けて、それはそれぞれでやっているんですわということではなかなか理解できないということになって一個があると思うんです。それをどうやって具現化していくか、そのために県がどうやって具現化していくか、そのために県がどうかうふうな役割を果たしていくのかということがあると思うんですけれども、そこら辺について御意見をお伺いします。

〇渡邊総合政策本部次長 どうも話がすれ違い になるかもしれませんけれども、例えば元気運 動は、先ほど申し上げましたように健康づくり、 環境づくり、地域見守りというこの3つの運動 をやっていたわけです。当然健康づくりという のは、県の施策として市町村と一緒になってやっ ていく運動だろうと思うんです。環境づくりも そうでございますし、当然、今やっているわけ でございまして、3つを総称して一つの大きな くくりとして、具体的な事業的な県民運動とし て展開していくという方法を今回からとらな かったという意味なんです。看板がおろされた から健康づくりしないのかとか、そういう運動 をしないのかということじゃないということで す。そのあたりは、鳥飼委員がおっしゃるよう に誤解を受ける可能性もありますので、我々は、 先ほど言いましたように、それぞれサポーター の皆さん方にはそういう意味合いのことを含め たはがきを出して、趣旨の徹底に努めたところ でございます。

○鳥飼委員 私はすれ違っていると思わないんです。よくかみ合っていると思っています。健

康づくりにしても、いろんなところでやっているわけですから、それは確かにやっているわけですよ。しかし、県全体として、総合政策本部なり総合政策課がこれをやって頑張りましょうやという、にしきの御旗をもって県政全般といいますか、県民の生活の底上げ、いろんなものを図っていこうという運動があったわけでしょう。これはもうやめたということなんですね。そういうことなんでしょう。果たしてそれでいいのかどうかということが今問題になっております。副主査が言った問題でも、結局そういうやり方でいいんですかということを問われているというふうに受けとめていただければ、よく意見は合致していると私は思っております。

- ○中野主査 鳥飼委員は継続すべきだという意見ですか。
- **〇鳥飼委員** いや、それは後でやります。
- 〇中野主査 今の部分、関連ありませんか。

基本的には私も、「何でも挑戦みんなが参加」 の部分がこういうサポーター制に変わったのか なと、精神的にはですよ。知事がかわってこん なことになった話で、19年度はやめているわけ ですね。

元気みやざき県民運動について、関連ありませんね。いいですね。

進め方として、ある意見が出たらそれに関連 あるかどうかで進めていきますから。

○河野委員 成果に関する報告書の10ページの 地域科学技術振興5,000万の決算額ですが、実績 内容の中で宮崎県産業支援財団へとなっている んですけれども、この予算がほとんど丸投げと いうか、そっちの財団へということでしょうか。 内訳というのは。

○土持総合政策課長戦略的地域科学技術振興事業でございますけれども、これにつきまして

は、本県の科学技術の振興を図りますために、 平成13年度に、最初は総合政策本部といいます か、企画調整部の中に21世紀振興の財団という ものがございまして、そこに1億円の基金を積 みました。公社等改革がございまして、平成16 年からその基金を産業支援財団のほうに移しま して、引き続きこの事業を行っているところで ございます。そういう経緯がございまして、こ の基金の造成につきましては、総合政策本部の ほうで予算要求いたしまして、そして、今回の ケース、18年度で言いますと、5,078万2,000円 のうち5,000万円でございますけれども、これを 産業支援財団の基金のほうに支出を行ったとい うことでございます。

〇河野委員17年度の額と、この変化というか......。

○中野主査 今の説明もうちょっと……。国の 科学技術庁の、それの話だろう、この5,000万は。 **〇土持総合政策課長** 今、主査言われました国 の提案公募型の事業、これも産業支援財団のほ うで、地域結集型の共同研究事業と都市エリア が今年度まで県北のほうが残っておりますけれ ども、これはまた別事業でございまして、それ とは別に、県独自に県内の産業界のニーズとか 大学の知的財産といいますか、そういったもの を活用したいろんな研究を促進していくという 目的で、先ほど申し上げましたように13年度、 1億円の基金を積みまして事業をスタートさせ ております。国のそういった提案型の事業とは また別に、産学公連携して事業を展開している ところでございます。これにつきましては、当 然取り崩し型の基金でございますので、一定の 執行状況を見ながら、それと県内の研究事業、 応募状況、そういったものを見ながら、造成を

していくということになろうかと思っておりま

す。ちなみに、5,000万、平成18年度基金の増額を行いましたので、現在の残高が約6,100万ほどということになっておりまして、それで19年度以降の事業を行っているということでございます。

○河野委員 この財団が発行している冊子は非常に内容がおもしろかったので、内容の確認をさせてもらいました。

〇中野主査 今の関連ないですか。

結局この成果というのは、金を出したのが成果じゃないわけね。この中身が何に使われてどうなったかというのが私は成果だと。それになると、どこになるわけ、結果は。どこで出すわけ。

○土持総合政策課長 財団と商工のほうでそれ ぞれの研究成果の発表会、それから冊子にした もの、こういったものは商工のほうで行ってお ります。

〇中野主査 私はいつも思うんだけれども、こういう部分もここで持っているものですと、使うところは向こうでと言っているわけ。こんなのは向こうにやるべきだと思うんです。産業支援財団というのは主管部があるわけで、横断的といって、みんな商工だって農政だって横断的に産学官入れてやっているわけで、ここで成果は何ですと、おおむね順調だと。金入れたのが順調、何を成果としているのが全然わからん。これはいいとこどりよ、商工からすればね。

こういうのは科学技術庁の大きいやつも含めて、コンソーシアムとか、全然関係ないところが予算の窓口になっているわけだ。ちょっと整理したほうが私はいいと思いますので、金出して成果じゃどうしようもない。

〇星原委員 今の話を聞いて私も思うんですけれども、もういいわという話ですけれども、そ

うじゃなくて、皆さん方がこうやって計上して 上げてきて、報告書で出す以上は、どこの部で あるいはどの課でこういう形ですよというぐら いは報告ができて、評価するんであれば、こう いう形なので評価することがあったと、共同研 究、3件採択したと書いてあるわけで、この3 件がこういうことでこういう実績を18年度では 残しましたと、今後はまた残された分をこうい うふうにしていくんだとか、そういうところま で説明がないと、単純に報告で終わってしまっ て、決算ですから、やっぱりやった事業なり金 額なりに対して中身がどうだったということぐ らいは報告してもらわんと、本来は意味ないと 思うんです。商工のほうでこのことをだれかが そういう形で聞いていればいいけれども、聞い てなきゃ、もうわからんままで流れるわけです。 ですから、ここに出る以上は、こういう形なん だと、こういうところでこうだったということ ぐらいは報告してもらう形にならないといけな いような気がするんです。どうでしょうか。

〇村社総合政策本部長 確かに商工が窓口になっておりまして、我々もその辺のところの整理の問題あると思っておるんですけれども、実は、この共同研究の採択状況等については、私どもも一応把握はしているんです。ここでお話をしてもいいんですが、研究テーマとか非常に難しいといいますか、言葉でなかなか話ができない部分がありまして、18年度は研究テーマとして3件採択されておりまして、いずれも19年度から20年度、あるいは19年度にいろんな研究をやっていくという形で、研究グループも例えば都城の高専あたりの研究グループとか、宮大の医学部、宮大の工学部、こういったところが研究テーマを出しておりまして、これを採択して成果に結びつけていく。そういうスタートが

できているということでございます。

○中野主査 今、行政改革、簡素化、合理化──窓口が2つあるようなものだ。今後、絶対こういう事業は総合政策本部で持たないといけないかどうか、ぜひ検討していただきたいと思います。

O鳥飼委員 調査事業にしても、ちょっとお聞きしましたけれども、聞かないとわからないから、ある程度この冊子でわかるような形でしていただくと、私たちも見やすいかなと思いますので、次年の参考に。

○村社総合政策本部長 検討したいと思います。○中野主査 次、どうぞ。

○河野委員 秘書広報課の関係で、18ページの テレビ・ラジオ放送事業で4つのものが挙がっ ているんですが、視聴率というか、知事のかわ る前後で変化があっているのかないのかという のは掌握されているでしょうか。

○高藤広報企画監 今の知事になってからの例えば視聴率でございますが、年に4回しか視聴率の調査はやっておりませんが、18年のMRTテレビの「おしえて!みやざき」の平均視聴率が2.8%でございますが、19年度はまだ2回しか視聴率調査をやっておりませんが、その結果の平均は3.9%になっております。UMKのほうでございますが、そちらは18年度は4.9%で、19年度、今2回やった分が平均5.3%、若干上がっております。

○中野主査 18ページの広報活動費、印刷、新聞、テレビ、県ホームページ、金額の内訳を教えてください。

○高藤広報企画監 18ページの「広報みやざき」 の発行から申し上げます。「広報みやざき」の発 行は、4,960万6,000円でございます。その下の 宮崎情報発信マガジン「Jaja」でございますが、 これが2,629万4,000円、新聞広報でございますが、これが8,379万5,000円、テレビ・ラジオ放送事業が、すべて合わせまして7,244万2,000円です。ホームページの管理が1,124万2,000円、「親しみやすい県政」広報が1,609万8,000円でございます。

○中野主査 いろんな広報誌が来るんです。観光協会も来るし、ほかの似たようなやつが……。もうちょっと整理してもいいんじゃないかなと。もらうほうは同じようなのが何冊か、どうですか、委員の皆さん、そんな気がしませんか。そういう気がしますので、「広報みやざき」、宮崎情報発信マガジン「Jaja」、どこが違うのか。「親しみやすい県政」の中身、どこが違うか。これはインターネットの話ですね。私は半分も見ません。視聴率じゃないけれども、配ってみんなどれぐらい見ているか、一回そういうのも調査する必要があるのかなと思います。今までもずっとそうですね。県の広報というか、知事の広報みたいな感じにとられるので、いろいろ検討していただきたいと思います。

関連ないですか。

○鳥飼委員 関連みたいなことですけれども、 秘書広報課の分の17ページ、18ページであった んですけれども、これで前知事と現知事のとき にやっていることの区分と、19年度に引き継が れているもの、廃止されたものを教えていただ けますか。

○高藤広報企画監 17ページから参りますが、17ページの「知事と気軽にトーク」は、前知事の時代のものでございますが、今、これと似たような事業として、「県民ブレーン座談会」というのをやっております。それから、「県民の声」事業、これは前知事から引き続き現在も行っております。「みやざきわくわく体験ツアー」、これ

も引き続きやっております。「みやざき県政出前トーク」でございますが、出前県庁というのを前知事の時代やっておりますが、似たようなものとして今、県民フォーラムというのをやっております。出前講座は、昨年度、今年度、引き続きやっております。

18ページのほうでございますが、一番下の「親しみやすい県政」広報推進事業以外は引き続きやっております。

○鳥飼委員 わかりました。県の動きを知って もらう、そしてまた県民の動きを聞くといいま すか、調べるというか、そういうのが役割とし てあると思うんですけれども、原則的には、こ れまでの事業というのが、名前が変わったにせ よ、続いているというふうに理解してよろしい でしょうか。

〇高藤広報企画監 委員のおっしゃったとおりだと思います。

- ○鳥飼委員 わかりました。
- ○黒木委員 この広聴活動の中でどういうのに 金が要るのかなと。これは旅費を出すんですか。 例えば設営場所の借地料ですか。どういうとこ ろに金を使っているんですか。

○高藤広報企画監 まず、「気軽にトーク」などは旅費が要ります。「県民の声」事業につきましては、はがきの印刷代、それから、寄せられた意見を一覧表にしますけれども、そういうコピー代とか、あと専用電話を設置しておりますので、その電話代、それから、出前県庁などにつきましては、委員もおっしゃいました会場使用料ですとか、手話通訳の謝金でありますとか、そういうもの、旅費も当然要りますが、わくわく体験ツアーにつきましては、バスの借り上げ代とか、参加される方の損害保険料とかを支出しております。

○黒木委員 旅費というのはだれに出すんです か。知事に出すんですか。

○高藤広報企画監 当然、私ども事務局が行く 旅費もありますし、知事が行く旅費もございま す。参加者の旅費ではございません。

○黒木委員 知事部局は旅費をもらって、参加者には旅費を出さんというのはどういうことですか。参加者には旅費やらんのですか。あなたたちの部局は旅費もらって、参加者には旅費を出さんというのは、ちょっと不公平じゃないか。

○高藤広報企画監 我々は業務として旅費をも らって行っているわけですが、「知事と気軽に トーク」につきましては、基本的にその方々が 住んでいらっしゃる地域に行くということで考 えておりますし、出前県庁とかにつきましても、 行った地域でやるということにしておりますの で、そういうことで御理解をいただきたいと思 います。

〇黒木委員 わかりました。

〇中野主査 関連ですけれども、行った先で人 を集めるのは町村に頼むわけですか。

○高藤広報企画監 幾つかの例がございまして、例えば町村にお願いする場合もございますし、 県の出先事務所でお願いをする場合もございま すし、幾つか団体が特定の団体になるときは、 その団体の方にお願いをするということもござ います。

○中野主査 前、松形知事がふれあいミーティングをしていたけれども、あれとは中身は全然違いますか。

○高藤広報企画監 松形知事のときは、基本的に市町村単位でやっていたと思います。 県議の方にも御案内をしたと思いますが、現在はそういう大がかりなものではなくて、非常に少人数で、ざっくばらんに話ができる形でやっており

ます。

〇中野主査 今、少人数になっただけだね、違いは。

○高藤広報企画監 ふれあいミーティングのと きの人数からすると、減っておるかと思います。 ○中野主査 わかりました。ほかにありません か。

○星原委員 資料の5ページのことで教えても らいたいんですが、一般管理費の中でそれぞれ 各課同じような形で掲げてあるんですが、給料 として1億2,200万円余、職員手当9,400万円余、 共済費3,600万円余、この職員手当等とか共済費 の中身がどういうふうな形になっているのか、 教えていただけませんか。

〇土持総合政策課長 職員手当等の「等」でございますね。ほとんどが職員手当なんですが、職員手当等と言った場合のくくりの中には、退職手当と児童手当が入ります。給与条例で言う職員の手当については、通勤とか扶養とか当然全部入りますけれども、それ以外に毛色の違うやつが児童手当、これは県職員については県のほうで手当を出すようになっておりますので、その関係で「等」がついているということです。職員手当は、扶養手当、調整手当、住居手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、体日勤務手当、布間勤務手当、休日勤務手当、布間勤務手当、休日勤務手当、布間勤務手当、休日勤務手当、存間勤務手当、休日勤務手当、存間勤務手当、休日勤務手

○星原委員 共済というのは例の掛金ですか。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。使用者負担分でございます。

○星原委員 給料から見ると、そんなになるかなと思ったんですけれども、共済だけでそんなに含まれてくるんですか。

○土持総合政策課長 5ページの一般管理費の

給料でございますけれども、これは一般管理費でございますので、ここは東京事務所の運営に要する費用でございます。東京事務所の職員29名分の給料、共済費等になります。

○星原委員 同じようにそれぞれの課にもあるんですが、ここで一般管理費で聞いたんですが、企画総務費の中でも同じように1億1,000万円余で、職員手当が約半分の6,500万ぐらいになっていて、共済費が3,400万、約4倍ぐらいのところにいくのかなと思うものですから、共済掛金なんていうのは多分事業主が半分、個人が半分とかになりますね。掛金のそれですから、金額的に共済の中でそんなに含まれてくるのかなと思ったものですから。そうなりますか。

○土持総合政策課長 後ほどペーパーにして御報告いたします。

〇星原委員 5ページの下のほうの使用料及び 賃借料というのは、東京事務所の借り入れにな るのかな。

〇土持総合政策課長 東京事務所の都道府県会館の管理負担金につきましては、負担金の欄、 5ページの一番下になります。使用料及び賃借料は、一般的なパソコン等の借り上げ料とか、 東京事務所の場合はタクシーの借り上げ、そういったものがここに計上されております。

〇星原委員 わかりました。

交際費というので知事の分とか、ここでは一般管理費で20万とか、それぞれに交際費ありますね。(目) 企画総務費では6万とか、知事の交際費というのはどれぐらいになるんですか。

○緒方秘書広報課長 決算資料の11ページをお開きいただきたいと思いますけれども、そこの(目)一般管理費の中の交際費というのがございまして、予算額が120万円となっております。ここが知事と副知事の交際に要する経費という

ことで予算をいただいております。その中で18 年度の決算額が87万3,629円ということでござい ます。

○黒木委員 関連で、市町村に比べたら、知事の交際費は意外と少ないなと思っているんですが、市町村は結構多いんです。使用している範囲が違うのか。市町村の場合には、例えば、私は日向ですが、日向市長で花輪を出したりするわけです。恐らく市長交際費から出すんです。どこ辺まで知事の場合はしてあるのか、聞かせてほしい。120万、意外と少ないなと思っておるんです。

○緒方秘書広報課長 18年度の場合は、当初予算額は270万いただいたところでございますけれども、年間の執行の状況を踏まえまして、最終的には減額補正いただきまして、120万という形になっております。交際費の支出の考え方でございますが、平成15年1月に知事等の交際費の執行に関する基準というのを定めまして、従来から同様の基準で執行してきたところだったんですけれども、明文の規定もなかったということで、交際費について透明度を高めていくという趣旨もございまして、改めて明文化したものがございます。

そこの考え方によりますと、県政との密接な関係を有して、知事が交際を行うことが県政にとってプラスになるというような場合については、そういう個人とか団体の方に支出しますという形で考え方を整理いたしております。お話のお花とかは、交際の範囲で現に支出をいたしております。交際費の支出の関係で比較的多いのが香典の支出、それに伴いますお花、供花でございます。それから、各種県人会等の総会等がございまして、そこで知事と副知事と出席いたしますので、その際のお祝い金ですとか、名

刺代、そういったものが主なところの支出になっております。

○黒木委員 例えば私は市のほうにいたものですから、市長の場合には、職員の親御さんとか身内、一親等ですか、二親等ですか、その辺まで亡くなったときに出すんですね。県の場合は職員が多いです。その辺はどうしているんですか。

〇緒方秘書広報課長 基本的に職員に関しましては、職員自身が現職で亡くなった場合には供花を出させていただいておりますが、御家族の方、御両親の方とか子供さんの場合は弔電という形で対応させていただいております。

○星原委員 あわせて聞きたいんですが、今はないのかもしれませんが、知事が東京あたりに各省庁、陳情に行ったりしますね。この間テレビで見ているときは、地鶏のあれなんか渡していましたね。以前だと宮崎牛を持っていったりとか、予算どりとかいろんな形のとき、していたんですが、今はそういったものは全然やっていないものですか。

○緒方秘書広報課長 これは交際費という形ではなくて、各課の事業の関係するものにつきましては、各課のほうで出していただいております。前回の知事の就任のときのお土産等につきましては、東京事務所の予算の中で措置をさせていただきました。

○鳥飼委員 交際費のことに関連して、交際費の対象は知事、副知事、部長までですか。次長はない、課長も。額を教えていただけますか。

〇土持総合政策課長 部長の交際費が年間 6 万 円でございます。次長、課長についてはござい ません。

〇鳥飼委員 例えば産業支援財団、特に総合政 策本部の場合は、企業誘致とかそういう直接的 なところはないかもしれませんけれども、産業 支援財団を通じて、県外の会社の人とか、幹部 とか来てもらって、いろいろ懇談をする場とい うのもあるだろうと思うんです。割り勘にして くださいというわけにはいかんと思うんです。 よそから来てもらっているわけですから、そこ ら辺もうちょっと考えるべきではないかと思う んですけれども、これは財政課だろうか。秘書 広報課の意見を聞いておきたいと思います。

〇緒方秘書広報課長 知事等が企業誘致等でそういうお話のような懇談が必要な場合もあります。それにつきましては、また別な形で食糧費というのがございますので、そういう形で手当てすべきものもございます。

○鳥飼委員 食糧費も、しかし大分減額されて きて、必要なものが満たされていないように聞 いているんですけれども、総合政策本部の食糧 費というのはいかほどなんですか。

○緒方秘書広報課長 秘書広報課の食糧費の説明をさせていただきたいと思います。18年度の執行額が約40万円ということになっております。食糧費は、秘書広報課では12ページの表の中の需用費の中に含まれております。18年度の執行額が39万4,210円でございます。

○鳥飼委員 総合政策課はあることはあるんですね。考え方として、確かに削減をすべきところは削減すべきだと思うんですけれども、それが余り行き過ぎると、県外から来た人に割り勘でお願いしますよという失礼なことはできませんから、自腹ということになるというのもいかがなものかと思うんです。これは財政課ということになるんだろうと思うんですが、必要な費用は措置すべきだと思うんですけれども、考え方をお聞きしておきたいと思います。

〇土持総合政策課長 県のほうの統一的な取り

扱いといたしまして、そういった職員同士、外部の公務員との懇談については支出しないということになっておりまして、認められておりますのが、いろんなブロック会議等で、夜、懇親会があるというときには、これは負担金というような形で支出しております。ただ、その分については当然、旅費、宿泊費のほうと調整をするというやり方で執行しているというのが実情でございます。

総合政策課の食糧費でございますけれども、59 万7,000円でございます。

それから、先ほど交際費、部長の分だけを申 し上げましたけれども、総合政策課といたしま しては、東京事務所の所長に20万円の交際費、 福岡事務所長が7万2,000円ということで予算措 置をいたしておるところでございます。

〇中野主査 ほかにありますか。

広報企画監、先ほど宮日の「県政けいじばん」、 この金額は8,300万と言われたですか。

○高藤広報企画監 今おっしゃった「県政けい じばん」は、新聞広告の中の一部でございまし て、新聞広報事業は「県政けいじばん」の分と 新聞広告、例えばスポーツキャンプが始まると きに「スポーツランドみやざき」を出しますと か、ブランドの広告を出しますとか、いろいろ 単発的に行う新聞広告もございます。「県政けい じばん」の分だけで言いますと、5,385万5,000 円でございまして、残りが新聞広告の分と新聞 広告の原稿を作成する委託の分が入っておりま す。

○中野主査 「県政けいじばん」、24回5,300万、24で割ったら何ぼになりますか。

○高藤広報企画監 1回当たり210万ぐらいだったと思いますが、宮日だけじゃなくて、朝日、読売、毎日、西日本、夕刊デイリーにも掲載し

ております。

〇中野主査 どっちにしても24回しか出さんわけでしょう。1回300万とかになるわけでしょう。

○高藤広報企画監 それは宮日さんの分でございますが。

〇中野主査 24回というのは、そのうちにこれ も入れて、ほかの新聞も入れて24回という意味 でしょう。

○高藤広報企画監 違います。1回当たりが、 読売とか全部入れて1回と計算しております。 宮日、読売、朝日、毎日、西日本、夕刊デイリー、 6紙合わせて1回で計算しております。

〇中野主査 わかりました。1回これでどれぐらいつきますか。

○高藤広報企画監 6 紙全部でよろしいんで しょうか。213万ぐらいだったと思います。

〇中野主査 何社。

○高藤広報企画監 6紙でございます。

〇中野主査 わかりました。 ほかにありますか。

○黒木委員 行政改革していく中で、各部各課とも人数がどんどん減ってきていますね。だんだん窮屈になっていると思うんですが、その割には今度はどうしても足りないということで補助員を入れていかないかんかもしれない。臨時職員、この辺はどういう状況ですか、総合政策本部の中では。

〇土持総合政策課長 総合政策課の状況で申し上げますと、現在、臨時職員が多いときで2名、通常で1名配置をしております。それから、非常勤職員、これは秘書業務を整理しました関係で非常勤職員を1名、常駐は2名いるという状況でございます。

○黒木委員 余り多くないんですね。業務にかなり影響が出てきているのかなと各部を見ると

あるものですから、政策本部はそういうことに ついて2名ぐらいなら、皆さんには余り影響に なっていないと思うんです。わかりました。

〇中野主査 ほかございませんか。

○星原委員 11ページで鳥飼委員のほうからも 出た地域ビジネス創造事業ということで1,200万 円余、こういう計上の仕方で調査とか新規創業、 これもさっきの話と一緒で、これは皆さん方の ところでなんですか。商工関係が絡んでいるん ですか。中身はどういう形で流れがなっている んですか。

○土持総合政策課長 これにつきましては、そういった議論もございまして、対象が障がい者とか高齢者、いろんな切り口といいますか、実施主体がございまして、そういう意味で、どこが本来こういったものについて取りかかるべきかというのは当然議論がございまして、いろんな分野にかかわるということで総合政策課が中心になってまず行ったわけでございます。そのあり方についても検討するということで、19年度につきましては、この事業は今、休止している状況でございます。そういった実施主体、それから補助のあり方等も含めまして、検討いたしまして、20年度以降どう対応するかということで検討しているところでございます。

○星原委員 それが評価のC、「一部に努力を要す」という形で出てきているのかどうかわかりませんが、今、話が出ましたように、福祉が云々だったり、高齢者関係だったり、空き店舗云々だと商工関係になって、どこがその事業はやられるにしても、どういう形の目的だというのは多分総合政策本部が持っていると思うんです。それをどういうふうに各部に振り分けて――あるいは以前から言っているように、総合政策本部である程度予算もとって、こういうふうにやっ

てくれというような形の要求が上がったものに させて、仮に福祉とか商工とかあわせてトータ ルの成果がどういうふうに出てくるんだという 形の積み上げでないと、どうなのかなという部 分があるんです。皆さん方がすべて出かけていっ て何かをするとか、いろんな対象者あるいは対 象物に対していろんなことをやられるというこ とでもなさそうだというふうに思うものですか ら、その辺がどういうすみ分けをしながら、こ の事業を運営していくのかなと思うんです。19 年度は休止ということなので何とも言えないん ですが、18年度においてその辺のところの何か 考え方でやられる場合にいろんな問題とかあっ たんじゃないかというふうに思うんですが、18 年度の事業を実施したことについて何かありま すか。詳しく教えてもらいたい。

○土持総合政策課長 今、委員がおっしゃったとおりでございますが、中身につきましては、事業を起こす場合に金融機関等からは当然支援が得られないような、そういった地域に密着したといいますか、コミュニティー的な事業でございます。これについて3カ年、16、17、18と行ったわけでございまして、そのフォローも、どういう状況かということもことし行いました。一部その中身が変わったものもございますけれども、業態としては継続しておりまして、雇用者数も全体で40名ほどの雇用を創出しているということで、その地域における活性化、そういうことにつきましては、一定の効果があったのだろうというふうに考えております。

先ほどから申しておりますとおり、実施主体で言いますと、先ほど言いましたようないろんな区分がありますし、中身もそれぞれ、環境面とか、健康とか、いろんな切り口での事業展開というのがございますので、それをそれぞれの

所管課、所管部で分けていくというのは、事業の実施の仕方としては、今の結論としましては無駄があるのかなと。そういう意味で、どこかがまとめてこういうものをやろうとすればやらなければならないと。そのときに、先ほどの科学技術の振興ではございませんけれども、これも随分昔から、商工と総合政策のほうでどちらが所管すべきかというのが議論になっているとあれば、総合政策的なところでやっぱり実施しないといけないのかなというふうには考えているところでございます。

○星原委員 11ページの一番下に地域ビジネス と書いて、地域住民が主体となって高齢化や過 疎化の対応を初め、空き店舗の活用など、地域 の資源を活用して地域の課題を解決するサービ スを提供し、社会貢献を行うビジネスとうたっ ているわけです。今、地域はかなり商店街も疲 弊して、シャッターが閉まっているところが多 かったり、あるいは高齢化が進んで地域集落を 守れない、あるいは集落ごとにあったちょっと した個人商店なんかもなくなっていく流れの中 で、いろんなことを考えて再生をさせていく、 活性化させていくために、そういった地域ビジ ネス的な、こういう言葉のとおりであれば、こ ういったことは地域にとっては重要なことだと いうふうに思うんです。19年度は休止というこ とだったみたいですが、その辺のところを考え た場合には、何らかの方法でそういった地域お こしの部分というのを考えていくべきじゃない かというふうに思うんです。そういう面からの とらえ方では、18年度の決算ではありますが、 どういうふうにとらえようとしているのか。あ るいは18年度までやられてきた結果として、こ

ういう形のものがどういう評価をされているの かということは、どういうふうにとらえたらい いですか。

○土持総合政策課長 先ほど申し上げましたように、起業しようと思ってもなかなか金融機関等から支援を得られないような方が地域資源を活用してこういうビジネス展開をやろうとしたときに、それを後押しするという意味においては、先ほど申し上げましたように、非常に効果があったというふうに考えております。

〇村社総合政策本部長 総合政策本部の役割と いうことだと思います。先ほど私のほうで施策 体系ごとに事業を説明しましたけれども、なぜ これを総合政策本部でやるんだという事業もた くさんあったと思います。いろいろ言われる中 で、総合政策本部の役割として、まず政策立案 という大きなものが一つあります。それから、 分野横断的なものに取り組むということ、また **先駆的な事業、こういったものがある程度定着** した時点で、例えば商工に移すべきものは商工 に移すというのが今までの考え方だっただろう と思います。その中で、地域ビジネス創造事業 というのは、地域の課題解決する上で地域の住 民なりNPOなりがビジネスを起こして、そう いったはざまの事業に取り組んでいく、そういっ たものに助成するという事業は初めてだったわ けでございます。ですから、この3カ年の取り 組みを契機としまして、例えば中山間地域あた りにおける地域ビジネスというのがないだろう かとか、例えば商店街のそういったものがない だろうかとか、各分野ごとに必要性がある程度 認識されてきた分があると思います。したがっ て、我々の3年間の事業で次につながっていく ということを期待しているわけでございます。

〇星原委員 中身的にはそういうことだろうと

思うんですが、今度、知事が県民総力戦ということで言っている、そういうのに一番近い形で、地域が疲弊している部分あたりにどうやって光を当てていって、地域の資源を生かしていくかということが大事なことじゃないかと思いますし、その辺ができるかどうかで過疎化の部分とか、商店街の空洞化の部分とか、その辺がどうなっていくのかなと。その辺の部分をどう政策として打ち出して、再生させていくかということじゃないかというふうにとらえるんです。知事が言う総力戦だったら、こういうところに光を当てるべきじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうなんですか。

○村社総合政策本部長 先ほど言いましたように、地域ビジネス創造事業、これの総括をしながら、来年度に向けて、例えば中山間地域対策とか大きな課題を、重点施策を出しているわけですから、どういう事業が組めるのかという中で、これの総括を踏まえながら今、検討しているところでございます。

○中野主査 関連。私、聞き漏らしたかな。地域ビジネス創造、これは直接、総合政策課でやっているわけですか。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおりです。 ○中野主査 新規創業、起業というのは、今、 商工会でもやっている。商工会も何でもありで やっているわけで、今度、商工観光労働部では 建設業のいわゆる新規事業、転業、やっている。 ここで言い方が違うのは、地域の資源という言 い方だけなんです。それでいいんですかね。地 域の資源を新しく活用するのをこの事業という のは育成するという、今までの新しい新規事業 の立ち上げとの違いは、仕分けはそれでいいん ですね。というのは、新規事業の立ち上げとい うのは錯綜しているんです。いろんなところに あるわけ、新しい起業ということで。総合政策 本部が新規事業で打ち上げた、これを育ててま た商工観光労働部に上げますという話だけれど も、本当にそういう区分をしてやっているわけ ですね。

○渡邊総合政策本部次長 先ほど星原委員が おっしゃったことにも関連するわけですけれど も、19年度、この事業はやめております。実は18 年度、審査会をつくりまして、いろんな角度か ら事業展開を聞くわけでございますが、今まさ に中野委員がおっしゃったように、各部の事業 と重なってくる部分があるんです。本当にこの 事業の特性は何だろうかと。ここに、地域住民 が主体になって地域の資源を活用すると書いて ありますが、見方を変えれば、いろんな事業も 全部そうなんです。そこで我々は、この地域コ ミュニティ事業として何をすべきか、市場原理 が働かないで企業を起こさんといかんところが あるんじゃないかとか、いろいろもう一回全体 を見て、しかも3カ年事業をやりましたので、 そういう結果も検証しながら新しい事業を構築 していこうと、19年度はそういう年にしようと いうことでことしはやめさせていただいたわけ でございます。先ほど部長が申し上げましたよ うに、やはり中山間地対策とかいろんな課題が 出ております。そういうところに何か雇用効果 をもたらせられるような事業展開、あるいは地 域の住民がもうちょっと積極的に参加するよう な形での事業とか、そういうものを見出して、 地域の再生につなげていけるような事業展開し ないと、この事業は各部の事業と一緒になって しまうということで、我々はそういう視点を持っ ておりますので、来年に向けて今そういうこと を検討しているところでございます。

〇中野主査 その分については次の委員会でい

いわけですね。

○鳥飼委員 15ページ、その他のところに政策 評価システム推進ということで30万あるんです けれども、363主要事業、これはA、B、C、D ということで分類というか、結果をつけている んでしょうか。つけておられれば御報告をいた だきたいと思います。

〇土持総合政策課長 18年が209の施策の評価を やっておりますけれども、Aが21、Bが122、C が62、Dが4でございます。

○鳥飼委員 要望ですけれども、先ほど地域ビジネス創造事業も19年度休止ということで、びっくりするような感じですが、これを見たときに、例えばAとかBとかCとかDとかいろいろ書いてありまして、結果としてどうするのかというのも記載をしていただかないと、19年度やめているんですということでは、私たち自身がつながりを見つけにくい、理解しにくいということですので、例えば19年度もその結果として推進する、休止する、振りかえるとか、そういうことで報告書自体の検討もお願いしたいと思っております。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。今回、冒頭申し上げましたように、施策評価のほうから主要施策の成果を持ってきておるわけでございます。私、総務部のほうで説明を申し上げたというふうに思っておったわけでございますけれども、例えば11ページのところで御説明申し上げますと、(1)の新たなサービス業の創出、ここが209施策のうちの1つ、今回それについて政策評価をやっておるわけですけれども、その中でそれぞれ施策の目標、そして施策の推進状況というふうになっておりますので、例えば新たなサービス業の創出、地域ビジネス創造が総合政策本部でやっておりまして、

その評価が「一部に努力を要す」ということではございませんで、これの関係する事業というものはほかにございますので、この事業の評価というふうに見ていただきますと、ちょっと誤解を与えるところがございます。おっしゃったように、この様式のあり方というものがちょっとわかりづらいというところもございますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○高藤広報企画監 先ほど私、「県政けいじばん」 の1回当たりの金額を申し上げましたけれども、 あれは消費税抜きの額でございますので、申し わけありませんが、税を入れると224万程度にな ります。

〇中野主査 よろしいですか。

以上をもちまして総合政策本部の質疑を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時3分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

平成18年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○甲斐会計管理者 会計管理局の平成18年度決算の概要について説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。まず、表の一番上の款の総務費の欄をごらんいただきたいと思います。予算額でございますが、6億5,047万5,000円に対しまして、支出済額でございますが、6億4,319万1,947円でございます。不用額の欄でございますが、728万3,053円となりまして、執行率が98.9%となっております。

次に、目における予算の執行残額が100万円以上のものについてでございます。まず、(目) 一般管理費でございますが、不用額が488万7,701円となっております。これは、主に前出納長が平成18年12月4日に辞職されたことに伴う人件費の執行残でございます。次に、(目)会計管理費の不用額でございますが、239万5,352円となっております。これは節のうち、下から3段目の欄をごらんいただきたいと思いますが、役務費でございます。この執行残が197万3,972円となっておりまして、これは、主に証紙売りさばき手数料の執行残によるものでございます。なお、執行率が90%未満のものはございません。

以上、会計管理局の決算の概要について説明 させていただきましたが、主要施策の成果に関 する報告書への掲載、決算審査意見書に記載さ れた審査意見及び監査における報告すべき指摘 事項はございません。よろしくお願いいたしま す。

- **〇中野主査** 以上、執行部の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。
- ○鳥飼委員 使用料及び賃借料で1億4,200万という結構多額なんですけれども、概要を説明いただけますか。
- ○森山会計課長 使用料及び賃借料につきまして、主なものといたしまして、新財務会計システムの機械リース、サーバーですけれども、これの賃借料でございます。
- ○鳥飼委員 賃借先はどこですか。
- ○森山会計課長 富士通株式会社と日本電子計算機株式会社でございます。
- **〇鳥飼委員** 監査指摘事項に書いてあるんですが、こういうのはすべて競争入札ですね。
- 〇森山会計課長 これにつきましては、競争入 札したところ、今までやっておられた会社が

――ほかの会社が辞退されたということでございます。

○鳥飼委員 もうちょっと詳しく説明いただけませんか。お聞きしたいのは、いろんな事業が各課あるんですけれども、必要な者が少ないとかいうような理由があったりして随契をやっていたりとか、競争入札をやっていたりするんですけれども、相手先が変わる場合ももちろんあるわけで、しっかりした仕事ができていけば私どもも問題はないと思っているんですけれども、そういうことでお聞きしておりますので、もっと詳しく御説明をいただきたいと思うんです。

○甲斐会計管理者 経緯がございますので、実 はこのシステムは平成18年4月に本格稼働した ものでございます。これを新システムというふ うに申しておりますが、かつて旧システムがご ざいまして、これが非常に古くなってきたと。10 数年使っておりますから、新たにシステム化し ないといけないということになりまして、平成14 年から調査分析等をしておりまして、15年から 基本計画の策定をしまして、実際は17年度まで にその検討、策定をやったというようなこと で、18年4月に運用開始いたしました。特に、 御承知のとおり、財務会計システムというのは 県の公金を扱う全庁的なシステムでございます。 こういうことから、高い信頼性とか安定性が求 められますので、価格面だけでなくて企画内容 も重視しまして、当然でございますが、一般競 争入札の中の企画提案方式を採用いたしたとこ ろでございます。その選定の経緯でございます けれども、企画提案協議の際には7社参加して いただきました。これからスタートしまして、 その後、やはり専門的な業務でございますので、 辞退とかいろいろございまして、最終的に提案 書の提出に至ったというのが1社でございまし

た。最終的に残った1社というのが、富士通さんからの提案書を審査委員会に諮ったところ、すぐれた提案内容であるということがございまして、今日に至っているということでございます。それでの1年間のリース料、課長が申し上げましたリース料であります。

旧システムにつきましては、前年度の決算関係がありましたので、平成18年3月までの委託料の経費もこれも入っているところでございます。詳しく申し上げますと、旧財務会計のオンラインシステム関係の賃借料というのが3,500万程度かかっておりまして、新しいものが日本電子計算機のマシンを借りているということで、これが1億円余ということになっております。

○鳥飼委員 富士通と日本電子計算機の関係は。 ○甲斐会計管理者 この使用料につきましては、 旧財務会計のオンラインシステムのマシン賃借 料が富士通でございます。平成18年4月から8 月までのものでございます。18年度の4月分か らが1年間分でございますが、日本電子計算機 株式会社のマシンということになっております。

○鳥飼委員 わかりました。その際に、情報政 策課に新しい職員の方を、パソコンに非常に詳 しい方を採用しましたね。その人の活用という か、それは間に合わなかったんですか。

○甲斐会計管理者 情報政策課に、鳥飼委員お 尋ねのありました件は、職員が配置されました けれども、それ以降はすべて常に、一番の専門 家でございますから、意見を踏まえながら、そ のもとにやっております。

○中野主査 県に入れた新しいシステム、これは宮崎県だけの新しいシステムですか。よそにもあるようなシステムですか。

○甲斐会計管理者 基本的には、地方財政法、 地方自治法、ございますけれども、それぞれ各 県、財務規則がございます。本県の財務規則と 本県の組織といいますか、この場合は知事部局 のみならず、行政委員会すべて、警察本部すべ て、これに汎用性のあるものということになり ますから、本県独自の内容になってきますから、 相当な検討は要するということでございます。

- 〇中野主査 そのほか。
- ○鳥飼委員 県に基金があると思うんですけれども、基金の運用といいますか、活用、ここは会計管理局でしておられるんですか。
- ○甲斐会計管理者 それぞれ基金を所管しております各課と私どものほうで連携をとりながらやっておりまして、直接に基金を所有します所管課にいろいろアドバイス、助言をしながら、うちの専門的ないろいろ情報提供をしながらやっている部分と、私のほうで直接やっているものと、そういう形になろうかと思います。
- ○鳥飼委員 今は低金利ですから、それで運用 してどうこうというのは難しいところがあるだ ろうと思っているんですけれども、現実的にど んな運用を、いかほどの基金を、例えば財政課 の4基金があったりするし、21世紀基金とかあ るわけですけれども、主要な分は会計管理者の ところでの運用ということになっていくだろう と思いますので、その辺の概要について御説明 いただければと思います。
- ○甲斐会計管理者 私のほうでやっております 内容と申しますか、基本的には私どもで保管し ております資金といいますのは、まず、支払準 備金を最優先いたしております。支払い準備金 を確保した上で一時的な余裕があるということ になりますと、これに穴があくというわけにい きませんので、まずは安全性とか確実性の重視 ということと、県内金融機関への配慮、こういっ たことを考慮しながら、特に、地方自治法にも

定めてありますように、指定金融機関、その他の確実な金融機関への預金、その他最も確実な有利な方法によって行うというようなことが明記されておりますから、そういう形をベースにして効率的な運用をやるということで取り組んでおります。

- ○鳥飼委員 管理をしている額も。
- ○甲斐会計管理者 決算審査意見書の基金の状 況というのが53ページに掲げてございますが、18 年度の基金というのが全部で24ありますけれど も、この総額が18年度末で880億円余ございます。 こういった額につきまして、それぞれ所管しま す課、そういったところと連携をとりながら、 運用してきたということでございます。この結 果、申し上げますと、全体の運用益、委員のほ うからおっしゃいましたように低利でございま すが、その中で18年度におきましては、基金と 歳計現金、両方合わせまして1億7,500万でござ いまして、17年度の運用が5,800万でございます ので、3倍の増ということになっておりますの で、幾らかなりとも厳しい県財政の一助に、健 全化になり得たんじゃないかというふうに思っ ております。
- ○鳥飼委員 財政調整基金も合わせてですか。 その他の基金というのがありますけれども。
- **〇甲斐会計管理者** 財政調整基金、こういった ものも全体をあわせながらやっております。
- ○鳥飼委員 運用先次第だと思うんですけれど も、非常に難しいし、安全性、確実性の範囲の 中でどれだけ運用益を出していくかということ で、かなり神経を使われて、専門性も要るかと 思うんですけれども、その辺の御苦労といいま すか、運用についての工夫をしているところと かありましたら、お聞かせいただきたいんです けれども。

○甲斐会計管理者 あくまでも余裕金について の運用ということが第一でございます。それと 安全確実な運用でないと、今いろいろと金融に 対する情勢、厳しゅうございますので、その辺 の安全性、特にそういう面に重点を置きながら、 なおかつ年間の歳出見込みあるいは歳入の見込 みを私どもなりに一応の情報をとりながら、そ れぞれ踏まえてやっております。日々の金利の 動向、極端に言えば、そういったところまで注 視しながら、取り組んでいるというところでご ざいます。

○中村委員 今、皆さん方が運用されていて、 まじめな方ばかりだからいいわけだけれども、 例えばリスクの高い運用の仕方、地方自治法の 中で何か縛りがありますか。

○甲斐会計管理者 基本的に、自治法にありますのは、指定金融機関を中心に安全確実な方法でという縛りがございますが、そういう意味ではやはり指定金融機関中心といいますか、どうしてもこのように財政状況が厳しくなりますと、年間を通じて見た場合に、年度途中から借り入れるケースが非常に多くなりますから、こうなってまいりますと、借り入れの金利をできるだけ安くするということになりますと、やはり指定金融機関中心にならざるを得ないということになってまいります。

○中村委員 扱う人たちがより安全な、より確実なということでないと、もう何年になりますか、都城JAで、投資して、47億ぐらいでしたか、ああいうことがあるわけですから、その辺の運用の仕方というのは大事なことかなというふうに思いますので、皆さん方に間違いはないと思いますから、安心していますけれども。

〇川添委員 関連して、金融機関から借り入れ の金利の借りかえといいますか、現在の金融機 関からの金利の状況と、高い金利のままになっている部分もあると思うんですが、その期間と 金利の状況をお尋ねしてよろしいでしょうか。

○甲斐会計管理者 18年度についてまず申し上 げたいと思うんですけれども、一番高いといい ますか、この当時の指定金融機関の店頭金利が、 私たち通常1カ月定期、3カ月定期、普通預金 で見ておりますけれども、平成18年度にありま しては、4月から7月にかけてが普通預金 が0.002でございます。このときの1カ月と3カ 月の店頭金利が0.02でございます。その後、8 月に若干上昇しまして、普通預金のほうが0.1、 これが19年2月まで続いております。19年3月 から0.2ということで、あと1カ月と3カ月の定 期金利のほうが8月から0.15に上昇しておりま して、平成19年3月からが0.25という状況になっ ております。こうした中でそれぞれ18年度にお きましても、それを上回る形での金利、預け入 れ、そういう形でやっているという状況でござ います。

○川添委員 それは預けのほうですね。県債です。借り入れの最近の金利と期間、それから高い金利の部分がどれぐらいの状況になっているか。

○甲斐会計管理者 今、借りかえがあるのは、 財政課で所管しております地方債だけでござい ますので、会計課のほうでは該当はございませ ん。通常、借入金利については、預金金利のほ うとの見合いでやっておりますので、そんなに 高いとか、そういう形ではないと認識しており ます。

○川添委員 大体何%ぐらいですか。

○甲斐会計管理者 19年度で申し上げますと、 今のところ、一番高い金利で0.56でございます。

○川添委員 1%弱ということですね。

〇甲斐会計管理者 そのような状況でございます。

○川添委員 ということは、たくさんある借り入れの、高くなっている金利とか、借りかえみたいな分は財政課がすべて所管で仕切っているということですね。

○甲斐会計管理者 地方債関係はやっておりませんが、ほかの一時借り入れ関係は私どものほうでやっておりますけれども、これがすべてこの基金あたりとの借りかえといいますか、そういったものでやっておりますので、そう大きな変動はないということです。これを上回るときは0.5%ぐらいプラスという形になりますけれども、そんな実態は余りありません。

○中野主査 皆さんに財政課と会計課の借り入れする場合のすみ分けを簡単に説明してください。一般起債は財政課で借りて持ってくるわけだけれども、管理者のほうで一時的に借金するわけでしょう。そのときの利息が最高でさっき言った0.56というやつがあるわけですか。

○甲斐会計管理者 最高金利の9月のとき に0.56、日々金利は変わっておりますので、借 り入れに必要な資金といいますか、余裕がある ときにはできるだけ高いものに預けて、少しで も金利を稼ごうということでやってきますから、 一定ではないということです。

○中野主査 0.56というのは借り入れ利息じゃないの。

○甲斐会計管理者 借り入れの場合も、基本的には預金金利と同じ形で運用しております。預金がなくなったときには、そのときの金利ということになってまいります。

○中野主査 今の話は、短期の金が入るまでの 資金繰りのための借り入れでしょう。それが0.56 というわけ。 〇甲斐会計管理者 そうです。

○中野主査 借り入れのやつで0.56というのがあるのかな。何カ月ぐらいですか。そんなにないだろう。我々一般から聞くと、最高の借り入れじゃないか。

○森山会計課長 お金を借りる場合は、指定金融機関から一時借り入れするわけでございますが、借入額が定期性預金の範囲内であれば、借り入れ利率は定期性預金の金利が適用されるということでございます。それを超えた場合には0.5%ふえる、もしくは0.6%の金利が上乗せされるという形になります。

〇中野主査 最近そんな、県に対して、一時で しょう、1カ月か2カ月で0.56……。

○美濃田会計管理局次長 課長が言いましたのは、指定金融機関に預けている定期の額がありますけれども、この範囲内であれば同額の利率になるわけですけれども、これを超えた場合はプラス0.5%ずつ、定期の額よりも一借の額が多い場合、プラス0.5%利率を上げた額を支払わないといけない、そんなシステムになっております。全体の一借の額が800億を超える場合は、さらにそれにプラス0.6%を掛けた利率を払わないといけない。そんな均衡を保ちながら、銀行のほうとはやりとりやっているということでございます。

○中野主査 私は年利で考えていたんだけれど も、0.6というのは年利の話ですか。

○外山委員 一般でやっていないけれども、預 担ですね。預金担保で運用しているわけでしょ う。我々はできませんけれどもね。

〇中野主査 それを超した場合は……。

〇甲斐会計管理者 プラス0.5、さらに上にいったらプラス0.6。

○中野主査 その利息というのは大体年間どの

くらいあるんですか。

○甲斐会計管理者 たしか一番短いときで3日間預けたりとか、1年を通じてということでございませんで、最終的に、先ほど申し上げましたこういったものの日々の積み重ねが全体で1億7,000万円の運用益ということになっているわけでございます。

○中野主査 預金担保で借り入れたときの利息、0.56とかで借りた場合の利息の合計がどれぐらいなのか。

○甲斐会計管理者 一時借り入れ関連の18年度 全体で総額が196万8,000円でございます。でき るだけ日々のを見ながらやっている状況でござ います。

○黒木委員 委託料8,148万の内容を教えてくだ さい。

○森山会計課長 委託料は、財務会計システムの運用管理委託料になっております。委託料の8,148万2,631円の内容については、すべて財務会計システムの運用管理の委託料でございます。新財務会計システム分の運用管理委託料が6,597万1,611円でありまして、旧財務システムのほうが1,551万1,020円というものでございます。

○黒木委員 不用額が出ておる分、前の出納長がやめられたというか、それからのことでしょうが、去年何日付でやめたんですか。

〇甲斐会計管理者 18年12月4日付でございます。

○黒木委員 期末手当なんかは結局全額もらわなくて、途中で差額を引いたという形になるんですか。

○甲斐会計管理者 12月の期末勤勉手当については支給ありません。給料等につきましても、12月4日までのものが支給されていると。

〇黒木委員 さっきも財政のほうに聞いたんで すが、逮捕されて、不起訴、起訴によって違う と言われたんですけれども、退職金とかそうい うものについてもまだ保留されているんですか。 ○甲斐会計管理者 給料につきましては、勤務 の対価でございますから、辞職した段階から支 給していないということです。退職手当につい ても支給は現在のところされておりません。給 料については、私どもで所管しておりますから 明確にわかるんですが、退職手当につきまして は、人事課のほうで所管しておりますから、明 確なことはお答えできないんですが、私の記憶 の中では、在職中の要件等で起訴された場合は、 一時的に退職金あたりについては保留されると いう記憶があるんですが、これは所管が違いま すので、とりあえず参考までということでお許 しいただきたいと思います。

〇中野主査 ほかにありますか。

なければ、以上で会計管理局を終了いたしま す。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時39分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

平成18年度決算について執行部の説明を求めます。委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○大野人事委員会事務局長 人事委員会の平成18年度決算の概要について御説明いたします。

お手元に配付しております決算特別委員会資料により御説明を申し上げます。一番下の合計の欄をごらんください。平成18年度の予算総額1億5,376万4,000円に対しまして、支出済額が1億5,297万3,374円でございます。繰越はござ

いません。この結果、不用額79万626円、執行率99.5%となっております。目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び 監査における指摘事項はございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願 いいたします。

〇中野主査 説明が終了いたしました。委員の 質疑に移ります。

○鳥飼委員 委員会のところでは報酬になって いるわけですけれども、人事委員は3名で非常 勤ですかね。活動状況を御報告いただけますか。

○大野人事委員会事務局長 人事委員は3名でございます。活動状況ということでございますが、毎月2回ほどの定例の委員会がございまして、**年間30数回の出席がございます。特に先般の人事委員会勧告等のことにつきましては、臨時の委員会も開きますので、そういう点では3名の委員さん、宮崎市が2人、都城市が1人おられますけれども、人事委員会のほうに集まっていただきまして、そういう臨時会も開いております。

○鳥飼委員 人事委員の報酬はどうなんですか。 ○大野人事委員会事務局長 委員長が22万5,150 円ですが、これは今、減額をしておりまして、 実際には21万2,800円でございます。委員さんの 報酬が17万3,850円というふうになっておりま す。

○鳥飼委員 定額ですね。

というのがありますか。

○大野人事委員会事務局長 定額でございます。○鳥飼委員 今の人事委員会にかける係争事件

○大野人事委員会事務局長 今、実際審査して

おりますのは、1件ほど不服申し立て審査請求 がございまして、それはつい先日、結審いたし ました。結果を申立人のほうに送ったところで ございます。これは、懲戒処分を受けた職員が おりまして、それに対しまして審査請求が上がっ てまいりまして、委員会のほうで元裁判官の委 員さんを審判長みたいな形でお願いしまして、 最終的には棄却をいたしまして、本人にそれを 送達いたしました。ほかは、かなり昔からの教 育職員の大量処分のそういう審査請求が上がっ てきていまして、それは現在もほとんどここ10 数年凍結状態でございまして、今、動いている 案件はそういうことで、審理は終わりましたの で、ございません。

○鳥飼委員 後段の部分の古い処分の事件ですが、これは処理をするというか、決着をするというか、そんな方法なり、そういうものは考えられないんですか。そのままずっといくということなんでしょうか。

○吉田職員課長 審理の状況ですが、現在まで 2つの事案がありまして、あわせて22回の審理 に入る前の準備手続と、また11回の口頭審理を 行っておりますけれども、審理そのものは、平成 5年3月の準備手続を最後に停止しているような状況でございます。平成11年度には不服申立人の現況の調査を行って、死亡とか行方不明 者につきましては、規則によりまして審査を継続することはできないということで、審査を打ち切っております。残りにつきましては、毎年、代理人より、退職者が出たときに取り下げが行われているような状況で、19年4月1日現在では、今のところ事案としては12事案、件数としては2,346件残っておりますけれども、今後も、今申し上げましたように、退職者については代

※67ページに訂正発言あり

理人から取り下げが出てくるという形で、件数 が減っていくという形になるのかなというふう に考えております。これが全部なくなるのは平 成35年ということになっております。

○鳥飼委員 原告の意向とかはないんですか。 実質、凍結状態であるというなら、整理ができるものなら整理をしたほうが、人事委員会としても長く抱えているよりかという感じはするんですけれども、そんな意向調査をされたことはないんですか。

〇吉田職員課長 意向調査については特にして おりませんが、申立人のほうから何も請求がご ざいませんので、今のところそういう凍結状況 という形です。

○鳥飼委員 前段の概要を説明いただけますか。 ○吉田職員課長 ことし不服審査があった件に つきましては、個別事案ですが、県職員で親和 会費を使い込んだという件がありまして、この 職員を懲戒免職にしたところですけれども、そ の懲戒免職を不服として申し立てがありました。 審理を行ったところですが、口頭審理を10月に 行ったところですが、私どもの判断としては、 請求人としては、懲戒免職は重いじゃないか、 停職ぐらいでいいじゃないかという申し立てが あったんですけれども、いろんな事例も見まし て、公金を支出するのに指導的な立場にあった

人間がそういうものに当たったとか、資金は遊

興費に使ったということで、情状酌量する余地

はないということで棄却にしているところでご

ざいます。11月26日に裁決をいただいておりま

〇中野主査 ちなみに、金額は幾らですか。

○吉田職員課長 100万9,000円余だったと思います。

〇中野主査 ほかにございませんか。

す。

○大野人事委員会事務局長 訂正です。さっきの委員会の開催回数ですが、昨年は定例会が毎月2回の24回、臨時会は4回でございますので、合計28回でございます。

○中野主査 今、全体的に求人難になってきていますけれども、職員採用の応募状況はどんな状況ですか。ここ4~5年見て、多くはなっておらんと思うけれども。

○福村総務課長 申込者数の状況としてまとめておるんですが、17年度までは大卒程度で1,280人おったんですが、18年が874名に下がりまして、19年度はさらに下がって750名と、今の厳しい情勢を踏まえて、申込者数が減っているという状況がございます。

〇中野主査 ほかにありませんか。

それでは、以上で人事委員会事務局を終了い たします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時51分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

質疑につきましては、執行部の説明終了後に お願いいたします。

○長友監査事務局長 監査事務局でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成18年度の監査事務局の決算について御説明をさせていただきます。今お手元に配付してございます決算特別委員会資料をごらんいただきたいと思います。この資料は、分厚い決算に関する調書の78ページから79ページ及び104ページから105ページの中から、監査事務局関係の支出金額等のデータを抜粋いたしておりますので、この委員会資料で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い

いたします。

まず、1ページをお開きください。一番上の段でございますが、(款)総務費でございます。 監査事務局は(款)総務費だけでございます。 そのうちの一つ、(項)総務管理費でございますが、これは、右側の説明の欄に記載しておりますように、外部監査に関する経費でございまして、その経費が1,857万8,375円でございます。 不用額が4万625円の執行率99.8%でございます。 本に、下の段の(項)監査委員費でございます。 ますけれども、これは、監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費でございまして、総額で支出済額が2億189万354円でございまして、不用額が87万8,646円でございます。

これらの予算執行状況につきましては、次の2ページの一番下の欄の監査事務局の合計の欄でございますけれども、予算額で2億2,138万8,000円、支出済額が2億2,046万8,729円でございます。繰越額はございません。不用額はトータルで91万9,271円となっておりまして、執行率は99.6%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上のもの及び目で執行率が90%未満のものはございません。また、主要施策の成果及び監査結果としては、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議の ほどをお願いいたします。

○中野主査 委員の皆様に申し上げますけれど も、預けの問題は12月3日に別途することになっ ておりますので、今の説明の範囲内の質問でお 願いいたします。

委員報酬、監査委員は民間からと――何人分ですか。

○長友監査事務局長 識見委員といいまして、 民間の方と県の○Bがお一人、合計2人、それ から、御承知のとおり、議会からの選出委員が お二人、トータルで4名で監査委員を構成して おります。

- 〇中野主査 民間からは常勤ですね。
- **〇長友監査事務局長** 民間のお一人は常勤でご ざいます。
- **〇中野主査** 年俸でどれくらいですか。
- ○長友監査事務局長 識見委員、民間からおいでいただいておりますのが、現在、本俸が月額65万7,000円ですけれども、今5%減額をしておりますので、実際は62万4,150円が月額でございます。
- **〇中野主査** 監査委員の報酬は、この数字の中ではどこに入るんですか。
- **○長友監査事務局長** 給料になります。議会選 出の委員の皆様方のは報酬の中に入っておりま して、常勤の識見委員の場合は給料というとこ ろに入っております。
- ○鳥飼委員 今は宮銀○Bの方ですね。経緯と しては、宮銀○Bの方を主にしておられるんで すか。
- ○長友監査事務局長 宮銀からの委員が長くなっております。それ以前は県庁OBでございました。宮銀からおいでいただく前は、識見委員は2人とも県庁OBでございました。
- ○鳥飼委員 監査体制の見直しなりということ が全国的に言われてきたと思うんですけれども、今の宮崎県は、識見が民間の方と県庁OBの方と、議会が非常勤が2名ということになっているんですけれども、全国的な趨勢はどんなふうになっているか、お聞かせいただきたいんですけれども。
- ○長友監査事務局長 10数年前のいろいろな不 適正な事務処理、全国、いろいろ出ました。そ れ以降、地方自治法の改正とかございまして、

職員OBだけとかというところがほとんど多かったんですけれども、それ以降は民間の委員を極力入れるという流れが来ておりまして、最近では職員OBが全くゼロというところもあります。それから、常勤を1人として、あとは民間からの非常勤の委員、あるいは議会選出の委員、非常勤ですけれども、非常勤の数をふやすという流れもございまして、その県その県の事情によっていろいろと構成を変えているという実態がございます。

〇鳥飼委員 議会選出をなくしている県という のがありますか。

○長友監査事務局長 それはないと思います。

〇中野主査 ちなみに、常勤監査委員、退職金 はどうなっていますか。

○長友監査事務局長 私の記憶の範囲では、この3月で識見委員お二人やめましたけれども、300万円台でございました。4年間の任期で300数十万ということでございました。

〇中村委員 監査で工事が終わったところを見 に行きますね。我々素人が見てもなかなかわか らないんです。監査第一課長に前に言ったこと があるんですが、いろんな役所で、技術士とい うのが、非常に難しい試験ですね。コンサルタ ントによく入るんですが、そういう人たちで退 職される人がおりますね。コンサルに行くんで すけれども、そういう人たちを臨時で雇って、 そして工事ができた後の、段階がありますから、 不正な工事をしているとか、手抜きをやってい るというのは、彼らが見れば一発でわかります。 こうして落札率が85%ぐらいになってきた。今 度1,000万ばかりかけて防止対策のためにいろい ろやっていますね。そういう技術士あたりを雇 う――コンサルタントで優秀な人が都市方面か ら流れてくる人たちを雇って、それを使って監

査をする。そしてまた、余った時間は、今、コンサルが見積もりしたのが非常に間違いが多い、その辺のところをさせていけばいいかなと思うんですが、その辺のことは考えておられませんか。

○長友監査事務局長 御承知のとおり、私たち スタッフは全員事務職でございます。しかしな がら、土木建設関係の監査もしなければいけま せん。そこで、私どもといたしましては、今、 技術面につきましては、大阪の技術振興協会と いうところから技術士の資格を持った人たちが 直接現場に行って私たちと一緒に監査をしてい ただくのと、それとあわせて私たちの監査の仕 方の研修をしていただくということで何とかし のいでいるんですけれども、今、中村委員おっ しゃいますように、それでもなかなか十分でな いのが実態でございます。来年度の予算を事務 的に要求――話を財政課にさせてもらっており ますけれども、今、中村委員おっしゃいました ような視点で、人事課ともあわせまして、団塊 の世代で優秀な職員がリタイアされた場合には、 短時間勤務でいいのでぜひ回していただきたい ということをお願いしているところでございま す。

〇川添委員 さっきの続きで、常勤監査委員の 年収は、期末手当を入れると900万か1,000万ぐ らいになりますか。

○長友監査事務局長 手当が3.35カ月分です。 月額が、先ほど申し上げましたように、5%減 額で62万4,000円ですから、ボーナスを入れまし て年収1,000万弱という程度でございます。

○川添委員 こういう監査委員の意見書とか、 貴重な意見をいただいているわけですけれども、 今後、単に適正な事務にとどまらず、事業の効果とかいろんな角度で見ていかれると思うんで すけれども、一方で内部告発制度とか、そういったところの事例とか、今後の監査事務のあり方、18年度を反省して、例えばある程度予告してスケジュールにのっとって監査に行かれるわけですね。抜き打ちで行くとか、そういった監査のあり方についてお尋ねしたいんですが。

○長友監査事務局長 私ども不適正な事務処理 の反省の上に立ちまして、また来週で再発防止 策は詳しく御説明をさせていただく機会がある かと思いますけれども、そういう点も反省も踏まえまして、何かしら所属に緊張感のある監査をしなければならないと思っております。それが効果のあるものにしなければなりませんので、抜き打ち監査も含めまして、効果のある監査はどのようなものなのかという点に絞って、新しい監査のやり方を今、検討している段階でございます。取り入れられるものは今年度中の監査から取り入れていきたいと思っておるところでございます。

○鳥飼委員 先ほど中村委員が言われた実務者のという――入札率がずっと下がって私たちが心配していたのは、安かろう悪かろうになっては困りますよということがありまして、最低制限価格なりの見直しもあったんです。そういう状況の中で、企業局のあるビルに建設技術推進機構がありますが、あそこで非常勤といいますか、OBの人を入れて中間検査をやって品質をしっかり保っていこうというのがあるんですけれども、監査事務局の場合は前年度の結果をやるということで、構造物とかの場合はなかなかしっかりとしたものをやりにくいというのが出てくると思うんです。そこら辺の兼ね合いというか、すみ分けというか、要するに、それなりのしっかりしたものをつくっていただければい

いんですけれども、そこで果たしていく役割というのは監査事務局としては関知しないという ことになるんでしょうか。そこをお尋ねしたい んです。

○長友監査事務局長 まさに監査は、工事の終 了したものあるいは事務の終了したものについ て適切だったかというものを見ます。技術推進 機構の場合には中間的なものも見れるというこ とですけれども、私どもはあくまでもそのよう な完了したものについての監査をするというこ とになっております。監査の方法といたしまし ては、特に工事監査につきましては、すぐれた 技術を持った目で見るということが必要であり ますので、先ほど中村委員からのお話がありま したような方法も取り入れながら、今後は強化 していかないと、見抜けないものが出てきて、 不適切な工事をしているものが後で出てくると いうような結果になる可能性があります。そこ らあたり、これからますます、耐震偽装とかい ろいろありますので、私どもとしましても、そ の方面に力を入れていかなければいけないと 思っておりまして、今、人事課のほうに、OB でもいいから、短時間の勤務でいいからという ことで人材をお願いしておるところでございま す。

○鳥飼委員 高速道路でも偽装があるというような時代になってきて、必要な機会を通じてしっかりした、中間検査も含めて監査もあるわけですけれども、そういう役割分担も含めて、全庁的な会議等もあるだろうと思いますので、しっかりそういうことをチェックしていくということでまた意見反映していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

〇星原委員 以前監査したときに、九州の監査 委員同士の人事交流したらどうかという話なん かを出したことがあったんですが、そんな話は出ていないものですか。

○長友監査事務局長 ことしの事務局の九州各 県の会議では、交流については出ておりません。

〇中野主査 よろしいですか。

以上をもちまして監査事務局を終了いたしま す。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時12分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

事務局の説明終了後に委員の質疑はいたしますので、よろしくお願いいたします。

〇石野田議会事務局長 議会事務局でございま す。よろしくお願いいたします。

それでは、平成18年度決算の概要について御説明いたします。お手元の決算特別委員会資料の1ページをお願いいたします。一番上の(款)議会費でございます。予算額11億5,903万2,000円に対しまして、支出済額は11億4,768万6,507円でございます。また、不用額は1,134万5,493円となりまして、執行率は99.0%でございます。

次に、目におきます予算の執行残額が100万円 以上のものについて御説明いたします。なお、 執行率90%未満のものはございません。まず、

(目)議会費でございます。不用額が921万2,672 円でございまして、執行率98.8%でございます。 不用額の主な理由といたしましては、会期日程 の確定に伴います旅費、政務調査費の返還に伴 います交付金の執行残でございます。

次に、2ページの(目)事務局費でございます。不用額213万2,821円でございまして、執行率99.4%でございます。不用額の主な理由といたしまして、職員の旅費や、本会議及び委員会

の速記反訳に要する委託料の執行残でございます。

なお、決算審査意見書に記載されました審査 意見及び監査における指摘事項についてでござ いますが、3ページにございます監査結果報告 ・指摘事項等に記載されております不適正な事 務処理について、指摘がございましたが、今回 説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇中野主査 以上説明が終了いたしました。委員の質疑をお願いします。

議会中の速記者、必要なときだけ1日幾らで 雇うわけですか。1日単位は幾らですか。

○馬原総務課長 本会議と委員会の速記反訳を しておりますけれども、18年度につきましては、 トータルで861万1,000円、これは時間単価で積 算しておりまして、九州各県に比較すれば低い ほうというふうに聞いております。速記料でご ざいますが、時間単価でいきますと、1時間 が1,250円、反訳料でございますが、30分で1 万4,700円ということでございます。

〇中野主査 2ページの委託料3,300万というの は何ですか。

○馬原総務課長 委託料でございますが、主なものを申し上げますと、ただいまの速記反訳の委託、それから、大きなものでいきますと、宮日のほうに「議会の動き」ということで議会が終わった後に新聞の広報を出しておりますけれども、これの委託料が902万円、代表質問があったときのテレビ広報しておりますが、このとき2回、9月議会と2月議会をやっておりますけれども、これの委託料が323万4,000円、インターネット中継の委託、議員寮の管理委託等がございます。

○鳥飼委員 ホームページもそうなんですけれども、議事録を私たちは、今度の議会でも、いつもですけれども、前回までにどういうような発言があったかというので、必要なんですけれども、まだできていないんです。今回は決算が前にくっついてきたものですから、確かに日にちが少なくなってはおるんですけれども、基本的にどんな考えで議事録の製本化をしていくのか。それが一つと、もう一つはホームページ、当然ホームページの中にも議事録が出てくるわけで、活字になってないものですから非常に不便なんです。その辺の考え方なりをお聞きしておきたいと思います。

○四本議事課長 会議録につきましては、次の定例会が始まるまでにつくるということを原則に今までまいったわけでございますが、ことしになってから、おっしゃるように少しおくれぎみでございまして、反省をしておるわけですが、おくれた理由は、実は一問一答になった関係で、整理するのが結構──文章を成り立たせるのにそういう作業が、今までになかったようなことがありまして、その部分で実は作成日数がかかっております。ただ、そうも言っておれませんので、なるだけ次の定例会という原則を崩さないようにはしていきたいと思っております。

○鳥飼委員 これは要望ですけれども、議事録ができていないと本当に不便なんです。お願いする人をふやすなりしてでも、ぜひそこはお願いをしておきたいと思います。

○黒木委員 1ページの報酬については議員の報酬だと思うんですが、2ページの報酬480万というのは何になるんですか。

○馬原総務課長 事務局費の報酬でございます けれども、4人の非常勤職員の嘱託の報酬でご ざいまして、会議録の調製で1人非常勤を雇用 しております。図書室の整理で1人、これはホームページ関係の管理も一緒にあわせてやってもらっております。それから、議員寮のほうに行っていただいている人の管理の補助、議長公舎の管理ということで1人嘱託、計4名の報酬でございます。

〇星原委員 その下のほうに賃金というのがありますね。これはどういうものですか。

○馬原総務課長 賃金につきましては、22条職員、議会で合計9名雇っております。それから、議会中に、本会議中あるいは閉会中の常任委員会のときに日々雇用で雇っております。ここが7名ぐらい雇っております。それの賃金ということでございます。

○星原委員 上のほうの議会費が議会の我々の ほうとしますと、ここに共済費というのがある んだけれども、これはどういうふうに見るの か、3,200万円。

○馬原総務課長 議会費の共済費は、議員の共済年金の事業主負担といいますか、議会の負担分ということで上がっております。事務局費の共済につきましては、事務局職員と今申し上げました22条等の共済の分でございます。

〇星原委員 交際費70万というのは議長の分で すか。

○馬原総務課長 議長の交際費でございます。 当初予算では140万ということで、執行状況を見 まして補正で70万ほど落としまして、現行予算 が70万ということでございます。

○星原委員 副議長交際費というのはあるんで すか。

○馬原総務課長 副議長につきましても、名刺 代等、こういったものは交際費のほうで使って おります。

〇中野主査 インターネットの議会中継、ライ

ブと録画があります。録画はどれぐらい前まで 見れるんですか。

○富永政策調査課長 継続していつでも見られるように、振り返って見れるように。

〇中野主査 1年ぐらいさかのぼって見られる んですか。

○富永政策調査課長 そうです。保存した状態 ですので、数年前でも見られます。

〇川添委員 議員宿舎と議長公舎の維持費の内 訳、それと議員宿舎の利用状況、わかりますか。

○馬原総務課長 議員寮につきましては、平成18 年度でございますが、維持費が1,021万円で、別途これにつきましては、宿泊料と朝食代料金をいただいておりまして、それが300万4,000円ということでございます。議長公舎につきましては、先ほど言いました嘱託職員の人件費等含めまして、253万4,000円の経費がかかっております。それから、利用状況でございますが、議員寮につきましては、18年度が、部屋を指定しまして、月額4,000円出していただくんですが、それを利用している方が12名、4,000円を払わなくて泊まっていらっしゃる方を含めまして大体20名ぐらい、現在も同様の状況でございます。

〇中野主査 ほかにございませんか。

ないようですから、議会事務局を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時31分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

まず、主査報告骨子案についてでありますけれども、本来でありますと、採決後に御意見をいただくところでありますが、主査報告作成の準備もありますので、本日までの質疑において

主査報告に盛り込む中身、要望等がありました ら、お出しいただきたいということであります。 なければ、私と松村副主査とでつくるというこ とになります。

〇中村委員 きょう、発言はしませんでしたけれども、総合政策本部と皆さんとのやりとりを聞いておって、鳥飼委員はかみ合ったとおっしゃいましたけれども、かみ合ったのかかみ合わせたのかわかりませんけれども、どうも総合政策本部の本来の目的というところがずれているような気がする。総合政策本部のあり方というのをもうちょっとちゃんとしてもらわないと。まだ役割をはっきり認識していないような、18年度だからそうかもしれませんけれども、そういう気がして仕方がない。自分たちの範疇の中でひとりよがりの政策、そういったものが見受けられるような気がしました。

○中野主査 もともと企画調整部だったんですけれども、安藤さんのときに総合政策本部になりました。中身は何も変わっておらんと。横断的にという話になっていません。これも全然実態に即していないということなんです。だから、ああいう形になる。そういう組織面についてこの委員会で議論できれば、言われるとおりで、私もそう思っているんです。逆に、権限だけあるけれども、実態に即してないから中途半端な仕事で、二重三重に他の部は迷惑している話です。

○中村委員 主査から言われたように、サポーター、あの件だって、一応3分野で集めたそれを今からどう生かしていくかを考慮せないかんのに、集めたものをほったらかしたら死んでしまいます。それを何とかかんとかごまかそうとしている。あれが気に入らんかったが、言わん

かったけれども、あの辺はちゃんとたださない かん。

〇中野主査 評価制度もそうです。長計もそうです。各部からただ寄せ集めて、ちょこちょこいじって、一まとめにするだけの話だ。

○鳥飼委員 常任委員会のときもお話を出した ことがあるんですけれども、総合政策本部は筆 頭部なんです。だけど、その役割を果たしてい ないと私も思うんです。その機構、あり方につ いて見直すべきではないかということを我々の ほうから指摘していいんじゃないかと思うんで す。副議長が言われるとおり、せっかく筆頭部 だけれども、金もないし、力もないしというこ とで、機構の見直しというものを実態に合った ようにやってほしい。

〇星原委員 できて何年目ですか。

○中野主査 安藤さんのときに名前がえして、 中身は一緒なんです。ただ、課をいろいろあち こちしたでしょう。

○星原委員 できて2年目あたりから今の話は 出ているんです。金の面もある程度持って、割 り振りしてとってやらんと、今言う各部から持 ち寄ったものを集めて政策みたいなことにして しまったら、何もない。1つか2つか3つか、 宮崎県の一番大事なこの政策はこうだと、予算 もとって、各部に部が果たしていく役割はこう いうふうにしてくれと、そういう形にならんと、 総合政策本部の意味がない。各部の寄せ集め云 々で自分ところに掲げるようなことではと、そ ういう話は出ているんです。年数が4年目だと したら、いい時期かもしれんなと。できてすぐ からはなかなかできんかったけれども、一区切 りの状況の中で、機動性を発揮できるような、 確かに分野横断的な部分がないといけないと思 うんです、そういう調整は。確かに縦割り行政 ではいかんということはわかっているわけです。 だけど、どこかでその辺のところがぴしっと位 置づけがはっきりできるようなものに変えない と、本当にここも中途半端になってくるんじゃ ないかと思うんです。

今出たように、今度の報告の中で、18年度の その中で、そういうことあたりを委員長報告に 盛り込むかどうかです。

○中村委員 全部盛り込んで猛省を促したい。○鳥飼委員 市町村課にしても地域生活部になったけれども、総括的なところで議論せんと

いかんのじゃないかと思うんです。

もう一つ、入札制度、いろんなところで随契 とかいろいろ出てきたんですけれども、やはり 先ほどの電算のシステムもそうなんですけれど も、一回開発してしまえば、そこがずっととっ ていくというような形になって、一般競争入札 をやっても、最初安くとっていて、後、とって しまえば随契になっていくというのが、消防も そうなんですけれども、あるんです。警備や必 要な部分については一般競争入札を入れると。 そのかわり、最低制限価格が地方自治法ででき るわけですから、競争入札を入れながら、土木 やらと一緒でちゃんとそこを担保しながら、最 低制限価格を担保しながら入れていくというこ とでやっていかないといけないんじゃないか、 実態にそぐわないんじゃないかというふうに 思っています。議論自体は不十分だったんです けれども。

○星原委員 それプラスもう一つ、入札のことであれば、ある部分では提案もさせないと。値段だけで云々の最低制限価格をやって競争させるんじゃなくて、会社ごとにどういったシステムだとか、どういった特徴があるんだと。NECの出し方、富士通の出し方、いろいろあると

思うんです。自分ところのはこういう特徴があっ て、使い勝手がこうだとかいうものをコンペ的 な感じでぴしっと出させて、その辺も物によっ てはしていかないと、価格だけの競争ではいけ ない。今度、最低制限価格を決めれば、低くいっ たら失格になって、いいソフトというか、いい 考えが逆に消される場合もあるんです。予算が あるなら、予算に応じてずっと5年でも10年で も継続でいくわけだから、システムのつくり方、 ソフトのつくり方をどうしているかというあた りを聞かないと、後で使い勝手が悪いと修正修 正とかいろんなことをしながら金を取られてい くわけです。これで何か修正が起きても金は出 さないと、おかしいときは自分ところでと提案 させるところというのをやっていかないと、多 分、後でも経費のほうがかかると思うんです。 そういうところには一考を持っていかないとだ めなんじゃないかというふうに思うんです。特 に今言うパソコンなんか。

〇中野主査 九州一緒になってソフトをつくれば安くつくんです。

○星原委員 一番いいのは、県も市町村も同じ ソフトが入れられる部分と、ごく限る部分とあ れば、わかりやすいんです。どこでもハードは 使えるようにしておけばいいんでしょうけれど も。

〇中村委員 県立病院なんかも、ああいう医療機器というのは使い勝手がいいものだから、変えようとしない。高いのをそのまま続けてとっている。

〇中野主査 高い安いの判断がつかんわけです。 そういうやつこそ、「九州は一つ」だから、各県 お互いに情報を交換して。

〇中村委員 議会の中で一番腹が立っているのは、外部仕分け委員会みたいのができたじゃな

いですか。本来我々がやらなくちゃいけないことをやられて、議会の機能が果たされていないということは残念で仕方がないんだけれども、総務政策常任委員会は割方早く終わるので、仕分け委員会みたいな権能を持ったほうがいいのかなという気がするんです。外部委員会でさせて、あそこがすばすば切って、今まで我々県議会は何をしていたのかと言われかねない。

○中野主査 今度の仕分け委員会では、仕分け するところはなかったという話ですよ。やめな さいという話はなかったと。 2件ぐらい、国民 宿舎なんかちょっと考慮するということで。も ともと仕分け委員会にかけるんだったら、執行 部としては、こういうものはなくしたいという 前提でそういうところにやるのが当たり前だけ れども、何かよくわからん。

○中村委員 例えば、今、教育委員会では都城 あたりの教育事務所、要らないでしょう。昔、 車がなかった時代のことで、市の教育委員会あ たりから迷惑がられているわけ。だから、引き 揚げればいいんです。公社あたりも、住宅供給 公社とかあんなのもすぱっと切らなければ。農 業開発公社も、その当時できたときは必要性が あったんです。もう民間がやっているんだから、 要らないんです。切ってやらないと、いつまで も県庁職員の天下り先になる。我々はその辺の 役割を、仕分け委員会の役割を担わんといかん と思う。

○鳥飼委員 仕分け委員会も、結局は財政課主 導です。財政課が切りたいところを言ってもら う。

○中野主査 それを言っておらんで出しているから、ちゃんとやっているというのを逆に言わせるために出したのかなと、今度はそういうふうにとっている。不必要な分はありませんでし

たとなっているわけ。

話は変わりますけれども、次の常任委員会、 その他のところで、仕分け委員会に出した経緯 とか、どういう中身を出したのか、一応説明を させようと思っているんですけれども、いいで すか。

暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時47分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

本日の分科会を終了いたします。

午後2時47分散会

午前10時22分再開

出席委員(9人)

主		查	中	野	廣	明
副	主	查	松	村	悟	郎
委		員	中	村	幸	_
委		員	星	原		透
委		員	黒	木	覚	市
委		員	外	Щ		衛
委		員	鳥	餇	謙	$\ddot{-}$
委		員	河	野	哲	也
委		員	Ш	添		博

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 総務課主幹
 黒田

 議事課主任主事
 今村

 左千夫

〇中野主査 分科会を再開いたします。

主査報告骨子案等についていろいろ御意見をいただきたいと思います。

○星原委員 骨子案の前にいいですか。きのう、 共済組合の掛金の話をしましたね。説明に来て くれたんですが、掛金率が民間の場合は2分の 1、2分の1ですが、公務員の場合は違ってい まして、掛金率が131.655が本人、負担のほう が250.5925という、3分の1が個人の負担で、 3分の2が県の負担です。だから、1億2,000万 ぐらいの給料に対して3,600万ぐらいの共済金の 数字になってきたんです。どうもあれを見ると、 個人の部分が半分なら、給料からいけばそんな になるかなと思っていたものですから、きのう 説明に来てくれて、そういうことでした。

○鳥飼委員 主査報告の参考に、カットする自由は正副委員長に。この間、一緒に行った茨城県で租税債権管理機構というのを見て、私、引っ張り出して聞きました。メリット・デメリットもあるけれどもということで、しかし、新聞報道を見ると、かなり徴収率が上がってきているようです。県のが20億ですか、それを減らしていくという意味ではそういうことも検討したらどうかと。債務が残っている分の徴収をもっと努力をすべきじゃないかというのは、今も努力してもらっていると思うんですけれども、それは指摘をしてもいいんじゃないかなというふうに思いますので。

○星原委員 私が県病院を監査したときに、徴 収率が悪かったんです。県の職員が取りに行く わけですね。若い人たちだと、行って話をして 何か言われれば、帰ってくる。相手とのコミュ ニケーションのとり方の下手な人では、なかな か金が取れないわけです。それで、銀行退職者 とか退職者を取り入れて徴収かけたらどうかと。 今度、県営住宅を指定管理者でやり出したら、 彼らは民間ですから、徴収率が上がってきてい るんです。だから、今言われるようなことも一 つにはあると思うんです。方法を考えて、県の 職員がプロジェクト組むにしても、市町村との 問題もあるし、そこら辺の取り方でも考え方を 変えて、通常にただ行けば、取れない。ある程 度いろんな法律を勉強していたような、相手の ところでこうだということで納得させるぐらい の話のできるような人が行かないと、ただ若い 人が行って「納めてくださいよ」だけじゃ、「金 がない」と帰されるぐらいの話なんです。本当 にやる気であれば、何かそういったものをやっ て、本当にだめなのか、いいかとやってから結

論を出さんとおかしいんじゃないかなと思うんです。指定管理者で実際民間にやらせてみると 徴収率が上がってきた。それはやっぱり違うんです。市町村と県との関係もある。県が人事交流もしているみたいな話をしましたね。そういうことをひっくるめた中で、今言われるような、ほかの県でそうやって徴収率が上がっているとなると、宮崎県としても何か考えるべきじゃないかぐらいはやっていかないと、そのまま済ませていれば、払わなきゃ払わんでいいのかという感覚になっても困るわけです。

○鳥飼委員 茨城はずっと悪くて、47都道府県の中では宮崎はまあまあいいほうではあったですね。そういう努力をしてもらっていると思うんですけれども、星原委員も言うようにそういう努力もやっていただいて、徴収率を上げていくということも検討すべきじゃないかと思います。

○外山委員 民間であれば、売り掛けが取れなければ倒産あるいは給料カットとか、自分に反映しますからね。県の場合は、担当しているうちはいいけれども、本当に徴収に積極的になっているのかと疑問があります。どこかで引くところがある。民間であれば、とことん取りに行きますけれども、その辺じゃないか。意識を改革しないと、甘いところがあります。

○中村委員 私も監査をやっていたんですが、 意見具申というか、したんですが、自衛隊の退職者は50歳そこそこです。農協も早いんです。 自衛隊対策で官庁にもいろいろお願いがあるわけですけれども、自衛隊で退職した人たちを、 市がやるわけだけれども、雇って、警察にいた 人たちが50歳ぐらいでUターンで帰ってきているんですが、そういう人たちを集めて教育してやると、粘り強く取ってくるんじゃないかとい う話をしたんです。自衛隊とか警察をやめて帰って、法律的なことは勉強しているでしょうから、 その辺が一番徴収には向いているんじゃないか と思うんです。

○鳥飼委員 しっかり勉強してもらって、厳しく取り立てるところは取り立てる。相手の条件によって難しいところは猶予するなり、分割なりということで、そういう意識といいますか、つくっていくことは大事じゃないかなと思っています。宮崎県は頑張っていることは頑張っているんですけれども、しかし、そういう努力をすべきじゃないかなと。

○中野主査 かなり悪質なのは、差し押さえの 手段にいけばかなり出てくると思う。ちょっと 思ったのは、県税なんかの徴収職員、どれぐら いおるものかな。あれだけの未納者がおって、 それを一軒一軒回るとしたら、一係、10人もお らんだろう。

○鳥飼委員 県税の職員が全部で200人ですから。手分けしてやっているのかもしれんけれども、特別のときは月間をつくって全員でかかると思います。

○星原委員 徴収者も物売りのセールスマンと 一緒で、ベテランと新人では取り方が違うんで す。同じ取りに行っても、相手を納得させるだ けの、何でどうなのかというところまでちゃん と踏み込んで話ができて、相手と対等に物が言 えるぐらいの人じゃないと、怒られたら帰って くるようじゃどうしようもないです。

○鳥飼委員 この間、行ったとき、機構に移したとわかっただけでも納入率が上がったという報告もあったんです。

〇中野主査 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時59分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

その他何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇中野主査 それでは、これで本日の分科会を

終了いたします。

午前10時59分散会

午前10時3分再開

出席委員(9人)

中 野 明 主 査 廣 主 副 査 松 村 悟 郎 委 員 中 村 幸 委 員 星 原 诱 委 員 黒 木 覚 市 委 員 外 山 衛 委 員 鳥 餇 謙 委 員 河 野 哲 也 委 博 員 川添

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策本部

総合政策本部長 村 社 秀 継総合政策本部次長 渡 邊 亮 一総合政策 課長 土 持 正 弘統計調査課長 井黒 学

総 務 部

総 穃 部 长 渡 辺 義 人 総務部次長 吉 瀬 和 明 (総務・職員担当) 総務部次長 宮 田 廣 志 (財務担当) 部参事兼総務課長 良 剛 米 部参事兼人事課長 村 出 部参事兼行政経営課長 米 原隆 夫 政 財 課 長 和 \blacksquare 雅 晴 務 長 文 税 課 後藤 雄

総務事務センター課長 柄 本 寛 日南県税事務所長 今 井 康 史

監査事務局

事務局長長友秀隆監査第一課長福島順二監査第二課長川越長敏

議会事務局

事 務 局 長 石野田 幸 蔵 事務局次長 弓 削 孝 幸 総 務 課 長 馬原 日出人 事 孝 課 長 四本 議 政策調査課長 永 博 章 富

事務局職員出席者

 総務課主幹
 黒田
 渉

 議事課主任主事
 今村 左千夫

○中野主査 ただいまから普通会計決算特別委員会総務政策分科会を再開いたします。

内容につきましては、既にお知らせいたして おります。

それでは、不適正な事務処理について、執行 部の説明を求めます。なお、執行部の説明が終 わりましてから、質疑をお願いいたします。

〇村社総合政策本部長 それでは、本日の調査 事項でございます不適正な事務処理の概要につ きまして御説明をさせていただきます。

去る9月21日の当委員会におきまして御説明いたしましたけれども、総合政策本部におきましても、統計調査課に1件、目的や性格の不明な預金がございました。これにつきましては、平成12年度以降、全く支出もされていない預金でありまして、当時の担当者等に確認いたしま

しても、どのような目的、性格のものなのか判明いたしませんでした。なお、残金につきましては、県としての統一的な判断に基づきまして、先般、県への収入処理を行ったところでございます。県民の皆様に御説明できないような由来の不明な預金が存在しておりましたのは、まことに申しわけないことであり、改めておわびを申し上げますとともに、今後、一日も早い信頼回復に向けて、法令遵守や厳正な事務執行に全力で取り組む所存でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○井黒統計調査課長 それでは、不適正な事務 処理についてでございます。

お手元の資料「不適正な事務処理について」 をごらんください。1の調査結果の(1)預け 及び(2)書きかえについては、該当がござい ません。(3)不適正な現金についてでございま すが、平成14年4月1日現在で預金残高が57 万2,258円、平成19年3月31日現在で57万2,608 円の普通預金が統計調査課にあったというもの です。現金の内容は、以前から現金として管理 されていたものについて平成8年12月4日に口 座が開設され、83万220円が入金されたもので、 当時の担当職員等に確認いたしましたが、入金 された現金の性質については不明でした。主な 使途ですが、平成12年度以降は使用されており ません。不適正な現金の背景・理由についてで すが、口座開設から10年以上経過し、平成12年 度以降、全く支出もされていない預金で、どの ような目的、性質のものか不明でございます。 再発防止策についてでありますが、全庁的に職 員意識の改革や内部チェック体制の強化等を 図ってまいりますが、統計調査課における公金 の管理に当たりましては、今以上に財務規則等

に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めてまいります。なお、残金につきましては、 全額、11月5日に県へ返還いたしました。

説明は以上でございます。

〇中野主査 説明が終わりました。委員の皆様 の質疑を求めます。

○星原委員 それぞれ説明をいただいたんですが、不適正な現金の中の現金の内容ということで、平成8年12月4日に口座を開設し、83万220円が入金されたと。しかし、入金された現金の性質は不明ということですが、その当時、統計調査課長名で口座を開設しているのか。だれの名義で口座開設されているものですか。

〇井黒統計調査課長 通帳の名義は、県庁統計 課ということになっております。

〇星原委員 当時は、統計課という印鑑だけで 口座が開設できましたかね。

〇井黒統計調査課長 名義は県庁統計課でございますが、印鑑は、当時の担当者のものが使われております。

○星原委員 担当者のものになっているという ことで、入金された現金の性質は不明というこ とですが、11年前ぐらいの話で、その当時の担 当者は現在もいらっしゃるんですか。

○中野主査 ちょっとお断りいたします。今、 始まりましたけれども、ある程度突っ込んでい きますと、個人の名前等々、あるいは一回その 通帳の中身も確認して議論するということにな りますので、ただいまから秘密会ということで よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野主査 御異議ございませんので、ただいまから秘密会といたします。関係者以外の退場をお願いいたします。

それでは、通帳等関連の資料をお配りくださ

V10

秘密会ということでありますけれども、秘密会の内容を漏らすというようなことは懲罰の対象になりますので、十分御留意いただきますようお願いいたします。なおかつ、資料につきましては、終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

[午前10時11分 秘密会に入る][午前10時37分 秘密会を終わる]

〇中野主査 その他ございませんか。

なければ、以上をもちまして、総合政策本部 を終了いたします。どうもお疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時44分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

不適正な事務処理について事務局の説明を求めます。

〇石野田議会事務局長 議会事務局におきます 不適正な事務処理につきまして、御説明を申し 上げます。

お手元の資料の2枚目でございますが、1の調査結果でございます。(1)の預けと(3)の不適正な現金につきましては、該当ありませんでしたけれども、(2)の書きかえによる物品の購入がございました。こちらに置いてございますものが購入しましたタイトルプリンターとカメラでございます。購入時期と金額につきましては、(2)の①と②のところに示しておりますが、平成15年度にカメラ2台を3万9,900円で、平成17年度にタイトルプリンター2台とデジタルカメラ5台を15万9,210円で購入しております。書きかえの合計額が19万9,100円でございます。

2の不適切な使途についてでございますけれ ども、これらの物品はすべて公務に使用されて いるものでございまして、不適切な使途に該当 するものはございません。

続きまして、3の書きかえを行った背景や理 由でございますが、カメラとデジタルカメラに つきましては、それぞれ平成15年度末と平成17 年度末という年度末に購入したものでございま す。理由といたしましては、年度末に予算残を 考慮しながら、購入時期を調整しておりました ところ、その間に、物品管理課のほうに提出を することになっております用品要求の期限を超 えてしまったものでして、物品管理課を経由せ ずに購入をしたというものでございます。次に、 タイトルプリンターでございますけれども、こ れにつきましては、それまで使用しておりまし た機器が平成17年6月の議会直前に壊れまして、 緊急に購入する必要が発生しまして、正規の手 続をとりますと時間を要するということで、間 に合わないおそれがありましたので、財政課な どとの事前協議等を省略して、備品購入費では なく、需用費で購入したというものでございま す。

4の再発防止対策でございますけれども、全 庁的な取り組みでございますが、県議会事務局 におきましても、総務課長補佐をコンプライア ンスリーダーとして、局内の物品の点検や職場 研修を実施したところでございます。また、(2) にあります、管理職が率先してコンプライアン スや公務員倫理の向上に取り組むことといたし ております。(3)には議会事務局での取り組み ということで、備品や消耗品の小まめなチェッ クを行いまして、その損耗や故障状況を定期的 に点検をして、業務に支障が出ないように適時 に計画的な物品の調達を行っていくということ にしたいと考えております。

最後に、5の書きかえにより購入した備品で ございますが、タイトルプリンターが2台でご ざいます。9月5日に備品の登録をしたところ でございます。カメラ等につきましては、金額 的に消耗品の扱いということでございます。

書きかえという不適正な事務処理を行いましたことによりまして、県民の皆様の信用と信頼を裏切ったということに対しまして、改めまして深く反省をいたしますとともに、心からおわびを申し上げたいと存じます。今後は、職員の法令遵守や公金に対する意識向上を図るなど、一層の意識改革を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

〇中野主査 以上、事務局の説明が終了いたしました。

ここで皆さんにお諮りいたします。一緒に備品台帳の確認をして議論に入りたいと思いますので、この際、備品台帳、相手方の名前が出てまいりますので、秘密会で開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇中野主査 御異議ないようですので、これより秘密会といたします。

委員、事務局職員、関係者以外の退場をお願 いいたします。

なお、秘密会の議事内容を他に漏らした場合は、委員は懲罰の対象になりますので、御留意ください。なお、資料につきましては、終了後、回収させていただきたいと思います。

総務課長の説明をお願いします。

[午前10時49分 秘密会に入る]

[午前11時12分 秘密会を終わる]

〇中野主査 ほかに何もなければ、以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。お疲れ

さまでした。

暫時休憩いたします。 午前11時13分休憩

午前11時18分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

不適正な事務処理について執行部の説明をお 願いいたします。

○渡辺総務部長 去る11月28日の分科会では、 総務部関係の平成18年度決算につきまして御審 査をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、不適正な事務処理に関しまして、総 務部関係では3つの項目につきまして御説明を させていただきたいと存じます。

お手元の決算特別委員会資料の目次をごらんください。まず、1の不適正な事務処理に関する全庁調査の経緯についてでありますが、本年5月に県立みやざき学園におきまして問題が発覚して以降の、各所属からの自主申告や全庁調査の経過等について、御説明申し上げます。

また、2の日南県税事務所における不適正な事務処理についてでありますが、同事務所では、今回の調査の対象であった預けや書きかえといった不適正な事務処理はございませんでしたけれども、南那珂農林振興局に必要な物品を購入してもらい、その提供を受ける、肩がわりと呼ばれる行為が行われておりました。その概要や再発防止策等について御説明申し上げます。

最後に、3の不適正な事務処理に係る再発防 止策の取り組み状況について、全庁調査報告書 で取りまとめました再発防止策の取り組み状況 について御説明申し上げます。

詳細につきましては、人事課長及び日南県税 事務所長に説明をさせますので、審査のほどよ ろしくお願い申し上げます。 ○岡村人事課長 それでは、不適正な事務処理 に関する全庁調査の経緯につきまして、資料に より御説明させていただきます。

決算特別委員会資料の1ページをお開きください。まず、1の問題の発覚ですが、知事の「裏金はありませんか」という呼びかけを真摯に受けとめた県立みやざき学園から、本庁の主管課である児童家庭課に報告があったことが発端でありました。福祉保健部の詳細な調査を経て、みやざき学園に2社に対する約120万円の預け残額や不適正な現金等があることが判明し、この事実を5月17日に知事から記者発表いたしました。

次に、2の自主申告ですが、県では、みやざき学園の不適正な事務処理の公表と同時に、全庁的に同様の事例に関する速やかな自主申告を呼びかけました。みやざき学園における預け等の具体的な事例が示されたことにより、この自主申告では、新たに県の全所属数292の15.8%に当たる46所属から平成14年度以降において預けがあった旨の報告がなされ、5月31日に取りまとめ、結果を公表いたしました。

次に、3の全庁調査の実施についてですが、

(1)調査委員会の設置にありますように、県では、まず、みやざき学園について公表した5月17日に、副知事を委員長とする庁内調査委員会を設置し、翌5月18日には、庁内調査委員会の指示によって具体的な調査の作業を行う庁内作業チームも、人事課、会計課、総務事務センター、財政課、行政経営課の職員をメンバーとして立ち上げました。さらに、外部の専門家から指導・助言、検証をいただきながら、徹底した実態解明を行うため、自主申告結果の公表を行った5月31日に、弁護士2名、公認会計士1名による外部調査委員会も設置いたしました。

外部調査委員会は、6月6日に第1回の委員会 を開催し、以後、9月5日の調査結果報告まで の間に計5回開催され、実態解明だけでなく、 再発防止策や職員の責任の検討に至るまで、庁 内調査委員会の実施する調査全体を通じて、節 目節目で的確かつ客観的な助言や検証、また御 提言をいただきました。

(2)調査の進め方についてであります。自主申告で概要を把握した上で、本格的な全庁調査を開始したのは6月11日でありましたが、①調査対象機関にございますように、県の所属については、外局も含めてすべて対象とすることとしまして、292所属に対し、書面による調査を指示いたしました。また、全容の徹底的な究明のため、納入業者に対する調査を行うことが不可欠であると考え、文具等の入札参加資格登録業者326社に対しても不適正な事務処理がなかったかどうかを照会する文書を発送し、発注側と受注側の両面からの調査により客観性の確保を図ることといたしました。

なお、全庁調査においては他県の事例を参考として、いわゆる書きかえも調査対象としたことから、調査の過程で新たな業者との不適正な取引も判明していったため、2度にわたり取引事業者の範囲を拡大し、最終的には、調査事業者数は、入札参加資格登録業者の県内事業者のすべて、1,709事業者といたしました。

次に、②調査方法についてであります。各所属に対する調査については、まず、書面による調査を実施いたしました。調査は、所属長が責任を持って厳正に行うことを指示いたしまして、現在いる職員のみならず、調査対象期間である平成14年度以降に在籍した職員からも事情聴取すること、また報告書提出に当たっては、責任を明確にするため、所属長が自署押印すること

等を求めました。また、書面調査の結果、預け 等が判明した場合には、必ず本庁の連絡調整課 や主管課等が出向いて、関係書類等の確認や相 手事業者への調査を徹底して行うこととしまし た。

その具体的な調査内容ですが、2ページをお 開きください。四角囲みの中に記載しておりま すように、所属にある支出調書等の会計書類な どと納入業者等にある帳簿や納品書等の書類と のチェックによる、預け等の残高や使途の確認、 購入した備品の現物確認等を行ったほか、不適 正な事務処理の方法とか関与者、またこれまで の経緯等につきまして、所属職員や納入業者等 関係者からのヒアリングも実施しております。 このような段階を経て、各部局から提出された 調査報告については、庁内作業チームにより、 所属調査と納入業者に照会をしていた調査の回 答との整合性の確認や、県の会計書類等と納入 業者の帳簿や納品書等との再チェックを行うと ともに、すべての使途について不適切な内容が ないかどうかをさらに詳細にチェックするなど、 さらに徹底した調査を行いました。

次に、(3)外部調査委員会による指導・検証でありますが、外部調査委員会には、調査の準備段階から調査方法等について指導を受けるとともに、調査の状況も節目節目で詳細に報告して、客観性や公正性の観点からの厳しい検証をいただいてまいりました。金額が多額に上る所属等については、外部調査委員会による現地調査やヒアリングなども実施し、厳しいチェックや原因の把握等が行われたところであります。

(4)公表については、まず、全庁調査の進 捗状況を中間取りまとめとして7月18日に公表 いたしました。さらに、外部調査委員会の指導、 提言を受けて、職員に対する意識調査を実施す るとともに、再発防止策や職員の処分、返還等に関する検討を行い、最終的に、預け56所属、約3億1,700万円、書きかえ35所属、約5,300万円、不適正な現金等13所属、約400万円の不適正な事務処理があったことなどを全庁調査報告書として取りまとめ、9月5日に記者発表を行ったところであります。

4の職員等による返還についてですが、9月5日の全庁調査報告書に記載したとおり、預けや書きかえについては、不適切な使途への支出分はもちろんのこと、公的な支出に分類されるものであっても、競争性が働かないこと等により県に一定の損害が生じたと想定されることから、退職者も含め職員による返還を行うこととしております。職員等による返還は、総額で約7,100万円でありますが、(2)にございますように、9月28日には返還金等管理委員会を設置して、返還に向けた作業を開始し、10月26日から返還依頼文の職員等への発出を行っております。納付期限は12月14日としており、年内には返還総額を充足させ、県に入金できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、次のページの5の職員の処分にありますように、去る11月6日付で不適正な事務処理に関与した職員及び管理監督者に対する処分を行ったところであります。処分の基本的基準については、全庁調査報告書で既に報告しているとおりであり、その基準に照らして処分を行ったものです。(1)全体的な考え方にありますとおり、関与した職員及び管理監督者には厳正な処分を行いました。また、このような不適正な処分を行いました。また、このような不適正な処分を行いました。また、このような不適正な力を行いました。また、このような不適正なりを行いました。また、このような不適正なりを行いました。また、このような不適正なりを行いました。また、このような不適正なの意識が希薄で、前例を安易に踏襲する組織風土を背景とした全庁的な問題であることを踏まえ、所属を統括する課長級以上の

管理監督者の職責を重視して処分を行ったところであります。

結果としては、(2) 処分者数にありますとお り、総数で499名という多数の処分となりました。 具体的な処分の内容といたしましては、著しく 不適切な使途への支出に係るものが最も重く、 宮崎病院で大学からの実習謝金を飲食を伴う医 療関係の交流会会費の一部に支出していた補佐 級職員が停職1カ月、南那珂農林振興局で多額 の預けの管理を行うとともに、野球用ユニフォー ムの購入に関与した係長級職員が停職15日と、 停職処分2名を出したことを初め、減給処分が、 西臼杵支庁や南那珂農林振興局、畜産試験場な ど、金額の大きかった所属を中心に19名、戒告 処分も、預けがなかった所属で新たに預けの配 分を発生させた場合や、年間を通じて安易に預 けを常態化させていた所属、また不適切な使途 のあった所属等で62名に対して行っております。 また、総務部長や会計管理者、監査事務局長な ど、結果として適正な事務処理の指導が十分で なかった管理部門及び監査部門の管理職や、不 適切な使途はなかったなど比較的不適正の程度 が軽い所属の職員に対して、合計416名に文書に よる訓告を実施しており、総数で499名に対する 処分となったものであります。なお、戒告以上 の処分を行った職員のうち、当時の職位で課長 級以上だった者の割合は57.8%となっており、 先ほど申し上げました管理監督者の職責を重視 するという考え方が反映された処分となってお ります。

以上、簡単ではございますが、調査の経緯について御説明させていただきました。この間、 県議会に対しましても、5月18日にみやざき学園の件について各会派代表者会議に御報告申し上げたのを最初に、自主申告や中間取りまとめ、 最終調査報告結果の公表など、調査の節目で報告を行ってまいりましたが、本会議や委員会等の場を通じまして、再発防止に向けての厳しい御指摘や御意見等いただきましたことを改めてお礼を申し上げる次第でございます。

私からは以上であります。よろしくお願いい たします。

〇今井日南県税事務所長 所長の今井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、日南県税事務所におきます不適正 な事務処理につきまして御説明を申し上げます。

資料の4ページをお開きください。1の調査 結果でございます。肩がわりにより取得したも のであります。平成14年度にデジタルカメラ、 デスクマット、ボールペン等の事務用品、計28 万5,715円でございます。肩がわりを行った所属 は南那珂農林振興局でございます。なお、これ らの物品の取得につきましては、当時、南那珂 農林振興局の預けから行われたことを認識して いなかったものでございます。

次に、2の肩がわりを受けた背景・理由でございます。公金意識やコンプライアンス意識が 希薄であったこと、またみずからが行う事務手 続を省略して必要な物品を調達できること等の 理由が挙げられます。

次に、3の再発防止策でございます。適正な 事務処理に努めるとともに、職場における事務 処理に係る定期的な点検を実施いたします。ま た、継続的な職場研修を実施し、全職員に対し て全体の奉仕者としての自覚を促し、コンプラ イアンスの徹底を図ってまいります。

次に、4の肩がわりにより取得した備品でございます。平成14年度に取得しましたデジタルカメラ3万7,647円でございます。

当事務所におきましても、不適正な事務処理

により取得したことを十分反省をしているところでございます。今後このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。 〇中野主査 以上、執行部の説明が終わりました。

委員の皆さんにお諮りいたします。これから 備品台帳等確認があります。したがいまして、 これから秘密会でやっていきたいと思いますが、 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇中野主査 異議なしと認め、秘密会とすることに決定いたしました。

それでは、委員、事務局職員、関係者以外の 退場をお願いいたします。

ただいまから本分科会を秘密会といたします。 秘密の議事の内容を他に漏らした場合は、委員 は懲罰の対象となりますので、御留意ください。

なお、資料につきましては、終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔午前11時35分 秘密会に入る〕

[午後1時9分 秘密会を終わる]

〇中野主査 引き続き、不適正な事務処理に係る再発防止策について、執行部の説明を求めます。

○岡村人事課長 それでは、不適正な事務処理 に係る再発防止策の取り組み状況につきまして、 御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。まず、1の基本的な考え方についてでございます。今回の不適正な事務処理の原因分析をもとに、外部調査委員会を初め多くの意見を真摯に受けとめ、県議会での御意見等も踏まえ

ながら、再発防止策を策定したところですけれ ども、現在、その具体化を検討するとともに、 実施できるものから取り組んでいるところでご ざいます。今後は、さらに実施に向けた検討を 進めるとともに、効果や問題点を定期的に検証 し、確実に実行してまいりたいと考えておりま す。

次に、2の再発防止策の体系についてであり ますが、5本の柱となっております。再発防止 の基本は、職員の意識改革であると考えており まして、職員の公金意識、コンプライアンス意 識の向上に向け、研修等の充実強化などに鋭意 取り組んでまいりたいと考えております。さら に、不適正な事務処理が生じる余地のないシス テムとするため、物品調達におけるチェック体 制の強化や予算執行面の見直し等に取り組んで まいりたいと考えております。さらに、それら を確実なものとするため、監査体制の強化や、 会計課や総務事務センターによる指導・検査の 充実・強化に取り組んでまいりたいと考えてお ります。なお、その他の対策として、内部通報 制度の充実や物品取扱業者対応指針の作成等に も取り組みます。

次に、その具体的な取り組み状況について、3で説明させていただきます。まず、(1)職員の意識改革でございます。①でコンプライアンスの徹底ということでございますが、19年度中に全庁レベルでのコンプライアンス推進の組織を整備しまして、コンプライアンス推進の施策を企画・検討することとしております。また、各所属にコンプライアンスリーダーという役職を設置しまして、事務処理に係る定期的な点検とか、また継続的な日ごろからの運動としての職場研修の実施を推進することにしております。そのために、それらを円滑に推進するためのコ

ンプライアンスリーダー等の育成・研修に力を 入れたいと考えております。

②の管理職員の意識改革でございます。今回 の不適正な事務処理の反省の上に立って、管理 職みずからがコンプライアンスの確立の先頭に 立つことが何より重要であると考えておりまし て、まずは、20年1月から管理職を対象とした コンプライアンス意識向上のための研修を実施 したいと考えております。1月中旬に全所属長 を集めた研修を、まず1回目を計画していると ころでございます。これによりまして、予算執 行等に係る管理職みずからの責任の自覚、また 意識改革を進めていきたいと考えております。 イといたしまして、出納員との意見交換会の実 施でございます。現在、出先には出納員が150名、 これは警察とか教育委員会も入れてですけれど も、おりますけれども、やはり出納員というの が会計事務のかなめでございます。今回の不適 正な事務処理を受けまして、出納員の現場でい ろいろ悩んでおられるお話等を含めて、ざっく ばらんな意見交換会をまずやる必要があるとい うことで、会計管理者みずからが出向き、また 総務事務センター等も参加しまして、県内を8 地域に分けまして、すべての出納員に来てもらっ て、11月に意見交換会を実施したところでござ います。

次の6ページでございますけれども、③として職員研修の充実・強化でございます。まず、意識改革の取っかかりは研修でございますので、研修といたしまして、ア、イ、ウを挙げております。まず、1番目が財務会計事務研修の充実・強化ということでございます。特に今回指摘ありましたように、管理職等に財務会計の知識が乏しいんではないかとか、また事務職にはわかっていても、ほかの技術職の職種とかそのあ

たりに会計の認識が、当然知識が乏しい面があると、いろんな課題がございました。今回を受けまして、会計課を中心に、財務会計事務研修について既にかなり充実・強化を年度後半で図ってきております。具体的には、今年度、財務会計基礎研修と財務会計担当リーダー研修というのに取り組んでおりますけれども、昨年度がこのような研修については、7回で約510人の参加で実施したんですけれども、本年度は既に12回実施しておりまして、参加人員も943名ということで、あらゆる職種を網羅して、その内容の充実・強化を図っております。今後とも充実・強化を図っておりたいと考えております。

次に、イですけれども、階層別研修の強化と いうことでございます。階層別研修といいます のは、新規採用者とか、係長とか、課長補佐と か、その別に自治学院を中心に研修をやってお ります。6つの階層に分けてやっているわけで すけれども、その研修の中に、これは20年度か らということになるんですけれども、今まで予 算とか財務会計とかの内容というのが少し乏し かったという面がございますので、そのあたり を十分マスターできるような内容にしていくと いうことと、コンプライアンス面の研修を、こ れは従来からある程度は盛り込んでおりますけ れども、本格的なコンプライアンス研修を階層 別研修の中に盛り込んでいくというようなこと を検討しておりまして、20年度から実施してい きたいと考えております。

ウの職場研修支援の実施ということですけれども、先ほど申し上げましたが、今後はコンプライアンスリーダーというものを設置して、各職場でのコンプライアンス研修を強化したいと考えておりますけれども、それらを支援する意味もありまして、人事課と自治学院で連携いた

しまして、それぞれの出先なり、また出先が集まったグループなりでの研修に対して講師を派遣したりというような支援をしていくという事業を始めております。これは既に11月から実施しておりまして、コンプライアンス研修を既に11月に4カ所実施いたしました。今のところ1月にも3カ所予定していまして、可能な限りこのような地域でのコンプライアンス研修の強化を支援していきたいと考えております。

次に、(2)の物品調達システムでございます。 ①の物品調達・管理事務の一元化でございますけれども、アといたしまして、これは組織体制にかかわることでございますけれども、地域ごとに、地域としては8地域を考えておりますけれども、物品調達を一元的に処理する体制を整備し、現在、各所属で行っている納品検査を拠点部署に一元化するという組織体制にしたいと思っています。これは組織改正で現在検討しているとおりでございます。次に、イで、20年度から物品の管理において、本庁においては部局単位に集中化を検討する。また、出先においては、拠点部署をつくって、そこに適量で適切な管理が行われるような工夫をしていくということを考えております。

②といたしまして、内部チェック体制の強化でございますけれども、今回検品がずさんだったとか、その辺が一番大きな問題でございましたけれども、19年度中に、物品に関する、だれにもわかるような具体的な手引を整備したいと。またもう一つは、そういう内部チェックが十分働かなかった状況というのをもう一度検証いたしまして、チェック機能が十分働くような改善策を検討していきたいと考えております。

(3) の予算執行システムですけれども、予 算執行システムは3つございますけれども、1 番目が適正な執行管理ということで、問題として、後半に令達が偏って出先の職員が困るとか、 そういうような問題が今回指摘されております ので、年間を通じて適期に令達するための改善 策、また部局全体の事務費の過不足の管理を連 絡調整課が行う方法、その辺について19年度中 に検討していきたいと思います。

2番目で迅速な予算執行への対応ということ でございますけれども、まず、アのプールシス テムでございますが、これにつきましては、今 回の問題点の中で、緊急な場合に使える予算が 欲しいというのも今回の預けを始めた動機とし てございましたけれども、そういうことが起こ らないように、起こりにくくなるようにという ことで、予算の流用等の手続をとる暇がなく、 かつ緊急に備品を購入したり、修繕したりする 必要がある場合、迅速に対応するために、これ は連絡調整課でございますけれども、例えば農 政でしたら農政企画課ですけれども、連絡調整 課に一定の調整事務費という名目で予算をプー ルいたしまして、そのような緊急な需要等に対 応できるようなシステムを導入していこうとい うことで、これについては既に、平成20年度当 初予算編成方針を財政課が示しましたけれども、 その中でそういう方針を明確に打ち出しており ます。

次に、イで予算流用手続の簡素化でございますけれども、これは今申し上げました流用手続をとる暇がなくてというのが問題点として挙がっていたという関係で、予算流用の手続についても、簡素化できるものは簡素化していこうということでございます。具体的には、流用禁止科目はありますから、それは当然別ですけれども、同一目内での流用であれば、それぞれの部の部長決裁で流用できる方向での検討という

のを今進めておりまして、20年度からはその方 向で進めるよう準備しているところでございま す。

次、7ページの一番上にあります経費節約奨 励システムの導入でございますけれども、これ は、年度末に予算を使い切らないといけないと いう意識があったというのが一つの大きな問題 点としてあるんですけれども、そういうような 認識を今後は改めていけるようなものとして、 節約をした場合には一定のメリットがあるとい うようなシステムを導入したいということで、 具体的には、他の模範となるような節約努力と か創意工夫で予算が余ったというような場合に は、執行残額の一定額を先ほどのプールシステ ムにありました調整事務費の中に加算して予算 要求できる仕組みを検討していきたいと思って おります。これは20年度中にシステム設計をい たしまして、21年度当初予算から導入というこ とで考えております。

(4) 指導検査・監査体制でございますけれ ども、①で指導・検査体制の充実・強化という ことでございます。指導・検査といいますのは、 先ほど言いました会計課とか総務事務センター が会計事務等についての検査・指導をやってお りまして、まず、アの指導・検査の充実・強化 ということですけれども、現在、150所属、かい があるわけですが、従来はそういう指導を2~ 3年に1回で実施してきたんですけれども、今 回このような不適正な事務処理が発生したこと を受けて、19年度は既に76所属実施するという ふうに強化しております。また、新たにですけ れども、物品取扱業者に対して、抽出による現 地確認調査を実施して、これは強制権があるわ けではありませんけれども、協力を得ながら、 物品取扱業者のところに出向いて、県側の支出 調書等を見ながら、現地確認の調査をさせていただいているということがございます。今後、さらに効果的な指導・検査となるよう検討していきたいと思っております。次に、イとして、会計事務の手引を既に10月に作成し、周知徹底を図っているところでございます。

②の監査事務局の充実・強化につきましては、 後ほど監査事務局から御説明がございますので、 省略させていただきます。

(5) のその他の対策でございますけれども、 主な柱としては1から4まででございますけれ ども、それに関連して、コンプライアンスを高 めるための方策といたしまして、コンプライア ンスを高めるためには、内部、外部からの通報 制度の充実もまた必要と考えておりまして、① といたしまして、内部通報制度の充実というこ とを挙げております。現在は、公益通報という 趣旨も踏まえて、実名の方に限って内部通報制 度を運用しているということでございます。も ちろん電話とかメールでもいいわけですけれど も、ただ、さらにそれが通報しやすくなるとい う体制をとっておくことは必要かなと考えてお りまして、匿名でも通報を受けられるような方 向で検討したいと考えております。これはほか の県でもそういう事例が最近は多うございます ので、いろいろ問題点も整理しながら、今後検 討していきたいと思います。

②として外部によるチェックでございますけれども、今回、納入業者等の皆様にも外部調査として照会をお願いしたんですが、そういう外部の入札参加資格登録業者等からも何か問題があれば通報できるというような仕組みがあれば、さらにコンプライアンスのチェックにつながるのではないかということから、物品の入札参加資格登録業者から通報できる仕組みを19年度中

に検討したいと考えております。

③としては、相談窓口の設置ということでございます。先ほど冒頭にコンプライアンス推進体制を整備するということを申し上げましたけれども、やはりコンプライアンスの職員全体の意識を高めていくためには、強制的にいろいろ言うことも必要なんですが、気軽にといいますか、自由に相談できる窓口というものをつくって、全体としてのコンプライアンスの意識を上げていくという取り組みが重要だと思っておりますので、そのような職員相談窓口をつくっていきたいと思います。

最後に、④ですけれども、物品取扱業者対応 指針ということで、物品取扱業者と接する場合 の一つの基本的な指針を作成していきたいと考 えております。

以上、再発防止策の取り組み状況について説明させていただきました。今後は、これらの再発防止策を一つ一つ確実に実施していくことによりまして、県民の皆様の県政への信頼を一日も早く回復できるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じますので、県議会におかれましても、御指導をよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

- **〇中野主査** 以上、説明が終わりました。委員 の質問をお願いいたします。
- ○鳥飼委員 一通りお聞きしたんですが、会計 検査院の実施状況について、会計課といいます か、向こうのほうになるかと思いますが、こち らでもつかんでおられると思いますので、状況 等をお尋ねいたします。
- ○岡村人事課長 会計検査につきましては、去 る11月19日から22日まで、4日間ですけれども、 実地検査が行われました。まだいろんな資料提

出等含めて調査は継続しておりまして、今、県 といたしましては、その調査の推移を見守って いるというところでございます。

- ○鳥飼委員 いろいろなところから報告が上がっていると思うんですけれども、感触として、返還ということがあるのかどうか、その辺についてのお尋ねをいたします。
- ○岡村人事課長 まだ断定的な内容にはなって おりませんけれども、会計検査とのやりとりの 中では、預け等とされた金額の中に国庫補助金 が含まれているものがあるのではないかという 視点から、会計検査院としては今、検査してい るというふうに認識しております。
- **○鳥飼委員** ということは、可能性としてある かもしれないということを考えていたほうがい いということですね。
- ○岡村人事課長 そういう国庫補助金として認 定される可能性はあるかもしれないと思います。 ○鳥飼委員 これまでも何回もお話といいます か、お尋ねしてきましたけれども、例えば3ペー ジの職員の処分のところで、先ほどいろいろと 黒木委員等からも御意見があったんですけれど も、こういうふうにして書かれると、例えば全 体的な考え方の中の1行目の最後のほうに、「公 務員としてあるまじき行為であり」と書いてあ るんですね。こういうふうに断定をしてしまう と、これまでの国、県、市町村の予算システム といいますか、県での予算システムというのを 全く否定をしていく――確かに県としての立場 からすれば、それで事足れりということで済ま されるのかもしれませんけれども、実際実務に 当たってきた人たちというのは、こういうこと でやってきたのではないと思っているんです。 そういうものがやはりにじみ出るようなものが

ないと、あんまりではないかと私は思うんです。

こうやって書いてしまわれると、最後のほうに 「安易に踏襲する組織風土があり」というふう に書いてありますけれども、実際にそういう業 務をやってきた人たち、確かにいけないことだ と言われればそうかもしれないけれども、宮崎 のような貧乏県が県民の生活を第一に考えてい くときに、国への返還はできないと、してはい けないというようなことでいろんなやりくりが あったと思うんです。そういうものがにじみ出 るようなものでないと救われないんじゃないか と思いますので、そこはやはりお考えをいただ きたいというふうに思います。答え、要りませ

それから、日南県税事務所で、今井所長がわざれておられますけれども、2番の肩がわりを受けた背景・理由の、ここにも書いてありますけれども、みずからが行う事務手続を省略して必要な物品を調達できるとか、コンプライアンス意識が希薄であったとかいうふうに断定してありますけれども、必要な金が来ていないこと自体が問題なわけで、私は、そういうところを考えてあげないと、あんまりじゃないと、あんましては、これではいですよと、しっかりやりましたということになるかもしれませんけれども、これではあんまりじゃないかと思っておりますので、識を強く持ちました。

そこで、説明のあった今後の防止策の取り組みについてお聞きしますが、教育委員会とか警察とかの対応というのはどんなふうになるんでしょうか。

○岡村人事課長 教育委員会、警察についても、 意識改革については、主に知事部局で書いてあ りますけれども、例えばコンプライアンス推進 組織については、まだ固まってはおりませんけれども、教育委員会等も含めたものにすることも検討できると思っております。先ほど財務会計の出納員との意見交換会、申し上げましたが、警察とか教育委員会とか含めて全体について財務会計面の指導は今、徹底しております。

○鳥飼委員 6ページの(3)予算執行システムのところの①で予算の適正な執行管理というのがありまして、年度末に令達が行われた場合等でこれが発生したというような御説明があったんですけれども、国の補正予算等がぎりぎりで出てくる可能性も十分考えられるわけですが、これは財政課長になるかと思いますけれども、その場合の対応としてはどんなものが考えられるでしょうか。

○和田財政課長 予算の令達につきましては、 どうしてもかためかために予算の令達をするということで年度後期に偏るというのが一つの面と、今、委員から御指摘がありましたけれども、 国の補正予算あるいは国の予算の関係でどうしても補助決定がおくれることによりまして年度の後半になるということは、全くないわけじゃないところでございますけれども、それにつきましても、今後どうするかについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 国は国で必要な予算の形をとって 議決をする、県にどうにかしてこれを使ってく れよということで、極端に言ったら泣きつかれ る場合もあるんです。財政的に厳しいところで は、これは何とかせないかんという国との関係 もあるでしょうし、やりくりもしたいというこ とも出てくるだろうと思うんです。そういうこ とが今まであって、いろんな苦労を皆さん方が されながら、やりくりをしてきたというふうに 思うんですけれども、具体的にそういうふうに なったときに、いや、うちはいいですわと、も う執行できませんから結構ですわということを 言っていくということになるのか。今から検討 されるということですけれども、どんなふうに 具体的に対応されようとしておられるのか、そ ういう議論をしておられるのか、お尋ねしたい と思います。

○和田財政課長 国との関係につきましては、 これは補正予算に限らず、一部省庁の中には、 そもそも年度の後半あるいは年度末に偏ってそ ういう補助決定が行われるところがあるのは事 実でございますので、国に対しても改善すべき 点があれば当然要望してまいりたいと考えます し、県なりでできることはないのかということ は検討してまいりたいというふうに考えており ます。

○鳥飼委員 余り財政課長に言っても難しいことだと思いますけれども、国との関係、そういう関連があるということはしっかりと押さえておかなくてはならないというふうに思います。

そこで、③に経費節約奨励システムの導入ということが書いてありまして、執行残額の一定額を翌年度の調整事務費に加算をして予算要求できる仕組みについてというふうに書いてあるんですが、当然、残額が出れば国に返還をするということになるわけですけれども、そうなると県単のことかなと思っているんですが、どういうことを想定しておられるのか、お尋ねします。

〇和田財政課長 おおむね県単事業が多いかと 思いますけれども、例えば他県でやっている例 を見ますと、11月補正ぐらいの段階で節約なり あるいは余らせた部分について補正減したもの について、翌年度予算要求において減らした相 当額を加算するとか、あるいは2月補正まで全 体を通じて節約した分につきまして、翌々年度 の予算に加算するとか、そういった方策を他県 でとっておりますので、そういったものを参考 にしながら、本県としてどうしていくかについ て検討していきたいというふうに考えておりま す。

○鳥飼委員 県単ということですけれども、例 えばどのような事業が想定されるのか、わかり やすいところがあれば御説明いただきたいと思 います。

○和田財政課長 具体的なところはまだ検討しておりませんけれども、どの事業に限らず、事業実施に当たりまして、例えば今まで使っていた紙の質を変えることによって予算を減らすとか、そういった個々具体の事業の推進に当たって他の模範となるような節約努力があれば、そういったものについて認めることによってその分を渡すといったようなことを考えているところでございます。

〇鳥飼委員 事業仕分け委員会というのがあり ましたけれども、これは県単でやっている事業 を大分議論しておられるわけですけれども、例 えば県単の中に乳幼児医療助成制度、6億か7 億だったと思いますけれども、これを節約する といってもなかなか節約できないんです。病院 にかかるなというわけにはいかんわけですから。 そうなってくると、かなり限られてくるんじゃ ないかと。それはいいことだというふうに、予 算を残せば、そのまま次の事業に使えるように すればいいというふうに言われる幹部の方もお られますし、県民の方もそれはいいことだとい うふうに言われるわけです。ところが、実際そ うはなっていない。残額が出れば、国庫補助絡 みの場合は返還をしなくちゃならない。また、 来年度以降は予算が宮崎に流れてこないかもし

れないというぎりぎりのところを迎えますし、 県単の部分については、今申し上げたようなと ころでいけば、節約できる部分というのは少な いのではないかと。用紙の、いい紙を落とすと か、それもしれていると思っているんです。こ の経費節約奨励システムというのは、言われる ほどに効果はないんじゃないかと、そんな感じ がするんですけれども、どうですか。かなり効 果があるというふうに思っているんですか。

○和田財政課長 まず、委員から乳幼児医療費助成等のお話がありましたけれども、今回ここで考えている節約奨励につきましては、基本的には、無用費でありますとか、備品購入費といった事務費の節約したものについて、その事務費の節約した分の一定額を翌年度渡すという制度を考えておりまして、乳幼児医療費助成とかそういったものをそもそも対象とは基本的には考えていないところでございます。そういった意味では、確かに額としては当然小さくなりますけれども、それでもやはり各部局から、節約したときに何かそれに対するメリットが欲しいというような要望もございましたので、そういった趣旨を踏まえて、今回こういう制度を考えているというところでございます。

○鳥飼委員 そうすると、例えばどの程度節約 したら、こうしますと、どの程度措置しますよ というのが県の予算の額からわかると思うんで すけれども、その辺どうですか。

〇和田財政課長 そもそも、いわゆる事務費と呼ばれているものの予算自体がそれほど大きくはございませんで、旅費とか需用費、役務費、その他そういった事務費と呼ばれるものを合計いたしましても、150億弱程度と思いますので、そういった意味で、予算額からすると、小さいと言えば小さいかもしれません。ただ、そうで

あっても、その中で節約努力をしたものについて何らかの報いられるシステムというものは必要ではないかということから、今回こういうシステムについて検討しているという状況でございます。

○鳥飼委員 6,000億の中の150億ですから、額としては少ないんですけれども、しかし、こういうシステムを入れること自体は結構だと思うんです。ただしかし、これを入れれば大変な効果があるんですというような、ふろしきを広げるような話はやめてもらいたいなという思いがいたしております。

もう一つ、コンプライアンスの確保とか、予 算の適正な執行というふうに書いてあるんです。 それと内部通報システムとかありますけれども、 出のシステムについてしっかりとやっていくと いうことは、大いにやっていかなくちゃならな いし、努力をしていただきたいというふうに思 うんですけれども、例えば必要な支出を抑えて いるところはないかということも検討しなく ちゃならないと思っているんです。何のことを 私が言っているのかといいますと、例えば職員 の名刺代、渡辺総務部長も名刺をつくられるし、 皆さんつくられると思うんですけれども、知事 と副知事を除いては恐らく自費で名刺をつくっ ておられるだろうと思うんですけれども、これ は逆に公私混同ではないかと、そんな思いもす るんです。こういう見直しをしていくべきでは ないかと思うんですけれども、これはどなたに お尋ねすればいいでしょうか。

○中野主査 今の問題は、交際費の使い道の関係ですね。総務部長の交際費ではそういうのはだめだという話か、知事の交際費はいいかという話で。

○渡辺総務部長 確かに名刺につきましては、

個人負担で印刷をしているという方が結構いらっしゃると思います。ただ、今、委員おっしゃったように、これは個人負担にすべきなのか、それとも公費負担にすべきなのかというところは、ほとんどが公用の場合が多いと思いますけれども、もう一つは、県全体として財政の支出を節約しているということもありますので、やり方としては、名刺用の台紙を別途用意しておりますので、例えば私の場合は、名刺用の台紙にパソコンを使って印刷をすることによって、ほとんど経費をかけずに必要に応じて印刷をしているという状況でございますので、そういったやり方も有効かなというふうに考えております。

○鳥飼委員 名刺は一例なんですけれども、公 金に対するコンプライアンスということを打ち 出しているわけですから、これほどまでに打ち 出しておるわけですから、当然そういう線の引 き方というか、律し方というのもやっていただ きたい。そのほかには、例えば時間外勤務をし ますね。議会のときは時間外勤務をするし、部 長は遅くまで、部長は時間外手当が出ないんで すけれども、かなり勉強されて、一人でずっと おられるというお話も聞きまして、議会がある と大変な御苦労が執行部の皆さん方にあるよう なんですが、例えば時間外をしたけれども、時 間外手当を支払わない、請求をしない、これは 労働基準法違反ですから、コンプライアンス違 反なんですね。そういう律し方というものをこ の際やっていくべきではないか。内部通報制度 の話も出ましたけれども、時間外をやっている けれども、時間外手当の請求もしていないと。 これは県に貢献しているんじゃないという意識 をつくってもらって、事実に即した実費を支給 していくということを、今回のコンプライアン スということでうたってありますから、そうい うような対応をしていただきたいと思っており ます。

今回の預けの問題があったわけですけれども、 原因についても私、いろいろ申し上げましたけれども、そういういろんな背景を持ちながらやってきたことを整理していくといいますか、先ほど出ました処分、痛みを伴いながら、やっていくわけですから、両方あわせて、執行上、例えば名刺の話も出しましたけれども、そういう線の引き方というものをもう一回見直していただいて、気持ちよく皆さんに仕事をしていただく、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思います。

〇中野主査 鳥飼委員が聞いていた残業代、十 分出ていないからこういう問題も起きたんだと いうふうにとれんことはない。そういう意味じゃ ないんですね。

- **〇鳥飼委員** そういう意味じゃない。
- **〇中野主査** 個人流用はないという前提になっているから……。
- ○鳥飼委員 そういうことではなくて、そういう線の引き方、整理の仕方をするのであれば、 公務としての業務の内容をしっかりと見直すべきだと、そういうことを申し上げたわけです。
- **〇中野主査** ほかにありますか。

私は、今回の一連の事件を見ていて思うことがあるんですけれども、人事課長から県外と比較した話がよく出るんです。参考に、県外はかなりの金額がありましたね。簡単でいいです。かなり金額が違っていたと思うんだけれども。

○岡村人事課長 一番類似のものというのは長崎県でございますので、長崎県が預けで約4億3,600万、書きかえまで入れると全体で4億5,000万でございます。

○中野主査 長崎も私的流用はなかったという

ことですか。

○岡村人事課長 長崎の場合は私的流用があって、懲戒免職者が出ております。明らかな個人的着服があったということで、それ以外の私的流用とまでは言えない不適正なものというのについては、やはり停職ということになっております。

〇中野主査 そういうところと比較してこれが できたんだろうと思うんです。これを見ている 限りは――私は、何でもこういう対策というの は、そういう問題があってその反省点を踏まえ て出てくると、そう思っているわけです。ここ で見ると、内部チェックとか言葉が出てくるわ けです。内部チェックということは、一定の人 がある程度今回はこういう問題をしていたとい うふうに私は受け取るわけです。例えばこうい う預けの問題、出先で言えば、総務課長、知ら んという話じゃないわけです。当然、所長まで 知らんという話じゃない。そういう中で、内部 チェックをだれがするかということです。みん な知っている話だから。何か今度の処分を見る と、私的流用はありませんでしたという中で、 そういうのがあった前提のこれになっていると 思う。コンプライアンスがどうのこうのと。今 度の問題は、職場の中で個人として流用して懐 に入れたというんであれば、こんな対策という のが出てくるわけだけれども、これはある意味 では古いあしき習慣として組織のみんなが知っ ている話だ。新規職員は知らんかもわからんで すよ。特に使い道は、総務より業務やほかの係 のほうが多いわけで、そうなってくると――2 ~3日前の飲み方で、今度の処分はトカゲのしっ ぽ切りみたいだなと言う人までおるわけです。 いろいろ研修をやりますといって、それじゃ、 今回起こった問題は事務処理が不十分だった、

事務処理がなかった、事務処理がまずかった、能力がなかったとか、そんなふうにも聞けるわけです。今回のこの対応策というのは、簡単に言えば、そこの所属長がどこまで知っていたかで、個人的な犯罪か、共犯か、組織ぐるみか、3つしかないわけだ。個人的にやるやつはこんなのではしようがないわけ。組織的にやって、それが前提だからこういうやつがあった。事務処理が悪かったから流用があった、そんな話じゃないような気がする。今までの職員の能力がなかった、財務能力がなかった、コンプライアンスが欠けていたから今、一生懸命研修していますと、そんな話じゃ、県庁職員は――我々もそうだけれども、部長、どうですか。

○渡辺総務部長 主査からいろいろとお話がご ざいましたけれども、例えば預け等については、 職員のアンケート結果によりますと、半数の職 員が預けを具体的に知っていた、あるいは聞い たことがあったということで、5割の職員がそ ういう状況でございます。そういう中で、今回 の預けとか書きかけ等の不適正な事務処理が発 生した、よって来るところを究明して言えるこ とは、先ほど所属長の問題等も出ましたけれど も、会計関係、経理関係の書類決裁が、出先機 関であれば所属長決裁が当然ですけれども、実 はその段階まで上がらずに、例えば総務課長レ ベルでの決裁にとどまっていたということで、 所属長はそもそもそういう不適正な経理が行わ れていたこと自体を決裁の過程において認知で きていないということがあります。それから、 これも出先機関の場合には、総務課長の職にあ る者が、執行機関の決裁の過程にある者の立場 と出納員という立場で、執行、経理を監査監視 すべき立場の同じ身分を兼ねているということ で、そういうチェック機能が働いていないとい う構造的な問題がありまして、それらをやはり きちんと是正をすべきだということで、それを もっと突き詰めていけば、物品の出先機関にお ける集中管理というシステム改革にまで結びつ けているわけでありまして、決して県職員の事 務処理がずさんであったということではないと 思います。そういった要因、原因を正しく認識 して、それらを除去するためにこういう再発防 止システムをいろいろと考えたということで御 理解をいただければと思います。

○中野主査 所長もそういうのはあるというのを知っていて、何ぼあるかまで知らんと。これは裏でしている話だから一々確認する人はいないわけ。例えば、そういう組織的にやって、知り得たところの最終の組織の人間がしっかり処罰の対象になりますとか、そういう言い方をすれば――これはみんな個人的な話じゃないわけだ。これは長崎かどこかの丸写しでやったような話じゃないの。

○岡村人事課長 今お話がありましたけれども、 所属長なり、また今回の減給処分では出先の次 長とかまでが減給、例えば西臼杵支庁とか南那 珂ですが、基本的に課長級以上について預けを 認識していたというのはごくわずかでございま した。例えば西臼杵支庁とか南那珂の預けにつ いては、買っているものは通常のものがほとん どでございまして、不適切なものも中にはある んですが、会計処理としてのルーズさというの が基本的な問題としてあるんですけれども、上 司としては預けというのがあることに気づいて いなかったということは、私どもの調査の中で は間違いないだろうと思っております。また、 アンケートの中では、先ほどありましたよう に、46%が具体的に知っていたとか、聞いたこ とがあったと言っているんですけれども、ただ、

その中の7割以上はもうないと思っていたという認識が、一般的な認識だろうと思います。昔はあったのは知っていたけれども、もうないと思っていたと。そういう中で、例えば振興局で言ったら局長……。

〇中野主査 私が言っているのは、個人とか、 1人、2人でやった話じゃないでしょうと。課 長も、一々監査はせんけれども、もう任せてい てやっているわけよ。最終的な処分の責任者を 明確にすれば、こんな無駄な研修の時間をとっ たりせんで、そこの所属長とかそこら辺の責任 を、厳罰を科すと言えば、それで終わる話だと 思う。ただ今回は流用もなかったわけだし、こ の間も言ったように、チェックとかいっても、 自分で使っている人はチェックも何もない。ユ ニフォームを10人着ていれば10人使っているわ けで、もうちょっと現実的に――よくわかるん です。建前論みたいな終わり方だけれども、こ こまでやったら、結局は、職員が事務能力がな くてそういうふうになったとか、こんな結果と いうのは、そんな研修を受ける話じゃないだろ う。そんなことをしたらいけませんよと自治学 院で研修するのか。それはそれでいいけれども、 こういう預けの問題はもうちょっとしっかり処 罰体制――これでは何か腑に落ちない。これは もう外に出したわけですか。防止対策案とかい うのは公表しているわけですか。

○岡村人事課長 全庁調査報告を出した段階で 今後の取り組みとして出しております。

○中野主査 県民の前で議論をせんと、何もかも県庁職員がぐるになって、コンプライアンスがなくなって、OBも含めてやっているような話だ。

ほかにありませんか。

なければ終わります。どうもお疲れさまでし

た。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時5分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

不適正な事務処理に係る再発防止について執行部の説明を求めます。

○長友監査事務局長 それでは、このたびの不 適正な事務処理に対しましての監査の手法の見 直しなど、監査機能の強化の方策につきまして 概略を御説明申し上げます。

お手元の委員会資料をお開きください。不適 正な事務処理につきましての調査委員会の再発 防止策の整理を踏まえまして、監査事務局とい たしましても、その対応案を作成しております。 まず、資料でございますけれども、左側の大き な枠が調査委員会でその背景や原因を挙げたも のでございます。大まかな点につきましては、 先ほど人事課長の御説明があったと思いますの で、細かい説明は省略させていただきますけれ ども、私どもがこのたびの監査で回りまして、 私どもの内部の議論あるいは監査の結果にあっ ても、このような分類に背景や原因が挙げられ たわけでございます。右側の表の点線で囲みま したところが左側の背景や原因に対する再発防 止策でございます。それぞれの左に対応した形 で右側の表の点線の中が、調査委員会で再発防 止策を掲げたものでございます。これに対しま して、右側の表内の丸の番号でゴシックで書い てございますけれども、それが私どもの監査の 中で検討、整理しました監査の方策案でござい ます。

まず、左側の背景や原因につきましては、私 どものいろいろな仕事の中で、内部統制の機能

の不備に総体的には大きな原因があったのでは ないかと思っております。もちろん公金に対す る意識の欠如、こういったものも大きな原因で はなかったかと思っております。内部統制とい う聞きなれない言葉があるんですけれども、こ れは平たく言えば、内部のルールとかシステム、 そういった決まりをしっかり守ることだと思っ ております。そういったものの機能が不全だっ た、不備だったということを全体的には私ども としてとらえております。

個別にどういう監査の方策を私どもが今とっているか、あるいは今後とるかというものを右側の丸数字のゴシック体のところに記載しております。まず、①内部統制に関する監査の強化でございます。先ほどの人事課長の御説明の中にあったとおり、今後、研修を行うとかあるいはマニュアルをつくるとかあったと思います。私どもといたしましては、まず、そういったルールやシステムがきっちりやられているかどうかを改めて私どもの目で確認したいと思っております。

それから、②対象所属や対象事項等の監査の 重点化を挙げております。現在、県の所属を全 所属、広くやっておりますが、今回のことを反 省して、対象所属を絞り込みまして、深くやろ うと考えております。対象事項等も、一所属多 岐にわたっております。例えば農林振興局だと、 農、林、水産と多岐にわたっております。対象 所属とあわせて対象事項等も絞りまして、深く やろうということを考えております。

③④⑤は職員の意識改革の検証でございます。

③監査結果の公表範囲の拡大でございます。 今までは監査結果を公表はもちろんしていたん ですけれども、大きな事例しか公表しておりま せんでした。県の公報、インターネットでも公 表しますが、大きなものしか公表しておりませんでした。これを小さな注意事項や要望事項まですべて公表いたしまして、注意を喚起するということにいたしております。それをすることによりまして、県民への説明責任が果たされたり、あるいは監査の透明性が確保されるのではないかと思っております。また、監査を受けるほうも、小さいミスも許されないという意識が一段と深まるんではないかと思っております。

④監査による指摘事項の実効性の強化でございます。これはどういうことかといいますと、もちろん対象所属には直接、文書等で指摘するんですけれども、部としてあるいは連絡調整課として、自分の部内のことあるいは所管する主管課の立場、出先機関を持っている主管課としての立場、こういったところにも強く是正を求めるといいますか、責任を持って指摘されたものは是正をする、処理をするという取り組みを今後したいと思っております。監査しっ放し、報告しっ放しではなくて、それを是正させる、強く是正を求める一つの方策として、実効性を確保したいと思っております。

⑤財務に精通した職員の配置や監査業務の一部外部委託の検討ということを入れております。 先般の分科会で中村委員のほうから御意見ございましたように、ベテランの職員、団塊の世代で退職する職員の有効活用やそういったものも私ども人事当局に今お願いをしておりまして、そういった人材の確保をここでやろうと。それから、試験的に監査業務の一部外部委託ができないかどうか、例えば専門家に一部委託をして、対象所属に緊張感を与えるということもできないかどうか、検討しておるところでございます。

⑥物品の出納並びに管理状況の重点確認ということで、今回の反省に立ちまして、実際の予

算執行伺と、現物が果たして納品されているのかどうか、重点的に確認するということをしたいと思っております。先ほど申し上げましたように、今までは広く全所属やっておりまして、なかなか細かいところまで手が届かなかったものですから、今度は所属を絞ったり、あるいは一つの項目を深くやることによりまして、重点確認しようと思っております。

⑦物品取扱業者に対する確認調査の実施でございます。国の会計検査院と違いまして、地方自治法の監査の場合には強制力がございません。業者さんには協力を求めるという方法しかないわけでございますけれども、今後は、協力をお願いしまして、各所属において、相手のあることですから、すべてとはいきませんでしょうけれども、重立ったところの業者につきましては、裏を確認させていただく。すべて注文した品物を納入しているかどうかという確認をしていこうと思っております。

⑧業者の偏り等発注状況調査の実施でございます。今回もいろいろな場面で御指摘がありましたとおり、預けというやり方、手法によりまして、特定の業者だけが納入している状況が見受けられますので、そういった特定の業者に発注がされていないかどうか、預けを生む温床となることが考えられますので、偏りの状況がないかどうかというのも監査の中でやっていこうと思っているところでございます。

予算の執行の管理で⑨予算の令達及び予算の 執行状況の検証でございます。今回も、年度末 とか、そういったところで令達がどんと来ると いうことが見受けられましたので、そういうの がないかどうかをここで検証させてもらおうと 思っております。これも人事課のほうで、そう いった偏りがないように、年度末とかそういっ た令達がないように財政課と一緒になってやる ということを言っておりますので、それを私ど もの目でも検証していくということにしたいと 思っております。

最後に、⑩物品(特に備品)購入に関する有 効性の監査の実施をしたいと思っております。 一部の所属で私ども監査をいたしまして、1年 に数回しか使っていないようなものがありまし た。それは預けで買っておりました。正式に財 政に要望するとなかなか買ってもらえないとい うことで、それがいいか悪いか別といたしまし て、預けで買っていたと。使用回数も非常に少 ないというものが発覚いたしましたので、監査 に入りまして、備品について有効活用がされて いるのかどうか、そこらあたりも綿密に調査を したいと思っております。もちろんこれは病院 などで、まれな病気の患者のためにどうしても 必要な医療器械というのはございます。それは 特別の例ですので、そういったものは当然のこ ととして、ただ、それが裏金が使われているか どうかというのを私どもとしては検証したいわ けですので、そういった面から有効性の監査の 実施も行いたいと思っているところでございま す。

以上、今回の不適正な事務処理に対する監査 の対応といたしまして、公表範囲の拡大とか既 にやっていることと、今後やることにつきまし て、簡単でございますが、説明をさせていただ きました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇中野主査 以上、終わりました。

○星原委員 ①から⑩までの説明の中で、⑤の部分ですが、私も監査委員になったことがありますが、ここまでの中身のことを掘り下げて監

査するとなれば、人数が足りるのかなと。今出ましたように、業者の人とか、ここらあたりまで確認をとるとかいうことをやり出せば、膨大な量になります。それでなくても、学校関係は2年に1回とか、3年に1回と分けていましたり、地域によってそういうことを分けてやっているわけですね。今回こういう形になってると、本当にそこまでの監査の対象を広げたり、わるわけですね。今回こういう形になってると、本当にそこまでの監査の対象を広げたりかの対象を広げたりまかにある部分は厳しいんじゃないかと思うんですが、そういうことでの考え方は、今の体制で、一部外部委託とか、精通した職員の配置とか、それぐらいで可能だと思われておりますか。

○長友監査事務局長 今の人員体制では、今と 同じようなやり方をして、そしてまたこういう 新たなものをプラスするということは、不可能 だと思っております。そこで、私どもは、先ほ どちょっと申し上げましたけれども、対象所属 を絞りまして、対象事項もある程度絞りまして、 そして深くやっていくと。あるいは対象所属外 になったり、あるいは対象事項外にたまたまそ の所属がなった場合には、それを担保する方法 といたしまして、連絡調整課や主管課、そういっ たところに、例えばAという農林振興局ではこ ういう指摘をしたので、ことしはBという農林 振興局は監査をしないけれども、恐らく同じよ うなことがあるかもしれないので、ぜひ主管課 としてそこを指導してくれというような方法で もって警鐘を鳴らす。そして、ほかの所属も不 適正な事務処理とかそういったものが起こらな いように、やり方をちょっと変えてみようかと 思っております。そういうことで現体制で何と か一回この取り組みをしてみようというふうに 考えておるところでございます。

- **〇中野主査** 今度の問題は、コンプライアンス の徹底と書いてあるけれども、本当にそう思っ ているんですか。
- ○長友監査事務局長 私、個人的には、一番は 公金意識の欠如だと思っております。自分の家 庭でもって預けとかそういうことはやらないと 思っております。このお金は、国民、県民の血 税だという意識、それが一番足りなかったんで はないかと。預けというようなプールの仕方を いたしますと、その使い道にやっぱり緩みが出 てくると思いますので。
- ○中野主査 ほかにありませんね。 以上で監査事務局を終了いたします。 暫時休憩いたします。

午後2時27分再開

午後2時23分休憩

〇中野主査 分科会を再開いたします。

採決についてでありますが、12月4日の13時30 分に採決を行いたいと思いますが、よろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野主査 どうもありがとうございました。以上で本日の分科会を終了いたします。午後2時28分散会

午後1時33分再開

出席委員(9人)

主		查	中	野	廣	明
副	主	查	松	村	悟	郎
委		員	中	村	幸	_
委		員	星	原		透
委		員	黒	木	覚	市
委		員	外	Щ		衛
委		員	鳥	餇	謙	$\ddot{-}$
委		員	河	野	哲	也
委		員	Ш	添		博

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 総務課主幹
 黒田

 議事課主任主事
 今村
 左千夫

〇中野主査 分科会を再開いたします。

ただいまより採決を予定しておりましたが、 他分科会との調整のため、暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後4時46分再開

〇中野主査 分科会を再開いたします。

議案の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野主査 それでは、議案第7号についてお 諮りいたします。

議案第7号「平成18年度決算の認定について」、 原案のとおり認定することに御異議ありません でしょうか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○中野主査 御異議がありますので、挙手により採決を行います。

議案第7号「平成18年度決算の認定について」、 賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○中野主査 挙手なしということであります。 よって、議案第7号「平成18年度決算の認定」 については、認定しないものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。 主査報告の内容として、特に御要望ありません でしょうか。

[「一任」と呼ぶ者あり]

〇中野主査 それでは、お諮りいたします。

主査報告につきましては、正副委員長に御一 任いただくということで行っていきたいと思い ます。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇中野主査 では、そのようにいたします。

その他何かございませんか。

何もないようですので、以上で分科会を閉会いたします。

午後4時48分閉会